

令和 4 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 5 (2023) 年 1 月



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	35
基準 4. 教員・職員	62
基準 5. 経営・管理と財務	76
基準 6. 内部質保証	87
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 地域貢献	91
基準 B. 自校教育	99
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	122
エビデンス集（データ編）一覧	122
エビデンス集（資料編）一覧	122

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

純真学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人純真学園によって平成 23(2011)年に設置された大学である。

本学の設置母体である学校法人純真学園（以下「本学園」という。）の歴史は、学園祖・福田昌子によって「学校法人純真女子学園」が設立された昭和 31(1956)年 2 月に始まる。その際、福田昌子は女性の人間的尊厳の確立と社会的地位の向上を目指し、高度な学識と人間的教養を身につけ、豊かな知性を持ち奉仕の精神を身につけた気品ある女性として、また純真な心を持って社会に貢献することのできる、新しい時代を担うに相応しい女性を育成することを掲げ、学園訓を「気品・知性・奉仕」と定めるとともに、学園の名称に「純真」の文字を取り入れた。

同年 4 月、私学としては福岡県において戦後 3 番目となる「純真女子高等学校」（現在の純真高等学校）を開校し、翌昭和 32(1957)年に「純真女子短期大学」（現在の純真短期大学）を、また昭和 42(1967)年に「東和大学」を開学した。

産婦人科医でもあった福田昌子は、豊富な医療経験と知識を活かして、昭和 40(1965)年に准看護師養成課程としては私学で初となる衛生看護科を高等学校に設置した。その後、平成 14(2002)年には衛生看護科を「看護科」と改称するとともに、新たに 2 年制の看護専攻科を設置して 5 年一貫制の看護師養成課程を確立した。現在までに卒業生は千数百人を数え、各々が看護師・准看護師として医療の最前線で活躍するとともに広く社会に貢献している。

一方、東和大学においても創設当初より医療電子工学科を設け、その後臨床工学技士の資格取得を目指すことのできる、当時としては九州唯一の臨床工学コースを設置した。以来長年に渡って臨床工学技士教育に尽力し、多くの優秀な医療人を社会に送り出してきた。

学園設立より 50 余年、本学園は地域社会の求める実践的職業人を多数輩出し、また教育文化の振興に寄与するなど、多大な実績を上げてきたが、新たな 50 年に向けての大きな一歩として、平成 23(2011)年 4 月、福岡市南区筑紫丘のキャンパスに本学を開学し、医療系 4 学科を九州地区で初めて同時設置した。

平成 25(2013)年度には、本学と独立行政法人国立病院機構九州医療センターの間で協力協定が締結された。このことにより、本学の学生教育にあたって九州医療センターの設備と機器を活用して先端医療を学ぶことが可能となり、併せてチーム医療をより実践的に学ぶことのできる環境が整った。更に平成 30(2018)年度からは、九州医療センターが設置していた附属看護助産学校（平成 30(2018)年 3 月に閉校）の校舎を借り受けることにより百道浜キャンパスを設け、筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスの 2 校地体制で純真学園大学大学院を開設するに至った。なお百道浜キャンパスについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて大学院の教育課程を筑紫丘キャンパスに集約することとなったため、令和 4(2022)年 3 月をもって閉鎖した。これに伴い、本学と九州医療センターの間で、連携協力に関する協定を再度締結している。

本学は、これまで本学園が積み上げてきた医療人育成の伝統を継承するとともに学園訓をそのまま建学の精神として掲げることにより、高度化する現代医療に対応できる能力と、「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材の育成を目指している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 31(1956). 2. 1 福田昌子、学園用地その他私財を寄付し、学校法人純真女子学園を設立
4. 1 純真女子高等学校 開校
- 昭和 32(1957). 3.15 法人名を「学校法人福田学園」に名称変更
4. 1 純真女子短期大学 開学
- 昭和 40(1965). 4. 1 純真女子高等学校に衛生看護科を開設
- 昭和 41(1966). 4. 1 福田学園中学校 開校
- 純真女子高等学校を男女共学化
- 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園 開園
- 昭和 42(1967). 4. 1 東亜共立大学 開学
7. 4 東亜共立大学を「東和大学」に名称変更
- 昭和 43(1968). 7. 4 純真女子高等学校を「東和大学附属高等学校」に名称変更
- 福田学園中学校を「東和大学附属中学校」に名称変更
- 昭和 48(1973). 4. 4 東和大学附属高等学校を「東和大学附属東和高等学校」に名称変更
- 昭和 54(1979). 4. 1 東和大学附属昌平高等学校 開校
- 昭和 58(1983). 4. 1 埼玉純真女子短期大学 開学
- 平成 13(2001). 11.20 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園を廃止
- 平成 14(2002). 4. 1 東和大学附属東和高等学校 衛生看護科を「看護科」に名称変更、看護専攻科を設置
- 平成 19(2007). 4. 1 法人名を「学校法人純真学園」に名称変更
- 純真女子短期大学を男女共学化、「純真短期大学」に名称変更
- 埼玉純真女子短期大学を「埼玉純真短期大学」に名称変更
- 東和大学附属東和高等学校を「純真高等学校」に名称変更
- 東和大学附属中学校を「純真中学校」に名称変更
- 東和大学附属昌平高等学校を学校法人昌平学園へ移管
- 平成 23(2011). 4. 1 純真学園大学 開学（1 学部 4 学科、入学定員 240 人）**
- 10.17 東和大学を廃止
- 平成 24(2012). 3.30 純真中学校を廃止
4. 1 純真保育園 開園
- 平成 26(2014). 3.27 純真学園大学と独立行政法人国立病院機構九州医療センターが連携協定を締結
- 平成 28(2016). 3.31 純真保育園を社会福祉法人晶（きよら）へ事業譲渡
- 平成 29(2017). 3. 7 純真学園大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」の認定を受ける（第 2 クール）
- 平成 30(2018). 4. 1 純真学園大学大学院保健医療学研究科（修士課程）を開設（2 専攻、入学定員 12 人）
- 純真学園大学保健医療学部の入学定員を変更（240 人→295 人）

独立行政法人国立病院機構九州医療センター敷地内（福岡市中央区地行浜）に「百道浜キャンパス」を開設し、大学院教育を筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスの2か所で実施

令和4(2022) 3.31 百道浜キャンパスを閉鎖し、大学院教育を筑紫丘キャンパスに集約

2. 本学の現況

・大学名 純真学園大学

・所在地 福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1（筑紫丘キャンパス）

・学部等の構成

学部名	学科名	
保健医療学部	看護学科	
	放射線技術科学科	
	検査科学科	
	医療工学科	
研究科名	専攻名	分野名
保健医療学研究科 (修士課程)	看護学専攻	看護の基盤分野 臨床実践看護分野 生活支援看護分野
	保健衛生学専攻	放射線技術学分野 臨床検査学分野 臨床医工学分野

・学生数、教員数、職員数

(1) 学生数（令和4年5月1日現在）

純真学園大学

学部	学科	入学 定員	収容 定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
保健医療 学部	看護学科	100	400	112	91	104	107	414
	放射線技術科学科	80	320	94	84	84	96	358
	検査科学科	75	300	84	80	67	86	317
	医療工学科	40	160	46	48	38	43	175
保健医療学部計		295	1,180	336	303	293	332	1,264
合計		295	1,180	336	303	293	332	1,264

純真学園大学大学院

研究科名	専攻名	入学 定員	収容 定員	1 年次	2 年次	合計
保健医療学 研究科	看護学専攻	6	12	2	6	8
	保健衛生学専攻	6	12	2	2	4
保健医療学研究科計		12	24	4	8	12
合計		12	24	4	8	12

(2) 教員数 (令和 4 年 5 月 1 日現在)

学部	学科	専 任 教 員					助手	兼任 (非常勤) 教員
		教授	准教授	講師	助教	合計		
保健医療学部	看護学科	13	5	4	14	36	1	67
	放射線技術科学科	8	2	2	3	15	0	
	検査科学科	5	6	2	2	15	0	
	医療工学科	5	4	3	0	12	1	
保健医療学部計		31	17	11	19	78	2	67
うち、大学院を 兼担する専任教員		30	15	9	1	55	—	—

(3) 職員数 (令和 4 年 5 月 1 日現在)

※法人事務局職員を含む。

正職員	嘱託	パート・アルバイト	派遣	合計
36	0	12	0	48

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的については、「純真学園大学学則」（以下「学則」という。）第1条、及び「純真学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条に定めている【資料1-1-1 純真学園大学学則】【資料1-1-2 純真学園大学大学院学則】。また、本学の目的をより具体化し、学部・学科及び研究科において育成する人材を明確に示したものを、「純真学園大学保健医療学部規則」第3条・第4条及び大学院学則第6条第2項に示している【資料1-1-3 純真学園大学保健医療学部規則】。これらの目的については、本学公式ホームページ（<http://www.junshin-u.ac.jp/>、以下「ホームページ」という。）にも掲載している【資料1-1-4】。

また、学園訓であり、本学の建学の精神でもある「気品・知性・奉仕」については、その解釈をそれぞれ以下のように示している。

表1-1 建学の精神とその解釈

建学の精神	解 釈
気品	人を魅了し、良き師、良き友を得て、お互いを高めあい、他者をして犯すべからざる精神性の高さで行動すること
知性	広い視野に立ち、枝葉末節に拘泥することなく、物事の本質を見定め、考え、判断し、節度を持った行動をすること
奉仕	多くの人に支えられていることに感謝し、利害得失を捨てたときに、心の底から生まれる志に準じて行動すること

「建学の精神」及びその解釈については、本学の「大学案内」【資料 1-1-5】や全学生に配付している学生便覧【資料 1-1-6】を通じて、広く周知を図っている。また、入学式やその他の式典等の機会を通じて、学生や保護者等へその意義を説明している。

1-1-② 簡潔な文章化

前項の通り、本学の使命・目的は、建学の精神、学則及び大学院学則により定められている。また、学部・学科における教育研究上の目的は学部規則に、研究科における教育研究上の目的は大学院学則によりそれぞれ定められている。いずれも平易な文章を用い、ホームページ、学生便覧及び大学案内に具体的且つ明確に掲載されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士という専門性の高い医療従事者の養成を通じて専門性を深く追求する一方、近年特に重視されている医療分野における多職種連携に鑑み、全学共通で必修となる「チーム医療」科目群を配置し、医師や他の医療従事者の視点も学ぶことができるようにカリキュラムを工夫している。また、「純真学」科目群を導入し、建学の精神の理解を基盤として、人間力を兼ね備えた医療人を育成するなど、複眼的な視点の涵養を図っている。加えて近年では、①人工知能（AI）の普及を見据え、AI時代に活躍できる医療人を育成するための「G 検定（ジェネラリスト検定）」の資格取得支援や、「日本医学英語検定（4級）」の取得など、各種資格の取得支援、②ICT（情報通信技術）を活用した教育サポート体制の構築、③教職員の研究倫理教育として、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）によるeラーニングプログラムの受講推進、④総務省の「異能(Inno)vation」プログラムや公益財団法人日本科学技術振興財団が主催する「放射線教材コンテスト」等への参加を通じた新しい時代の医療に向けた学生による取り組みなど、医療現場で即戦力として活躍できる人材を育成するための各種取り組みを行っている。

また本学大学院の個性・特色として、①短期大学や専修学校等の卒業生にも審査の上で出願資格を認めていること、②社会人入学生に配慮した教育環境や長期履修制度、③細胞検査士や医学物理士、認定看護管理者等の各種資格取得へのサポート、④医療系国家資格を生かしたアルバイトの紹介などがあげられる。

こうした個性・特色については、ホームページや大学案内【資料 1-1-7】、広報誌『純真の翼』【資料 1-1-8】に明示するとともに、本学のディプロマ・ポリシー【資料 1-1-9】にも反映されている。

1-1-④ 変化への対応

平成 27(2015)年 4 月より、本学の将来計画を扱う機関として「将来計画協議会」が設置された【資料 1-1-10 将来計画協議会規程】。

平成 27(2015)年 4 月に診療放射線技師及び臨床検査技師養成に係る関係法令の改正が施行され、平成 28(2016)年度に第 2 次カリキュラムの運用を開始した。また、令和 3(2021)年 4 月には看護師、診療放射線技師の養成に関する指定規則、及び臨床検査技師の承認科目の改正が施行されたことを踏まえ、令和 4(2022)年度から第 3 次カリキュラムの運用を開始している。臨床工学技士については、令和 4 年(2022)年度秋頃に承認科目の改正が予定されている。

更に、平成 30(2018)年 4 月に大学院を開設し、高度化・複雑化の進展する医療に対応できる人材育成に取り組んでいる。

こうした対応を通じて、法令遵守を図るとともに今後の 18 歳人口の減少や医療分野における教育研究環境の変化等、本学を取り巻く社会環境の変化に対応していくための体制を整備している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は適切に設定されているものと判断しており、具体的な明文化及び簡潔な文章化を実現している。今後、大学改革や社会的要請等も踏まえながら、その実現にあたって本学の個性・特色を十分に発揮し、また各方面に明示できるよう、更なる改善・向上に努めていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的、及び本学が設置している学部・研究科などの教育研究上の目的は、前述のとおり学則・学部規則及び大学院学則に明記されている。いずれの規程についても制定・改正は理事会での承認が必要であり、その前段階として理事会・評議員会に上申される原案が教授会または研究科委員会での審議を経て学長により決定されている。そして制定・改正された規程は学内のコミュニティサイト（電子掲示板）に掲示され、教職員に周知されている。

現行の学則・学部規則及び大学院学則は以上のような手続きを経て定められている。よって、大学の目的・教育目標等について役員及び教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学園の学園訓（及び本学の建学の精神）については、純真学園本館前に「気品・知性・奉仕」の石碑を設置することにより、教職員、学生のみならず来訪者にも目に留まりやすいようにしている。また、純真学園本館 1 階に額縁を掲げているほか、前述の解釈を併記した額縁を学内の建物の入り口や学生ホール等の主だった場所に掲げている。更に、学生便覧や大学案内にも建学の精神やその解釈を掲載することで、広く周知を図っている。

全学科 1 年次の共通科目（必修）として開講している「純真学入門」では、学長が自ら科目責任者として講義を行っており、到達目標の一つとして「純真学園大学という私学の

持つ建学の精神を理解する」ことを挙げている【資料 1-2-1 「純真学入門」シラバス】。

また、大学及び大学院の目的や学部・研究科などの教育研究上の目的についても、学生便覧に掲載しているほか、情報公開の一環としてホームページにも掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は平成 23(2011)年 4 月の開学にあたって作成した「純真学園大学設置認可申請書」【資料 1-2-2 純真学園大学設置認可申請書（設置の趣旨）】の記載内容を誠実に履行することを、中長期的な計画として実施してきた。また、平成 30(2018)年 4 月に開学した大学院についても、「純真学園大学大学院設置認可申請書」【資料 1-2-3 純真学園大学大学院設置認可申請書（設置の趣旨）】の記載内容を誠実に履行することを、中長期的な計画として実施してきた。このような大学の使命・目的を果たすため、また安定的で継続的な大学経営を可能とするため、(1) 医療系ブランド大学の構築、(2) 経営基盤の強化、(3) 組織基盤の強化、(4) 学園内の情報共有化、の 4 つを柱とした、平成 27(2015)～平成 31(2019)年度までの中期計画を策定・実行した【資料 1-2-4 純真学園大学 5 ヶ年計画（平成 27～31 年度）】。この結果を受けて、令和元(2019)年度末に令和 6(2024)年度までの新たな中期計画を策定し、理事会で承認され進行中である【資料 1-2-5 純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、三つのポリシーである「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」について、建学の精神及び使命・目的並びに学部・各学科、大学院研究科・各専攻における教育研究上の目的を踏まえて策定している【資料 1-2-6 純真学園大学 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー／純真学園大学大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー】。特に保健医療学部の各学科においては、令和 4(2022)年度から運用を開始した第 3 次カリキュラムに合わせて三つのポリシーを改定し、令和 4(2022)年度入学生より適用している。

これら三つのポリシーは、ホームページや学生募集要項、また学生便覧等にも明示されており、在学生及び教職員をはじめ、受験生や社会一般に認識されるよう努めている【資料 1-2-7 学生募集要項】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則第 1 条に掲げる本学の目的を達成するため、1 学部 4 学科（保健医療学部看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科）を設置している。それぞれの学科においては医療職の養成を通じて専門性を深く追求する一方、前述のように学部全体の取組みとして、学科の垣根を越えて「チーム医療」に関する科目を共通で学ぶことにより複眼的な視点の涵養を図っている。このことは、医療の現場において求められる広い視野と人間に対する理解力を修得する上で有益であり、「教養豊かにして学識高き人材を養成する」という本学の目的に資するものである。

また、大学院修士課程には 1 研究科 2 専攻（保健医療学研究科看護学専攻、保健衛生学

専攻)を設置している。それぞれの専攻においては、本学保健医療学部での各学科における専門教育及びチーム医療や純真学という全人的医療教育を基盤とし、地域医療が抱える様々な保健医療福祉上の課題を多職種連携の視点から看護学、放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学における課題を共通して学び、また研究を通して看護学系と保健衛生学系のそれぞれの専門性を深めて、地域医療で中核となって活躍することのできる人材を育成することを目指している。このことは、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与する」という本学の目的に資するものである。

本学の教育研究組織は、法令遵守及び本学の教育研究上の目的を達成するために適切な人数を配置しており、またディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って適切な教育を行っている。

以上のように、本学の教育研究組織は本学の使命・目的及び教育目的に沿った形で設置・運営されており、整合性が図られている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

以上の取組みを通じて本学の教育理念に対する教職員の理解は進んでいると判断しており、今後はステークホルダーに対して本学の教育理念の理解を更に深めるための取組みを行う。特に高等学校の教職員、生徒及びその保護者への理解を深めていただけるよう努め、その結果として本学の理念に共感する有能で志の高い学生の入学を促進できるようにする。

また、令和 4(2022)年度より運用を開始した第 3 次カリキュラムについて、各ポリシーの客観評価を保証するアセスメント・プランの策定に取り組む。

【基準 1 の自己評価】

本学園の建学の精神及び基本理念、本学の教育目標の周知は、ホームページ、大学パンフレット等、様々な媒体によって実施されており、十分に達成できている。また、本学が「看護・医療技術専門職として社会に貢献する人材」の養成を目的とする大学である点も、入試委員会、広報委員会、進路対策支援活動、臨地・臨床実習協議会、地元看護協会・技師(士)会等への支援を通じ、開学から 11 年を経て、卒業生の主たる就職先である医療機関に認知されてきた。

今後も本学の中期計画に定めた各種取組を着実に実施していくことにより、建学の精神に基づく本学の教育目的の達成に向けて継続的に努力していく。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

保健医療学部の4学科全てにおいて、建学の精神及び教育目的と整合性のある入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を策定している。本学のアドミSSION・ポリシーを表2-1に示す。

表 2-1 アドミSSION・ポリシー（保健医療学部）

看護学科	【知識・技能】 (1) 看護師国家資格・保健師国家資格取得に向け必要な基礎学力を有している人。 (2) 自分の考えを体现できる知識と、発信することができる技術を有している人。 【思考・判断・表現】 (1) 物事を多面的にとらえ深く考えることができ、わかりやすく説明できる人。 (2) 相互理解につとめ、良好なコミュニケーションが取れる人。 【関心・意欲・態度】 (1) 健康をとりまく社会の動向に関心をむけることができる人。 (2) 課題に対し、前向きに努力をする人。 (3) 人と医療に関心・興味があり協調性を保つことができる人。 (4) 社会貢献の重要性を理解し実行できる人。
放射線技術科学科	【知識・技能】 (1) 診療放射線技師国家資格取得に向け必要な基礎学力を有している人。 (2) 自分の考えを体现できる知識と、発信することができる技術を有している人。 【思考・判断・表現】 (1) 物事を多面的にとらえ深く考えることができ、わかりやすく説明できる人。 (2) 相互理解につとめ、良好なコミュニケーションが取れる人。 【関心・意欲・態度】 (1) 医用画像やがん治療に興味がある人。 (2) 目的意識を持って課題を見つけ、問題を解決するための努力ができる人。 (3) 協調性をもって人々と関わりが保てる人。 (4) 社会貢献の重要性を理解し実行できる人。 (5) 放射線技術を基盤に多様な分野で活躍したい人。

検査科学科	【知識・技能】 (1) 臨床検査技師国家資格取得に向け必要な基礎学力を有している人。 (2) 自分の考えを表現できる知識と、発信することができる技術を有している人。 【思考・判断・表現】 (1) 物事を多面的にとらえ深く考えることができ、わかりやすく説明できる人。 (2) 相互理解につとめ、他者との関わりを自分から持とうとする積極的思考を有する人。 【関心・意欲・態度】 (1) 生命とバイオサイエンスに興味がある人。 (2) 課題探求・問題解決に意欲を持つ人。 (3) 協調性を持ち、独創性と柔軟な思考力を身につける意欲のある人。 (4) 社会貢献の重要性を理解し実行できる人。 (5) 検査技術を基盤に多様な分野で活躍したい人。
医療工学科	【知識・技能】 (1) 医療工学の勉学に必要な基礎学力を有している人。 (2) 自分の考えを表現できる知識と、発信することができる技術を有している人。 【思考・判断・表現】 (1) 物事を多面的にとらえ深く考えることができ、わかりやすく説明できる人。 (2) 相互理解につとめ、他者との関わりを自ら持とうとする人。 【関心・意欲・態度】 (1) 最新の医療機器や医療技術に関心がある人。 (2) 課題探求・問題解決に意欲を持つ人。 (3) 協調性がありかつ好奇心が旺盛で、創意工夫を好み常に向上心がある人。 (4) 社会貢献の重要性を理解し実行できる人。 (5) 医学と工学を基盤に多様な分野で活躍したい人。

以上の内容は、学生募集要項【資料 2-1-1】に明記して志願者全員に告知するとともに、ホームページへの掲載、進学ガイダンス、オープンキャンパス、高校訪問等を通じて公表することにより、学内外を問わず広く周知が図られている。

同様に、大学院修士課程の全ての専攻においても、本学の建学の精神及び教育目的と整合性のあるアドミッション・ポリシーを策定し、大学院の学生募集要項【資料 2-1-2】に明記して志願者全員に告知している。大学院修士課程におけるアドミッション・ポリシーを表 2-2 に示す。

表 2-2 アドミッション・ポリシー（保健医療学研究科）

看護学専攻	○ 専門分野の基礎知識を持ち、問題解決のために自律して行動できる人 ○ 責任感あふれる次世代のリーダーとなるべき高度専門職業人を目指す人 ○ グローバルな視野で物事を考え地域に貢献しようという意欲のある人
-------	---

保健衛生学専攻	放射線技術 学分野	○ 現代医療が抱える保健・医療・福祉分野の問題解決に意欲のある人 ○ 多職種連携の実践を通して、全人的医療に貢献したい人 ○ 放射線技術学に関する高い専門性を身につけ、指導者・管理者を目指す人
	臨床検査学 分野	○ 現代医療が抱える保健・医療・福祉分野の問題解決に意欲のある人 ○ 多職種連携の実践を通して、全人的医療に貢献したい人 ○ 臨床検査に関する高い専門性を身につけ、指導者・管理者を目指す人
	臨床医工学 分野	○ 全人的医療をもとに多職種連携によるチーム医療の中で指導的立場を志す人 ○ 医療機器の開発や教育に携わることを希望する人 ○ 革新的医療技術の創出に関心のある人

以上の内容は、本学 4 年次生に進学ガイダンスを通じて周知しており、また学外実習先病院の職員へも訪問時に説明している。更にはホームページへの公表や、本学卒業生や九州圏内の専門学校に対して、学生募集要項やリーフレットの郵送・案内等を実施するなどして明示・公表する体制を整えていることから、広く周知が図られている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

保健医療学部における入学者受入れの実施に際しては、アドミッション・ポリシーのみならず、出願資格、授業料及びその他大学が徴収する費用に関すること等の基本情報を学生募集要項等の印刷物、及びホームページを通じて公表している。またオープンキャンパスでは、各学科の教育の特徴や教育課程について説明会を実施するとともに、各学科においては職業紹介や過去の実績とともに、模擬授業に近い形で教育内容の一部も紹介している。加えて希望者には個別面談を実施し、さらなる教育内容や教育課程の詳細な説明も行っている。更に、年度初めには高校の進路指導担当者を本学に招き、本学の特徴と入試制度について説明会を開催している【資料 2-1-3 純真学園大学説明会のご案内とご参加のお願い】。

入学資格については、学則に基づいた出願資格を学生募集要項に明記している。また入学者選抜については、アドミッション・ポリシー及び文部科学省通知「大学入学者選抜実施要項」に基づき、多面的・総合的な評価・判定の実施に努めている。

大学院修士課程における入学者受入れの実施についても、アドミッション・ポリシー及び大学院入学者選抜実施要項（平成 20 年 5 月 29 日 20 文科高第 168 号文部科学省高等教育局長通知）に沿って、出願資格審査、専門科目、小論文、口述試験（面接含む口頭試問）の結果を数値化し、総合的に評価して選考している。

(a) 学生募集方法の工夫

学部における学生募集方法については、学校推薦型選抜、一般選抜（一期、二期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期、Ⅱ期）、及び社会人選抜の 4 つに区分している。各入試区分の試験科目の詳細は学生募集要項に示しているとおりである。各入試区分の募集人員を表 2-2 に示す。

表 2-2 2022 年度入試における入学試験区分と学科の募集人数

学 科	入学 定員 (人)	募集人員 (人)					
		学校推薦 型選抜	一般選抜		大学入学共通テスト 利用選抜		社会人 選抜
			一期	二期	I 期	II 期	
看護学科	100	30	52	10	5	3	若干名
放射線技術科学科	80	24	40	8	5	3	若干名
検査科学科	75	22	40	7	4	2	若干名
医療工学科	40	10	22	4	2	2	若干名

本学は学校推薦型選抜に比較して一般選抜による志願者が圧倒的多数であるという特徴があるため、学校推薦型選抜の募集人員を全体の 3 割、一般選抜の募集人員を一期と二期合わせて全体の 6 割としている。

大学院修士課程における学生募集方法については、一般選抜と社会人選抜の 2 つに区分している。いずれの区分においても出願資格は看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士のいずれかの免許を有している（または取得見込みである）者であることを学生募集要項に明記するとともに、大学案内やホームページにおいても説明を行っている。募集人員は看護学専攻で 6 人、保健衛生学専攻においては放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学の各分野を合わせて 6 人で、両専攻合計で 12 人としている。

(b) 入試区分ごとの選抜方法の特徴（学部）

入試区分それぞれの目的に相応しい方法で選抜を実施しているが、学部における全ての入試区分において全学科共通の筆記試験を課し、志願者の学力の把握を行っている。

入試区分ごとの選抜方法の特徴は以下のとおりである。

<学校推薦型選抜>

学校推薦型選抜では、高等学校と大学との信頼関係に基づいた学校長の推薦により受け入れる指定校推薦、及び公募推薦を実施している。また、アドミッション・ポリシーに基づいた本学での学修意欲と高い基礎学力を有する学生を受け入れるため、指定校制と公募制の別を問わず筆記試験を課すとともに、面接試験及び調査書を合わせて総合的に合否を判定している。筆記試験では、コミュニケーション力と論理的思考力を把握する観点から小論文を課している。

<一般選抜>

一般選抜は併願可とし、一期、二期ともに筆記試験の合計得点により合否を判定している。一期においては、本学会場に加えて長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、広島、山口に試験会場を設置し、より受験しやすいよう地方志願者の便宜を図っている。なお二期においては、本学会場でのみ試験を実施している。

<大学入学共通テスト利用選抜>

大学入学共通テスト利用選抜は、基礎学力を備えた志願者を広範に募ることを目的としている。I 期、II 期ともに本学独自の試験は課さず、指定した教科・科目の成績によって

可否を判定している。

＜社会人選抜＞

社会人選抜は、社会人経験を有する者を受け入れることを目的として実施しており、小論文と面接試験によって可否を判定している。

（c）入試区分ごとの選抜方法の特徴（大学院修士課程）

大学院修士課程の入学選抜にあたっては、出願前に入学後の研究等について志望する専門領域の教員と研究計画や出願資格の有無、実務経験等について十分な相談を行う機会を設けている。また、受験者には入学願書に志望理由書・研究計画書等を添付させることとしており、これらの出願書類を基に面接を含む口頭試問及び専門科目試験によって総合的に判断している。大学院修士課程における入試区分ごとの選抜方法の特徴は以下のとおりである。

＜一般選抜＞

一般選抜は、専門科目（英語による出題を含む）、小論文、及び面接を含む口頭試問により実施している。

＜社会人選抜＞

社会人選抜は、英語、小論文、及び面接を含む口頭試問により実施している。

（d）入学選抜実施体制

入学選抜に関する事項については、学部及び大学院の「入学選抜規程」【資料 2-1-4、資料 2-1-5】に基づき入試委員会が審議・連絡調整を行っており【資料 2-1-6 入試委員会規程第 4 条】、入試委員会は入試区分ごとに学力試験監督要領、面接試験要領等の実施要領を作成している。また受験生の可否判定については、学部及び大学院の「入試判定会規程」【資料 2-1-7、資料 2-1-8】に基づき、学長が召集する入試判定会にて審議している。

入学選抜については、学長を中心に、教職員の連携のもと、全学的な体制で公正且つ適切に実施している。学部・大学院修士課程ともに、入学選抜試験の前々日に入試業務を担当する教職員向けの事前申し合せ会議を開催し、入試委員会が実施に際しての注意事項や実施要領等についての説明を行っている。更に、学長を本部長とする入試本部を設置し、入試状況の集中管理と統一した対応をとるための体制を整え、試験当日には全教職員が一堂に会する朝礼を実施して学長より改めて注意喚起を行っている。

学生センター入試広報係では、入学選抜における出願から入学手続きまでの各業務のほか、志願者からの相談を常時受け付けている。特に身体の機能に障がいのある志願者から出願があった場合は、事前の打ち合わせを踏まえて受験環境を整える等、適正な試験を実施することとしている。

学部の入学試験問題は、入試部長が選定し、学長が承認した専門業者が作成しているが、採点は学内で実施している。

大学院修士課程の入学試験問題は、学長が委嘱した本学の教員が各専門分野に応じて作問している。また採点についても、学長が委嘱した各専門分野の教員が、作問者の解答例及びキーワードに従って実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

私立大学として安定的経営を図るとともに大学としての社会的責務を果たすために入学定員を設定しており、これを充足すべくできる限り正確に歩留まり率の予測を行った上で、合格判定を行っている。

各学科・各専攻における入学定員充足率及び収容定員充足率については表 2-3 のとおりである。

表 2-3 入学定員充足率・収容定員充足率（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学部 研究科	学科 専攻	入学定員 (a)	入学者数 (b)	入学定員 充足率 (b/a)	収容定員 (c)	在籍 学生数 (d)	収容定員 充足率 (d/c)
保健医療 学部	看護学科	100	103	1.03	400	414	1.04
	放射線技術科学科	80	88	1.10	320	358	1.12
	検査科学科	75	77	1.03	300	317	1.06
	医療工学科	40	41	1.03	160	175	1.09
保健医療学部計		295	309	1.05	1,180	1,264	1.07
保健医療 学研究科	看護学専攻	6	2	0.33	12	8	0.67
	保健衛生学専攻	6	2	0.33	12	4	0.33
保健医療学研究科計		12	4	0.33	24	12	0.5

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れの方針の明確化と周知について、大学案内及びホームページにてアドミッション・ポリシーをより明確に周知できるよう改善が必要である。

入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について、一般選抜における選択科目では、学科によって志願者がアドミッション・ポリシーに沿わない選択をしている場合がある。医療系大学を志願する受験生に対して理系科目での選考を考慮した入試制度の検討や、集団面接などの導入について検討し、各学科の意見を調整しながら、次年度以降に選抜方法の変更等を計画していく。

定員の確保は毎年重要な課題であるため、今後入試委員会において入学者選抜方法や、選抜方法ごとの募集定員の見直しを行う。また、広報委員会と連携して高校訪問や大学説明会、オープンキャンパスの回数を増やすなど、新たな地方入試会場の地域を含めて学生募集活動の強化を図ることにより、適正な入学定員充足率の確保に努める。

オープンキャンパスは例年、7 月・8 月・10 月・12 月に開催してきたが、令和 3(2021)年度は初めて 3 月にも開催し、年間 5 回の実施とした。オープンキャンパスは、今後も適正な入学定員の充足のためにも継続していく。

大学院修士課程においては、令和 4(2022)年度入試結果に基づく入学定員充足率は 0.33 だったことから、今後は定員の充足を目標とした活動を行う。特に看護学専攻では社会人が対象となる傾向が高いため、本学の学外実習先の職員を対象に、積極的な広報活動に努める。

今後も学部、大学院ともに学生募集活動の強化を図ることにより、適正な入学定員の管理に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【保健医療学部】

学修支援に関する事項は、教務委員会及び各学科において企画・検討・対応しており、年度当初に開催される学部運営会議において全体に共有されている【資料 2-2-1 令和 3 年度第 1 回 学部運営会議Ⅱ資料（三つの方針、各学科及び教務委員会）】。

教務委員会は教員及び職員で構成されており、全学的な学修支援体制の整備に関する事項（学年暦の作成、学期オリエンテーション及び時間割の策定、リメディアル授業の実施、定期試験計画の立案など）を取り扱っている。また、令和 2(2020)年度以降の新型コロナウイルス感染拡大下において、感染予防対策として対面での授業に代えて遠隔授業を実施する機会が増えたことから、教務委員会において遠隔授業実施に関する各学科及び事務局（教務係）の実施状況を共有し、スムーズな遠隔授業が実施できるように改善を行った【資料 2-2-2 令和 3 年度第 3 回教務委員会議事録】。なお、遠隔授業の実施に際しては、必要に応じて教務係が授業をモニタリングしており、また機材やアプリケーション、通信などにトラブルが生じた場合は教務係や庶務課情報管理担当がサポートを行っている。

各学科においては、学生個々へのきめ細かな学修支援を実現するため、学年別に担任制を導入し、担任及び副担任が年間を通じたクラス運営の計画立案、実施の責任を担っている。更に、SG（スモールグループ）制度を設け、全教員が少人数の学生を担当し、学修に係る学生生活全般にわたって相談できる体制を整えている【資料 2-2-3 令和 4 年度学生便覧 p.17】。

また全科目の出欠状況については、出席確認システムを通じて教務係が日々把握しており、週毎の出席状況が教務係より学部長及び各学科長へ報告されている。教員と教務係が学生の出席情報を共有することにより、指導が必要な学生に対して随時学年担任と SG 担任が対応できる体制をとっている。

このほか、学修支援を必要とする学生は、その背景として学生生活面や経済面での問題を抱えているケースがあるため、適宜学生委員会や健康管理センター、学生係等の関係部署とも連携して対応している。

【大学院保健医療学研究科】

学修支援に関する事項は、研究科運営会議によって運営方針が決定され、履行状況の確

認が行われている。方針に基づく運営は、学部と同様に教務委員会を中心に教員と職員が協働して行っている。大学院生の修学支援は、修士論文・研究指導を担う研究指導教員が中心となって相談できる体制を整えている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【全学共通】

学内に健康管理センターを設置し、医師免許を有するセンター長（本学特任教授）1人、看護師1人、事務担当1人に加えて、非常勤のカウンセラー1人を配置している。障がいのある学生への対応については、専門の窓口は設けていないが、健康管理センターで相談・支援を行う旨の周知を行っており、また各学科、健康管理センター及び関係する学生委員会及び教務委員会が適宜連携して対応する体制をとっている【資料 2-2-4 健康管理センター（情報公表資料）】。

【保健医療学部】

各学期の開始時に、全教員のオフィスアワーを記載したオフィスアワー一覧表【資料 2-2-5】を学生へ配付・明示している。実際には、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生も多く、緊急を要する場合には、学生面談を随時実施している。

中途退学者の防止、休学者及び留年者への対応は、SG 担任を中心に面談し、学修面に影響を及ぼしている原因を探り、場合によっては保護者との面談を実施している。また、出欠管理システムにて複数の欠席が確認された場合は、必ず面談を行って生活指導を実施している。指導内容は SG 担任→学年担任→学科長へと報告され、学科長が学部運営会議で報告し、学修支援体制について検討されている。

【大学院保健医療学研究科】

大学院では、学部生へのモデルとなるよう大学院生の TA 制度を導入しており、保健衛生学専攻の大学院生が、複数の科目で TA を実施している【資料 2-2-6 純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程】【資料 2-2-7 令和 3(2021)年度後期 ティーチング・アシスタント実施計画】【資料 2-2-8 令和 4(2022)年度前期 ティーチング・アシスタント実施計画】。更に大学院生に対して、医療技術者としての資格を活かしながら修学に負担のない範囲で働くことのできる検診センターでのアルバイトやクリニックでの仕事を紹介し、現役技術者としての知識・技術向上につながるよう支援している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

【保健医療学部】

学修支援体制の整備・向上に向けて、個々の教職員の能力向上を図るため、FD(Faculty Development) / SD(Staff Development)研修による継続的な支援を行う。また、達成度自己評価システムを通じた学生の自己達成度評価と、成績評価や学修態度等を把握し、効果的な学修指導につなげる体制の整備を続けていく。心理面での支援を必要とする学生や発達障がい傾向の強い学生については、教員間で疾患を持つ学生への理解と情報及び指導方針の共有、更には必要時に専門家への相談が可能な支援体制の整備を進めていく。

休学・中途退学の予防へ向けた取組みとしては、同一授業で複数回の欠席が確認された学生に対する面談の実施を継続し、学修環境の調整や生活指導を行うことで学修困難な状

況の克服を図り、中途退学・休学・留年の防止へつなげていく。また、学修意欲の維持・向上にとって重要となる国家資格の取得とその後の医療職への就職へ向けた学生のキャリアデザインを支援するため、卒業生や現場の専門職を招いた授業を積極的に企画していく。

【大学院保健医療学研究科】

今後のキャリアとして、大学教員を希望する大学院生に対して、本学教員として勤務しながら修学する環境を整え、実習教育などへの参加を促していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は医療系専門職の養成校として、設置する各学科において国家試験受験資格を取得することができる（看護学科：看護師・保健師、放射線技術科学科：診療放射線技師、検査科学科：臨床検査技師、医療工学科：臨床工学技士）。これらの受験資格を取得するためには、長期にわたる臨地・臨床実習が必須となっており、その内容には社会的・職業的自立に関するものが含まれていることから、本学ではこれらの実習をインターンシップに相当するものとして捉えている。加えて、G検定（ジェネラリスト検定）、日本医学英語検定4級、第1種・第2種放射線取扱主任者、健康食品管理士、第1種・第2種ME技術者等の関連資格取得対策も実施しており、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に資する資格取得のための支援を積極的に行っている。

更に本学においては、チーム医療の実践を目指す観点から、教育課程内に多職種連携教育（IPE）に関する科目群を設置しており、学生はこれらの科目を通じて、専門職間の連携、相互理解、協働のあり方について理解しながら自身の目指す医療職以外についても学んでいる。また、本学独自の科目群である「純真学」科目群で人間形成や社会的・職業的自立につながる教育を行っている。

これらの支援は、入学時から自らの職業観・勤労観を養い、社会人として必要な資質能力を形成することにより、社会的・職業的な自立を果たせるようにすることを目的としている。

(a) 進路対策委員会及び就職係による支援

学生の進路に関する相談支援については、進路対策委員会・学生センター就職係と各学科（学年担任・SG担任・ゼミ担当教員）の連携による支援体制を整備している【資料2-3-1 2022大学案内p.31】【資料2-3-2 令和4年度学生便覧p.18、pp.24-25】。

進路対策委員会は進路対策委員長（就職部長）1人、各学科より選出された委員（教員）

4人、学生センター就職係（事務）1人の計6人で構成されており、主に教育課程外での各種ガイダンス、進路支援講座等を企画・実施している【資料2-3-3 進路対策委員会規程】。

具体的には、2年次に「病院で求められる人材とは？」をテーマとした「キャリア支援講演会」を実施し、講師として臨床現場で活躍されている看護部長、技師（士）長等を招いている。また、豊富な経験を有するキャリアコンサルタントを講師に招き、「自己分析講座」「履歴書ES作成講座」「面接試験対策講座」や、接遇教育としての基本マナー習得を目指した「ビジネスマナー講座」等の各種講習会、更に3年次生を対象に、内定を獲得した4年次生による「就職活動報告会」等の各種進路支援行事を企画・実施している。

学生センター就職係には、大学を主担当とする職員2人、短大を主担当とする職員2人、入試広報係と兼務のパート職員1人が配属され、常に学生の進路相談に応える体制をとっている。職員のうち2人は「国家資格キャリアコンサルタント」を有している。

就職係が業務を行っている「キャリア支援コーナー」には、就職活動に使用する各種書式（履歴書、進路関係活動報告書等）や就職関連資料（求人票・募集案内、病院・企業のパンフレット、インターンシップ・病院見学・奨学金の案内、卒業生が提出した就職活動報告書等）、就職関連書籍、また情報インフラとして就職情報検索用のPC6台を備えており、学生がいつでも利用できるようにしている。

求人情報の周知には学内の学科事務室やキャリア支援コーナーに設置した求人票ファイルを学生に閲覧させている。また、学外実習中の学生用としてホームページ内にパスワードで保護された就職関連情報サイトを開設し、求人情報をはじめSPI対策、面接対策、履歴書対策などの就職試験対策の情報を24時間閲覧できるシステムを構築して学生の利便性を確保している。

進路支援行事以外の施策としては、講座資料を学生各自でファイルするように指導して活動に役立てているほか、就職試験や国家試験の受験に必要な証明写真の撮影も、撮影日を複数設定して学内で実施している。

（b）国家資格及びその他の資格取得に関する支援

看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の各国家資格取得は、医療機関への就職の必要要件となるため、国家試験合格のための支援は本学におけるキャリア教育の重要課題として位置づけられる。

本学の国家試験支援体制は、国家試験対策部長を委員長として、委員に各学科長、及び各学科から選出された専任教員1人で構成される国家試験対策委員会が中心となり遂行されている【資料 2-3-4 国家試験対策委員会規程】。委員会における審議事項や報告事項は、教授会や学科会議で報告され、全教員に周知徹底するようにしている。国家試験対策委員会は毎月開催し、各学科の国家試験対策案の調整、模擬試験の支援、補習授業の企画等を担当している。更に各委員が中心となって定期的に学生の個人面談を実施し、個々の学生に関する傾向の把握や不得意分野の強化などを行っている。

令和3(2021)年度における本学の国家試験結果を表2-4に示す。

表2-4 令和3年度卒業生の国家試験合格率（令和4年5月1日現在）

学科	国家資格の種類	区分	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（％）
看護学科	看護師	全国	65,025 (59,148)	59,344 (57,057)	91.3 (96.5)
		本学	98	92	93.9
	保健師	全国	7,948 (7,504)	7,094 (6,975)	89.3 (93.0)
		本学	10	9	90.0
放射線技術科 学科	診療放射線技師	全国	3,245 (2,613)	2,793 (2,447)	86.1 (93.6)
		本学	68	66	97.1
検査科学科	臨床検査技師	全国	4,948 (4,092)	3,729 (3,537)	75.4 (86.4)
		本学	58	49	84.5
医療工学科	臨床工学技士	全国	2,603	2,096	80.5
		本学	38	32	84.2

注）各職種ともに、「全国」は厚生労働省ホームページの数値。（ ）内は新卒者の状況。

「本学」は新卒者における数値を示す。

令和 3(2021)年度における模擬試験等の国家試験対策は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い、概ね対面方式で補習授業・模擬試験等を実施することができた。対面方式での国家試験対策が功を奏し、本学の国家試験合格率は全ての資格において全国合格率を上回る結果となった。

なお、卒業年度の国家試験で不合格となった既卒者を聴講生として受け入れ、各学科専用の自習室を設けて学修しやすい環境を提供し、全補習授業及び模擬試験の参加を可能とするとともに、就職活動を含めた適切な進路指導を行っている。

その他の資格については、在学中に表 2-5 の資格が取得可能である。これらの資格取得は必須ではないが、取得を希望する学生に対しては、取得を目指した選択科目の設定、並びに各学科で試験対策を行うなどのサポートを行っている。令和 3(2021)年度の各種資格試験の結果は表 2-6 のように、これまでになく多くの学生が資格取得に至った。

表 2-5 本学在学中に取得可能な資格

学科	資格	備考
保健医療学部 全学科*	G（ジェネラリスト）検定（認定資格）	本検定の取得を目指した科目として、2 年次に人工知能学（選択科目）を設定。
	日本医学英語検定（認定資格）	本検定（4 級）の取得を目指した科目として、2 年次に英語Ⅲ（選択科目）を設定。
放射線技術科 学科	第 1 種放射線取扱主任者（国家資格） 第 2 種放射線取扱主任者（国家資格）	原子力規制委員会登録試験機関の試験に合格後、資格講習を受講し、取得可能。

学科	資格	備考
検査科学科	食品衛生管理者（国家資格） 食品衛生監視員任用資格（国家資格）	所定の課程を修了することにより取得可能。本学は食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設として福岡県知事の登録を受けている。
	健康食品管理士（認定資格）	指定された科目を受講の上、試験に合格することで取得可能。本学は（一社）日本食品安全協会より健康食品管理士養成校の認定を受けている。
	第2種 ME 技術者（認定資格）	第2種 ME 技術実力検定試験に合格することで取得可能。
医療工学科	第1種 ME 技術者（認定資格） 第2種 ME 技術者（認定資格）	第1種・第2種 ME 技術実力検定試験に合格することで取得可能。
	医療機器情報コミュニケーター（MDIC）（認定資格）	MDIC 認定セミナー（e ラーニングシステム）の受講が必要。

*保健医療学部全学科：看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科の4学科。

表 2-6 令和3年度の各種資格の合格者数（令和4年5月1日現在）

資格	合格者数（人）	合格者学科別内訳
G（ジェネラリスト）検定	13	放射線技術科学科：9人 医療工学科：4人
日本医学英語検定4級	11	看護学科：2人 放射線技術科学科：6人 検査科学科：1人 医療工学科：2人
第1種放射線取扱主任者	19	放射線技術科学科：19人
第2種放射線取扱主任者	13	放射線技術科学科：13人
健康食品管理士	8	検査科学科：8人
第2種 ME 技術者	53	検査科学科：9人 医療工学科：44人

(c) 進学支援

進学については、学科長、学年担任、SG 担任、ゼミ担当教員が連携しながら小論文対策や面接指導等の入学試験対策に関する支援を行っている。令和3(2021)年度実績としては大学院に4人が進学している。

(d) 令和3(2021)年度の実績

以上の取組みの結果として、令和3(2021)年3月卒業生の進路状況は以下のとおりとなっている。

表2-7 令和3年度卒業生の進路状況（令和4年5月1日現在）

	看護学科	放射線技術 科学科	検査 科学科	医療 工学科	計
卒業生数 (A+E)	98	68	58	38	262
うち進学者数 (B+F)	6	1	2	1	10
うち就職希望者数 (C+G)	86	63	47	32	228
うち就職者数 (D+H)	86	58	47	32	223
うち国家試験合格者数 (A)	92	66	49	32	239
うち進学者数 (B)	6	1	2	0	9
うち就職希望者数 (C)	85	63	47	31	226
うち就職者数 (D)	85	58	47	31	221
うち国家試験不合格者数 (E)	6	2	9	6	23
うち進学者数 (F)	0	0	0	1	1
うち就職希望者数 (G)	1	0	0	1	2
うち就職者数 (H)	1	0	0	1	2
国家試験合格者中の 就職者数/就職希望者数	100%	92.1%	100%	100%	97.8%
就職者数/就職希望者数 (国家試験不合格者を含む)	100%	92.1%	100%	100%	97.8%

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援については、医療機関への就職を目指す場合、国家試験合格が必須であるため、国家試験合格率100%を目標に、特に学生の主体的な学修意欲を促し、全学的な支援体制を今後も継続させる。また、既卒者への対応として、卒業年度の国家試験に合格できなかった者のうち、本人が希望する場合は聴講生としての受入れや大学施設内での自主学修、模擬試験への参加受入れ、個別指導等の対応を今後も行っていく。また、国家試験に合格した既卒者のうち未就職者への対応として「既卒者求職申込書」による就職の意思表示の確認と就職斡旋を実施しており、今後も継続していく。

国家資格以外の資格の取得については、学生本人のスキルアップのためにも、今後も在学中に資格が取得できるよう試験対策補講を実施するなどしてサポートを続けていく。

学生の進路に関する相談については、進路対策委員会、学年担任、SG担任、ゼミ担当教員及び就職系の連携体制が成果を上げていることから、これらの体制を更に充実させ、学生の主体的な進路選択を支援していく。また、教員を対象とした履歴書添削・面接指導研修会をFD・SD委員会と連携して開催するなど、学生支援体制の充実を図っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(a) 学生生活全般に関わる支援

学生生活全般に関する支援については、学生委員会、各学科（学年担任及び SG 担任）、事務局学生センター学生係が連携しながら行っている【資料 2-4-1 学生委員会規程】【資料 2-4-2 令和 4 年度学生便覧 p.1 及び pp.17-21】。

学生委員会は、委員長（学生部長）1 人、各学科から選出された教員 4 人（副学生部長 1 人を含む）、学生係職員 2 人の計 7 人によって構成されている。通常月 1 回開催される定例会議では、学生生活全般に関わる案件について情報の共有及び検討を行うとともに、厚生補導に関しても適切な対応を行っている。なお 3 月の学位授与式から 4 月の入学式及び新入生研修は連続して行われる重要な行事であることから、運営をスムーズに行うために必要に応じて臨時会議を開催している。

各学科においては、学年担任及び SG 担任が学生生活支援の主要な役割を担っている。学年担任は、学年共通の学生に関する事項の連絡を行うほか、行事や学修態度等について学科長や SG 担任と連携しながら対応している。また SG 担任は、教学及び進路関係も含め、学生の大学生生活全般に関する相談等についての初期対応窓口として、重要な役割を果たしている。なお、大学院においては研究指導教員が大学生生活全般に関する相談等についての初期対応窓口として機能している。

学生係は事務局における学生生活全般の対応窓口として、奨学金、学生保険、課外活動、学生寮及びトラブル対応など、教学及び進路関係を除く学生生活の多方面についてサポートを行っている。

(b) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

学生の健康相談や健康管理等、健康面でのサポートについては、主に健康管理センターが各学科（学年担任及び SG 担任）や学生係と連携して対応している。

保健室は週 5 日開室しており、看護師 1 人が常駐して学生の学内での負傷や急な発病時の応急処置に対応している。また、女子学生の在籍者数が多い本学の特性を考慮して、保健室は男子学生用と女子学生用の 2 部屋を設置し、学生のプライバシーに配慮している。

本学は全ての学科において病院・施設等での実習を行うことから、感染症予防対策が必須である。このため、定期健康診断の際に麻疹、風疹、ムンプス、水痘带状疱疹及び B 型肝炎の抗原・抗体検査を実施し、これらの結果が基準値に達しない学生に対してはワクチン接種を行うよう指導している。加えて、新入生については結核感染診断補助検査（QFT ゴールドプラス）も併せて実施している。これらの対応については、健康管理センターが各学科と連携して行っている。

このほかの健康面での悩み等については、健康管理センターや各学科の学年担任・SG 担任や学生係が窓口となって指導・対応にあたっている。

心的支援については、各学科（学年担任及び SG 担任）、学生係のほか、学生相談室が対

ルはなかった。

令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、学園際の中止、学生総会の web 開催、サークル活動の自粛など課外活動の制限を余儀なくされたが、令和 3(2021)年度から引き続き、生き物や植物の世話係り関係のサークルは感染対策を実施して活動した。

以上の課外活動について、学生係は学生委員会と連携して経費支出に関する指導を行うほか、活動に関する諸手続き（施設利用許可や大会参加等に関する手続き）についての支援を行っている。またサークル活動自粛中における相談窓口として、楽器メンテナンスなど臨時の活動時の支援を行っている。

(d) 経済的支援

<保健医療学部>

本学独自の奨学金制度として、3 種類の純真学園大学奨学金制度（純真学園大学入学者特待生、純真学園大学在学者奨学生、純真学園大学在学者特待生）を設けている。いずれも卒業後の返済が不要な給付型として実施しており、年間授業料相当額の半額を給付している。令和 3(2021)年度は、純真学園大学入学者特待生として 4 人、純真学園大学在学者奨学生として 35 人、純真学園大学在学者特待生として 12 人の学生に対して給付した【資料 2-4-9 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）】。

奨学生の選抜は、純真学園大学入学者特待生については入学試験の成績をもとに、純真学園大学在学者特待生については 2 年次以降の在籍者から前年度の成績をもとに対象者を選抜している。純真学園大学在学者奨学生については、2 年次以降に在学中の奨学金希望者の中から、前年度の成績や経済的理由等を考慮の上で選考している。いずれの奨学生も当該年度限り有効のため、次年度も奨学金の給付を受けるためには、改めて奨学生の採用要件を満たす必要がある。

以上の情報については、学生募集要項【資料 2-4-10 2022 年度学生募集要項 p.12】や学生便覧【資料 2-4-11 令和 4 年度学生便覧 p.6】に掲載するほか、掲示や学内説明会の開催等によって周知を図っている。

<大学院保健医療学研究科>

学部卒業生（見込み者含む）を対象に、入学金減免と独自奨学金制度を設けている【資料 2-4-12 令和 4 年度学生便覧 pp.6-8】。入学金減免は、入学金全額（20 万円）を免除し、独自奨学金制度は授業料を減免するもので、学部卒業時に GPA(Grade Point Average) 3.0 以上の成績を収めた者から選抜された若干名に対し、年間授業料相当額の半額を免除している。令和 3(2021)年度は、入学金・授業料減免を受けた者が 2 人であった。なお、授業料減免が適用されるのは初年度のみである。

学外の奨学金制度

学生の経済的支援として、学生係において日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、地方自治体や民間企業等育英団体奨学金の募集に対する申請支援を行っている。

令和 3(2021)年度の日本学生支援機構奨学金制度利用者（実数）は学部生・大学院生併せて 746 人となっており、そのうち学部生の利用者は給付型 173 人、貸与型第一種 392

人、第二種 506 人（重複利用者あり）となっている。また、大学院生の利用者は貸与型第二種 2 人である（令和 3(2021)年 12 月時点）。

自治体その他の団体による奨学金は 15 人が利用している。

このほか、就職係において病院・施設等が実施している奨学金の情報を収集しており、掲示等で学生への情報提供を随時行っている。

大学院については、全ての専攻において厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練）の指定を受けており、要件を満たした学生は利用可能となっている。更に、社会人で学生指導の経験のある大学院生に対しては、本学助手・非常勤助手として勤務しながら修学できるよう環境調整を行っている。

学納金納入延期制度

本学では、原則として学納金を前期及び後期の 2 回に分けて納入することとしているが、やむを得ない事由がある場合は、本学が指定する納入期日までに「学納金納入延期願」を提出することにより、納入金の分納及び延納を認めている。令和 3(2021)年度の「学納金納入延期願」の提出件数は、前期分で 36 件、後期分で 29 件であった。

(e) 保護者連絡会

令和 3(2021)年度の保護者連絡会は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、12 月 17 日(金)～12 月 20 日(月)までの期間限定で本学教員の講演を YouTube にて動画配信することにより実施した。動画では、学長及び後援会長の挨拶、4 学科長による学科の現状説明、国家試験対策部長、就職部長及び学外実習対策部長から、本学で実施している学生指導や支援体制、感染症対策についての説明を配信した【資料 2-4-13 『純真の翼』第 9 号 p.44】。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対する経済的な支援や課外活動への支援については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、引き続き学生委員会、各学科及び学生係をはじめとする事務部門が情報を共有し、連携することで学生生活をより充実したものとするために継続的に改善を図っていく。学生の健康面及び心的支援については、保健室と学生相談室の利用率が増加傾向にあり、健康や心に問題を抱える学生が増えつつある状況に鑑み、令和 3(2021)年 4 月より健康管理センター機能の充実化を図っている段階である。今後も業務内容の見直しを含めて、健康管理センターの整備と支援体制について改善を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(a) 校地

本学は、筑紫丘キャンパス及び九州医療センター敷地内の百道浜キャンパスを擁し、校地、校舎及び施設、設備等の教育環境については教育目的達成のため適切に整備されている【資料2-5-1 キャンパスマップ】。

なお百道浜キャンパスについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて大学院の教育課程を筑紫丘キャンパスに集約することとなったため、令和4(2022)年3月をもって閉鎖した。このため、以下における同キャンパスの記載は、すべて令和3(2021)年度時点での状況である。

筑紫丘キャンパス

筑紫丘キャンパスは、福岡市中心部の天神地区から西鉄電車で約7分の住宅街に囲まれた福岡市南区筑紫丘（最寄り駅：西鉄大橋駅）にあり、市街地の喧騒から隔てられた落ち着いた立地環境にある。校地等の面積は36,199.9㎡（校舎等敷地：21,277.1㎡、運動場用地：9,503.2㎡、その他：5,419.6㎡）を有している。

キャンパス内には、多くの樹木が植えられ、令和元(2019)年に「Medical Learning Center」(MLC)を建設した際に学生の憩いの場として「語らいの杜」を整備した。また、講義棟周囲にも伝統ある「純真の杜」もあり、授業の合間に学生が食事や休憩できるスペースを配置している。

運動場（用地：9,503.2㎡）については、キャンパスからバスで15分の場所にある福岡県那珂川市に整備しているほか、その他のスポーツ施設としてキャンパスから徒歩約5分の位置にテニスコート（2面）を設けている。

百道浜キャンパス

百道浜キャンパスは福岡市中央区地行浜（最寄りバス停：九州医療センター、最寄り駅：地下鉄唐人町駅）の「シーサイドももち」に立地する独立行政法人国立病院機構九州医療センター内に設置されている。筑紫丘キャンパスからは、車や公共交通機関で30分程度の距離にある。また福岡市中心部の天神地区からはバスで約11分、若しくは地下鉄及び徒歩で約20分程度での移動が可能である。校地等の面積は2,269㎡を有し、全国でも屈指のウォーターフロントとして環境が整備された、海と近代的な建物に囲まれた安らぎの空間をもつ環境の中で学ぶことができる。

(b) 校舎・設備

筑紫丘キャンパス

筑紫丘キャンパスの校舎には、本館（図書館、事務局、教員研究室、大学院生研究室等）、1号館（講義室及び教員研究室）、2号館（放射線技術科学科及び検査科学科、医療工学科

実習棟)、3号館(検査科学科実習棟)、4号館(医療工学科研究室)、MLC(講義室、カフェ、看護学科実習棟)があり、これら校舎の合計面積は34,428.2 m²である。このほか、学生が運動できる施設として体育館を整備している【資料2-5-2 令和4年度学生便覧 pp.29-34(筑紫丘キャンパス見取図)】。1号館講義棟には242人を収容可能な大講義室を、MLCには396人を収容できる「さくらホール」を、本館には1,202人を収容できる純真ホールを整備しており、全学共通科目等に対応しているほか、その他の校舎も、各学科の科目展開に必要な規模の教室や実習室を整備している。

大学院については、本館5階に学生の居室となる専用の大学院生研究室、1号館には講義や研究発表を行うゼミ室を整備しており、2号館、3号館、4号館に設けられている各学科のゼミ室、演習室、実験・実習室を学部と共用している。

なお、学部と大学院の施設共用については、大学院が昼夜開講制を導入し、研究科共通科目、専攻共通科目、分野専門科目については月曜日、水曜日及び金曜日の夜間と土曜日の昼間に開講しており、また特別研究の指導については、学生と実施日時を調整の上、学部生の使用頻度が少ないゼミ室で行っているため、現状で特に問題は生じていない。

校地・校舎・施設設備に関する大学設置基準と本学の現状との対比は表2-7に示すとおりである【資料2-5-3 校地、校舎等の面積】。大学が立地する筑紫丘キャンパスの校地面積は68,297.8 m²(うち本学専用面積23,906.9 m²)、校舎面積は34,428.2 m²(うち本学専用面積26,223.1 m²)であり、いずれも本学専用面積だけで大学設置基準に定められた基準を満たしている。

百道浜キャンパス

別地となる百道浜キャンパスには、講義室、ゼミ室、大学院生研究室及び体育館等を有する校舎(3,262.2 m²)を整備している【資料2-5-4 百道浜キャンパス見取図】。

表2-7 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	本学の専用面積※	大学設置基準上の必要面積
校地面積	26,175.9 m ²	11,800.0 m ²
校舎面積	29,485.3 m ²	11,908.0 m ²

※ 筑紫丘キャンパス及び百道浜キャンパスの合計。

専任教員には、学生への教育・指導を円滑に行うため、個室の研究室を確保している。また、助手には共同の研究室を複数整備している。更に、教員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、教育の活性化を図る目的で、各学科の専用ミーティング室を設けている。

(c) 学生寮

本学の敷地内に女子学生専用の「筑紫丘寮」が、また大学より徒歩数分の場所に男子学生専用の「向野寮」があり、それぞれを本学学生及び併設の純真短期大学の学生が利用している【資料2-5-5 2022大学案内 p.38】。

筑紫丘寮は鉄筋コンクリート造5階建ての建物で、全室個室となっている。寮全体の定

員は 107 人であるが、そのうち 50 人分を本学学生用に割り当てている。個室の室内にはクローゼット・ユニットバス・エアコン・ミニ冷蔵庫・IH コンロを備えており、また共用施設には乾燥機やパソコンルーム等を備えている。防犯面では 1 階玄関をオートロックとしており、更に 24 時間監視カメラを稼働させている。

向野寮は鉄筋コンクリート造 5 階建ての建物で、「筑紫丘寮」と同様に全室個室となっている。定員は本学学生及び短期大学学生を合わせて 53 人となっている。個室の室内にはユニットバス・エアコン・電気温水器を備えているほか、共用施設として洗濯機・乾燥機・自炊用キッチン及び談話室を備えている。防犯面では 1 階玄関をオートロックとしている。

なお、いずれの寮も入寮期間は原則として 2 年間となっている。

寮の管理については民間業者に委託しており、寮監を 1 人ずつ各寮に常駐させている。また学生の寮生活を把握するため、寮監には日報を提出させており、寮内での生活指導やトラブル対応については、学生委員会と学生係が連携して対応にあたっている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(a) 実習施設等

本学の各学科では医療系国家資格の取得を目標としているため、各資格の取得に必要な学内実習施設を多数設置している（表 2-8）。

表 2-8 学内の実習施設

区分	建物名	実習施設名
保健医療学部共通	2 号館	学部共通実習室 1～2
看護学科	MLC	看護学実習室 1～3、Learning Commons、Simulation Room 1～2
放射線技術科学科	2 号館	基礎系実験実習室 1～3、基礎応用系実験実習室、応用系実験実習室 1、超音波回診用室、一般撮影室 1～3、暗室、CR 室、CT 操作室・CT 室、MRI 室・制御室、XTV 操作室・X-TV 室
検査科学科	2 号館	解剖学実習室、生理機能検査学演習室、生理機能検査学実習室 1～3、
	3 号館	学生実習室 1～3
医療工学科	2 号館	生体計測実習室、治療機器学実習室、工学実験室、体外循環実習室、血液浄化実習室、人工呼吸器実習室

情報教育に関する PC 設備は、学部生用として 1 号館 2 階、3 階、5 階に整備され、講義以外の自習やサークル活動にも幅広く活用されている。また大学院生用としては本館 5 階、百道浜キャンパス 3 階に整備している（表 2-9）。ウェブサイトからの情報を入手するための Wi-Fi 環境も学内全ての建物で整備している。

表 2-9 学内の PC 設備

設置場所	教室名称	クライアント 端末台数	管理部署
1 号館 5 階	PC 実習室 1	80 台	庶務課 (情報管理担当)
1 号館 5 階	PC 実習室 2	40 台	
1 号館 2 階	PC 実習室 3	68 台	
1 号館 3 階	放射線技術科学科 パソコン実習室	110 台	放射線技術科学科
本館 5 階	大学院生研究室	24 台	庶務課 (情報管理担当)
百道浜キャンパス 3 階	大学院生研究室	24 台	庶務課 (情報管理担当)

(b) 図書館

純真学園本館の地下 1 階にある純真学園図書館は、本学と純真短期大学の共用施設であり、面積は 1,312.0 m²である。また、百道浜キャンパスには図書室を設置しており、座席数は 30 である。

純真学園図書館の総蔵書数は 57,973 冊で、このうち大学分は 32,413 冊（和書 29,407 冊、洋書 3,006 冊）である。この他に視聴覚資料 2,013 点、雑誌 183 種類（和雑誌 102、洋雑誌 81）を大学分として所蔵している。データベースは 7 種類、電子ジャーナルは 10 種契約している。また、電子書籍を 162 点所蔵している。これら資料については、医療系大学の教育及び研究活動に資することを念頭に、学科選定資料やシラバス掲載の教科書・参考書、自習用リクエスト図書等を購入し、充実を図っている。

蔵書の廃棄は、「純真学園図書館資料収集管理規則」【資料 2-5-6】、「純真学園図書館資料廃棄に関する細則」【資料 2-5-7】、及び「純真学園図書館収蔵資料の除籍に関する細則」【資料 2-5-8】に基づき、廃棄の基準を満たした資料を次年度 5 月の図書館運営委員会の承認を得て、年度単位で処理を行うこととしている。

館内には、閲覧室、自習室のほか、OPAC（蔵書検索システム）専用 PC（1 台）、契約データベース閲覧等に応ずる情報検索用 PC（13 台）、貸出用 PC（7 台）、視聴覚資料閲覧スペース（2 ブース、DVD・VHS デッキ各 1 台設置）、CD プレイヤー視聴コーナー（2 ヶ所）、文献複写用コピー機（1 台）、ミーティングルーム（2 室）を配置している。館内座席は 246 席設けているが、定期試験前や学外実習帰学日、国家試験前には満席になるため、ホームルームや一部教室を学生自習室として開放することで対応している。

運営スタッフは館長のほか、司書 3 人と職員 2 人を配置している。

図書館運営についての審議及び連絡調整を行う機関として、館長が委員長を兼ねる図書館運営委員会が設けられている【資料 2-5-9 純真学園図書館運営委員会規程】。

図書館は原則として平日及び土曜日に開館しており、祝日については授業日であれば開館している。また、開館時間は平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 としている。令和 3(2021)年度の開館日数は 266 日であった。

令和 3(2021)年度の入館者総数は 28,526 人で、1 日あたり平均で約 107 人が利用しており、その約 77%が大学生の利用である。大学生への年間貸出冊数は令和 3(2021)年度実績で 10,144 冊となっており、これを大学生 1 人あたりの年間貸出冊数に換算すると約 8 冊となる。新型コロナウイルス感染拡大前の令和元(2019)年度と比較すると、開館日数、入館者数、貸出冊数ともに減少した【資料 2-5-10 令和 3 年度図書館運営状況】。

学外者の利用については、病院職員（臨地・臨床実習指導者）等への閲覧・複写サービスを行っている。また、地域貢献の一環として、例年は夏休み期間中に近隣の中学生・高校生へ図書館を無料開放しているが、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から開放を見送った。

図書のデータは OPAC にて公開しており、本学所蔵データを国立情報学研究所の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録することにより、国内の大学図書館等との間で学術情報の有効利用を図っている。また、未所蔵資料については NACSIS-ILL 等他機関との連携により、利用者のニーズに応えている。図書館の情報（開館日、Library Letter（図書館だより）、利用案内等）はホームページを介して、学内外に公開している。また『純真学園大学雑誌』の紀要論文を『純真学園大学機関リポジトリ』を通じてインターネット公開している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学敷地内については、本館をはじめ 1 号館、2 号館、3 号館とバリアフリーとなっており、車いす用スロープ、エレベーター、多目的トイレを設置している。このほか、身体障がい者のための車椅子の整備や危険箇所の点検を行い、改善を図っている。4 号館は 3 階建てで、エレベーター、多目的トイレなど、バリアフリー構造を有していないため、講義室や実習室として使用しておらず、特段問題は発生していない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義による授業形態は、1 学年を基本クラスとして授業を行っている。学内演習・実習に関しては、教育効果の観点から、必要に応じて 1 学年を複数クラスに分けて運用している。また、学科横断的な選択科目で受講生の多い科目は、均等となるようクラス分けを行っている。

令和 3(2021)年度も新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う遠隔授業を実施したが、各学科各学年によって感染状況が異なり、対面授業が必要な実習科目も多数あったことから、大学として一斉休講とはせず、感染者や濃厚接触者の増加数を鑑みてクラス単位での遠隔授業を行っている【資料 2-5-11 令和 3(2021)年度 遠隔授業実施状況（教務データの添付）】。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も入学時基礎学力試験を継続し、能力別のクラス編成による授業計画の立案、補講計画を実施する。MLC の 5 階にはシミュレーションルームを設けており、今後は多職種連携におけるカリキュラムの充実のためにシミュレーターなどを更に整備し、医療現場に則したより実践的な教育の提供を行う予定である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【保健医療学部】

本学では「学生満足度調査」及び「学生の学修成果の把握に関するアンケート」（それぞれ年 1 回実施）と、「授業評価アンケート」（年 2 回実施）を通じて、学生の学修状況について情報収集を行っている。

学生満足度調査【資料 2-6-1 学生満足度調査（質問項目）】では、全体的な授業やカリキュラム、教職員の対応、学内設備等に対する満足度の調査を、また学生の学修成果の把握に関するアンケート【資料 2-6-2 学生の学修成果の把握に関するアンケート（質問項目）】では、学内施設や学生サポートに関する満足度、学修経験、達成実感などを調査している。IR 室で集計・分析されたアンケート結果は関係教職員に共有され、各学科や委員会等での改善へ向けた取り組みに活用している。

授業評価アンケート【資料 2-6-3 授業評価アンケート（質問項目）】では、個別の科目における授業の内容や方法、授業の到達目標についての達成実感や満足度等を調査することで意見を汲み上げている。IR 室で集計・分析されたアンケート結果は、対象となる教員に配付され、学生へのフィードバックについて報告義務を課している。また、学修支援に対する学生の意見は、学年担任や SG 担任、科目担当教員等を通じて関係部署に伝達され、学科会議や教授会、教務委員会、学生委員会等で検討している。

【大学院保健医療学研究科】

在籍者数の少ない大学院生に対しては、アンケートという形態ではなく、研究科長・研究科長補佐・IR 室員と大学院生との意見交換会を開催し、大学院生からの意見・要望の把握を行っていた。令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、大学院独自のアンケートを作成・実施し、意見集約に努めた【資料 2-6-4 大学院生アンケート】。

また、社会人大学院生の中には、研究手法に関する知識が不足している学生もいたことから、学会主催の研修などの紹介を行った。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生が大学生活において感じ考えている大学に対する意見・要望は、各学科の学年担任・SG 担任から学生委員を通じて学生委員会に汲み上げられるほか、サークル顧問、学生係

などを通じて寄せられるものもあり、これらの意見・要望は、学生委員会で適宜検討し、必要な対策を行っている。

このほか、学友会は独自に意見箱を設置して、学生の意見を集めている。集められた意見については学友会で検討を行うが、この中から大学側へ要望したい案件については、学長・副学長と学生代表者との意見交換会にて大学側へ伝えられる。これまでに実施した学生からの要望への対応としては、学内の無線 LAN (Wi-Fi) 環境整備（平成 29(2017)年度以降、段階的に整備）や、本学と最寄り駅を結ぶシャトルバスの増便（平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度に実施）などがある。なお令和 3(2021)年度については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、意見交換会の開催を見送った。

これらの支援に対する学生の満足度については、前述した学生満足度調査や学生の学修成果の把握に関するアンケートにて測定されており、集計・分析されたアンケート結果は関係教職員に共有され、各学科や委員会等での改善へ向けた取り組みに活用している。

令和 2(2020)年度に引き続き、令和 3(2021)年度も新型コロナウイルス感染症対策の観点から、大学行事や課外活動をはじめとする様々な活動の中止を余儀なくされ、制限された学生生活が続いたが、コロナ禍 2 年目に入り、制限された生活にも慣れて学生の精神面の混乱はやや少なくなった。本学では、令和 2(2020)年度より健康観察カードの導入・体調不良時の報告、パーテーション設置、講義室・エレベーターホール等の消毒液設置など感染対策を継続した。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【保健医療学部】

学修環境に関する学生の意見・要望は、主に学生満足度調査及び学生の学修成果の把握に関するアンケートを通じて把握している。アンケート結果は、IR 室で集計・分析の後に関係教職員へ伝達され、改善計画の立案へとつなげている。立案された改善計画を基に、法人への提案・予算計上がなされ、授業効果を高めるために、教育機材及び施設・設備の調整が行われている。

【大学院保健医療学研究科】

学修支援と同じく、令和 2 (2020)年度及び令和 3(2021)年度においては新型コロナウイルス感染症対策の観点から、大学院独自のアンケートを作成・実施し、意見集約に努めた。新型コロナウイルス感染拡大下での授業展開のために、オンラインによる受講が可能となるよう、院生室の PC を整備した結果、授業のみならず、外部研修の受講も可能となった。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

【保健医療学部】

学生からの意見や要望を把握するために、各種アンケート調査は継続して実施する。また、学生個々の相談に関しては、SG 担任を中心に対応し、大学全体としての改善が必要な場合は、SG 担任や学年担任を通じて学科会議、学生委員会、教務委員会への提案を引き続き行っていく。

学生へのアンケートに対する結果、及びそれを受けての改善計画については、文書等を通じて学生へフィードバックを行っていく。また、教職員への情報開示を併せて行い、学

修支援体制及び学生環境整備のための改善計画立案につなげていく。

学生の学修状況の分析については、IR 室による分析と、結果に応じた学科会議、学生委員会、教務委員会による検討と提案、学部運営会議による審議を今後も行っていく。一方、個々の学生に応じた支援は、科目責任者及び SG 担任によるところが大きく、教員への支援体制を充実させる必要がある。

学修環境の改善については、予算計上及び執行が次年度となるものが多いため、緊急性の高いものに関しては、即時対応できるよう、予備費での対応、補正予算等の対応を今後引き続き実施する。また、改善内容についても適宜、文書等での開示を行い、学生満足度の向上に努める。

近年、高校までの履修範囲や学習深達度の差が広がっている傾向にある。初年次教育の充実を図るため、本学園が併設する純真高等学校との連携により、入学時基礎学力試験と、各学科専門科目の基盤を再構築することを目的とするリメディアル教育を引き続き継続させ、より高い教育効果をめざした検討を行っていく。

【大学院保健医療学研究科】

オンラインによる受講が可能となるよう院生室の PC を整備することで、授業のみならず外部研修の受講も可能とした。今後、学外での受講ができるように PC の貸出などの学修環境の整備を検討していく。

〔基準 2 の自己評価〕

学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見及び要望への対応（以下学生支援等）については適切に毎年実施している。この評価結果はホームページで公開し、事業計画に反映させることで学生支援等に関する PDCA の仕組みを構築し、この体制の改善・向上につなげている。

新型コロナウイルス感染症に関連して学生支援方法の変更を余儀なくされた部分もあるが、学生の意見を反映しながら対応することが可能であるため、今後も感染対策を実施しながら学生支援の充実を図っていく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【保健医療学部】

「気品・知性・奉仕」の精神を備えた純真な人を育成するという本学の建学の精神に則り、各学科において示された知識・能力・態度を身につけ、且つ所定の単位を修得した者に対して、各国家試験受験資格並びに卒業を認定し、学士の学位を授与するとして、学科別のディプロマ・ポリシー【資料 3-1-1】を策定している。ディプロマ・ポリシーはホームページに掲載するとともに、学生便覧に提示することにより学生を含むステークホルダーに周知している。加えて、入学時ガイダンス及びクラスアワーを通じて説明し、学生が意識して学修に取り組めるよう工夫している。

【大学院保健医療学研究科】

学部と同様、本学の建学の精神に則り、多職種連携能力を更に向上させ、生活者の視点で地域の保健・医療・福祉への諸問題の解決と予防・健康増進及び高い生活の質を目指す社会へ貢献できるための汎用・実践能力と管理・指導能力を持った人材を育成することを教育目的とし、各専攻・分野（看護学専攻、保健衛生学専攻・分野）別にディプロマ・ポリシーを策定している【資料 3-1-2】。ディプロマ・ポリシーはホームページに掲載するとともに学生便覧に提示し、ガイダンスにおいて説明することにより学生を含むステークホルダーに周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【保健医療学部】

(a) 成績評価

単位の認定は、履修規程【資料3-1-3】第2条～第26条の定めに従い、科目の履修と試験等に基づく学修の成績評価によって厳正に行っている。成績評価方法については、各科目の担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で説明して学生に周知している。

授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験、再試験とすることを履修規程第18条～第22条に規定している。やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験等の結果、学修の評価が不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うこと

としている。

成績評価及び単位認定の基準については、以下のとおりとしている【資料 3-1-4 学生便覧 pp.70-72】【資料 3-1-5 成績評価基準】。

表 3-1 成績評価基準

成績	成績点	評価点 (GP)	達成水準	判定
A+	97－100	4.0	学習目標を十分満たし、秀でている	合格
A	93－96	4.0		
A-	90－92	3.7		
B+	87－89	3.3	学習目標を満たしている	
B	83－86	3.0		
B-	80－82	2.7		
C+	77－79	2.3	学習目標をほぼ満たしている	
C	73－76	2.0		
C-	70－72	1.7		
D+	66－69	1.3	合格と認められる最低水準を満たしている	
D	60－65	1.0		
F	59 以下 もしくは定期試験及び追再試験又は再試験を欠席した者、受験資格のない者	0.0	合格と認められる最低水準を満たしていない	不合格

なお、上記の評語以外に、T（既修得単位などの単位認定科目）、W（履修中止科目）という表記でそれぞれを示している。単位認定科目、履修中止科目のいずれについても、GPAの計算対象からは除外している。

(b) 既修得単位等の認定

本学入学前に大学または短期大学等において修得した単位は、学則第38条の定めるところにより、教育上有益と認めるときは60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定している。これに該当する学生は、入学時ないし後期開始時に所定の手続きにより願い出て、教務委員会及び当該授業科目の担当教員による判定の後、教授会の議を経て学長により単位認定される【資料3-1-6 入学前の既修得単位等の認定に関する規程】。また、学則第39条に定める「他の学科における授業科目の履修等」による単位認定、学則第40条に定める「他の大学等における授業科目の履修等」による単位認定、及び学則第41条に定める「大学以外の教育施設等における学修」による認定については、令和3(2021)年度現在実績はない。

(c) 進級要件

進級要件は履修規程第 27 条に定めている。進級要件は学科により異なるが、基本的には各年次に配当される必修科目に未履修がないこと、また、履修した必修科目のうち単位未修得（不合格）科目が 1 科目以内で、且つ教養教育科目の単位を含む基準以上の単位を修得していることが各学科共通の要件となっている。

定期試験の受験資格に関わる授業への必要出席回数及び遅刻・早退の取扱いについては、履修規程第 15 条～第 17 条に定めており、出席回数不足による単位未修得の事態を防ぐため、出欠の記録を徹底するとともに、授業への出席状況を教務係が毎週調査して学部長と学科長に報告し、遅刻や欠席の多い学生への指導に活かすなど常に注意を払っている。

(d) 卒業要件

卒業要件は学則第 43 条、学部規則第 11 条及び履修規程第 29 条に定めている。卒業要件単位数は全学科 124 単位としている。

(e) 成績の通知

成績評価の結果は、Webシステムを介して学期ごとに学生個々に通知するとともに、保護者へも郵送している。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有を図り、面談等においてもスムーズな意思疎通を可能としている。なお、保護者への成績送付については、個人情報利用について入学時に学生の了解を得た上で実施している。

学生が自身の学修過程における課題を認識し、学修意欲を向上させるよう、成績は個人指導の資料として活用している。評点以外に学期ごとの GPA を算出し、学修指導の資料とするとともに、学修意欲を喚起させる制度として運用している。具体的には、GPA の結果に応じて、学科長、学年担任、SG 担任の面談による学修指導、生活指導を行っている。また、GPA の優秀な学生は、卒業時に学長表彰等の対象としている。

【大学院保健医療学研究科】

(a) 成績評価

単位の認定は、保健医療学研究科履修規程【資料 3-1-7】第 2 条～第 25 条の定めに従い、科目の履修と試験等に基づく学修の成績評価によって行われる。評価方法についてはシラバスに明記して周知している。また、「成績評価確認制度」は、学部同様に大学院でも導入している。

なお、保健医療学部で運用している GPA 制度について、大学院では設けていない。

(b) 本学外修得単位等の認定

本大学院入学前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、本人の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、10 単位を限度として本大学院における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる【資料 3-1-8 入学前の既修得単位等の認定に関する規程】。学部同様に入学時に申請することとしているが、令和 3(2021)年度に申請した者はいなかった。また、他の大学院との協議に基づき、在学中に他大学院等において修得した単位を、同じく 10 単位を限度として認定することが

できるとし、教育上有益であると認めるときは利用可能となっているが、令和 3(2021)年度に申請した者はいなかった【資料 3-1-9 単位互換に関する取扱規程】。

(c) 進級要件

進級要件は定めていない。

(d) 修了要件

修了要件は大学院学則第 19 条に定めている。なお、職業を有する等の事情により、2 年以上の在学期間を必要とする場合には、予め 3 年間の履修期間を認める長期履修制度を設けている【資料 3-1-10 長期履修学生に関する規程】。

(e) 学位審査基準及び学位審査手続き

学位審査規程【資料 3-1-11】を定め、学生便覧に提示するとともに、学位審査基準の詳細をガイダンス時に別途説明して周知している。

なお、学校教育法施行規則の改正に伴い、学位論文評価基準の公表が義務化されたことに対応し、審査基準をホームページ上で公表している【資料 3-1-12 学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準】。

(f) 成績の通知

成績評価結果は、Web システムを介してセメスターごとに院生個々に通知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【保健医療学部】

(a) 成績評価

各科目の担当教員は、ディプロマ・ポリシー及び履修規程に則り履修評価基準及び評価方法を決定している。評価方法は授業科目により異なり、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、実習記録等を組み合わせて多面的に評価している。同一科目を複数教員が分担する場合は、当該科目の責任者が全体を統括している。シラバスに記載された評価基準及び評価方法は、教務係に集約され、教務委員会で内容をチェックした上で学生に提示している。

成績通知書について、その記載事項に問い合わせたい点がある場合は、定められた期間内に教務係に成績通知書を持参し、「成績評価確認願」を申請することができるようにしている【資料 3-1-13 令和 4 年度学生便覧 p.72】。「成績評価確認願」による問い合わせに対して、科目責任者が回答し、学生へ通知される。また、定期試験の受験資格に必要な授業への出席状況、定期試験の可否について学生自身が Web システムで確認し、履修状況を把握できるようにしている。

(b) 進級要件・卒業要件

Web システムを活用することにより、学生自身で出席状況や成績確認ができ、学修姿勢を改善することができる。また、教員自身が担当している SG 学生について、出席状況や

成績を常時照会できるようにしている。学生の出席状況は週ごとに教務係から学部長及び各学科へ報告されており、欠席の多い学生については学年担任または SG 担任から必要に応じて面談を実施するなどの対応が定着している。このようにして、履修成立の要件は厳格に守られている。年度末には履修規程に従って進級判定に関わる教授会が開催され、進級の可否を決定している。原級に留め置かれることが決定した学生については、直ちに保護者宛に文書による通知がなされ、三者面談等を実施して今後の対応を確認している。

最終学年においては、年度初めの履修登録時に、卒業に必要な単位、特に国家試験の受験資格として必要な科目の履修状況の確認を学生・SG 担任ともに行い、履修登録漏れがないよう対応している。

【大学院保健医療学研究科】

入学時ガイダンスにおいて、学生便覧を用いて単位認定基準、修了認定基準の全体説明を行うとともに、指導教員による個別の履修指導を行っている。大学院生の半数が社会人であり、長期履修制度を利用して修学しているため、大学院生個人の学修環境に沿った指導を心掛けている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定については、学則（学部・大学院）、学部規則、履修規程、学生便覧に詳細に規定・掲載しており、今後も継続して学生に周知できるよう計画的にガイダンスの内容として盛り込む。

ディプロマ・ポリシーに沿った評価基準については、学力を測る指標となる GPA に加え、人間力を測るルーブリック評価の導入も今後検討し、アセスメント・プランの策定につなげる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【保健医療学部】

本学は、教育課程編成方針を「カリキュラム・ポリシー」として定め、ホームページに明示している【資料 3-2-1】。

学部の教育課程は、このポリシーに基づき、医療職者の育成について定めた学校養成所

指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）の基準に従い、それぞれの学科が育成しようとする医療職にふさわしい専門科目を学修する『専門教育科目』とともに、「気品・知性・奉仕」の建学の精神に則り、「医療倫理・生命倫理に基づく豊かな人間性（気品）」「科学性と問題解決能力（知性）」「奉仕の精神（奉仕）」を兼ね備えた人材を育成する『教養教育科目』『共通教育科目』から構成されている。

また、教育課程の体系化に向けて、カリキュラムマップ【資料 3-2-2 令和 4 年度学生便覧 pp.107-114】の策定及びナンバリング【資料 3-2-3 令和 4 年度学生便覧 pp.105-106】を行っている。

【大学院保健医療学研究科】

学部と同様、教育課程編成方針を「カリキュラム・ポリシー」として定め、ホームページに明示している【資料 3-2-4】。

本研究科におけるカリキュラム・ポリシーに基づき、大学院設置の趣旨及び必要性に則り、且つ本学の保健医療学部教育を土台として、大学院における人材養成の目標を実現するための教育課程を編成している。その教育課程は『研究科共通科目』『専攻共通科目』『分野専門科目』『特別研究』から構成されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部・学科及び研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、学校教育法施行規則の趣旨を踏まえ、大学の建学の精神や教育目的に沿って明確に定められている。また、それぞれのディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけるため、カリキュラム・ポリシーの下で基礎から専門へと体系的に教育課程を編成している。

これに加えて、学部においては学修成果を可視化し、各科目とディプロマ・ポリシーとの関係・整合性を確保するためにカリキュラムマップを作成し、学生への資料配付とホームページでの掲載を行っている。このことにより、授業の順序性、科目の水準、科目間の関連性を明確にし、学修目標を達成するための体系的な教育課程が可視化されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(a) 高大接続への取り組みと初年次教育

学校推薦型選抜入試・社会人選抜入試の合格者を対象とした入学前準備教育を行うと共に、入学時に実施する基礎学力試験の成績を踏まえ、教育課程外で現役の高校教員や非常勤講師による国語、数学、生物、化学、物理の基礎科目のリメディアル授業を各科目 6 コマ実施している。この取り組みを通じて、新入生の学修状況や課題が明確化するため、関連する必修科目責任者や SG 担任の間で新入生の学修状況に関する情報を共有するとともに、支援を要する学生への学修支援も可能となっている。

本学新入生を対象とする初年次教育においては、まず自校教育の一環である「純真学入門」の中で、求められる社会人・医療人を認識し個々の志を明らかにする授業を組み入れている。また、全学科必修科目である「情報科学入門」においては、初回及び 2 回目の授業の中でパソコンの基本的な使い方、情報セキュリティ、ソフトについての説明等、情報

リテラシーや本学における情報資源の活用に関する授業を実施している。

(b) 編成方針に沿った体系的編成（保健医療学部）

本学の教育課程は、『教養教育科目』『共通教育科目』『専門教育科目』の各区分により構成されている。また、本学で開講している全ての科目にナンバリングを行い、科目の分野、学修段階（レベル）や履修順序をカリキュラムマップとして明示し、順次性のある体系的な教育課程の構築や可視化を図っている。また、カリキュラムマップには、学生が卒業までに修得すべき授業科目の配置やディプロマ・ポリシーとの関連性を体系的に示している。

各学科の教育課程における専門教育科目（専門基礎科目・専門科目）は以下のとおりである。

看護学科

<専門基礎科目>

専門基礎科目は、人体を系統立てて理解するとともに、健康を取り巻く多様な社会システムを学び、人間を看護の対象として総合的な視点から理解を深めることができるための科目である。この専門基礎科目での学修を基盤として、専門科目における各看護学の特徴が発展的且つ統合的に展開されることになる。

以上の趣旨に基づき、専門基礎科目は『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』『健康支援と社会保障制度』という2区分24科目で構成している。

『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』では、まず看護を実践する上で基礎となる人体の構造と機能を学ぶ科目を配置し、人体の構造と機能の学修内容を「基礎看護学方法論Ⅰ～Ⅲ」の講義や演習と関連付けて指導している。また、主な疾病の診断・治療や、生命現象理解の強化を図り、ライフステージや健康問題に関わる栄養を学ぶための科目を配置している。『健康支援と社会保障制度』では、健康の維持・増進に対する理解、地域社会における疾病予防・感染管理・生活環境の保全、科学的根拠に基づいた援助の必要性などを学ぶ科目を配置している。なお「疫学Ⅱ」については、保健師課程選択学生の受講を必修としている。

<専門科目>

専門科目は、専門分野Ⅰに『基礎看護学』、専門分野Ⅱに『成人看護学』『老年看護学』『母性看護学』『小児看護学』『精神看護学』、そして統合分野に『在宅看護学』『公衆衛生看護学』『統合看護』の計9区分59科目で構成している。なお、選択科目のうち8科目13単位については、保健師課程選択学生には履修を必修としている。

『基礎看護学』では、看護の概念について多様な視点から学ぶために「看護理論」を配置している。また「基礎看護学方法論Ⅰ」では主に看護行為に共通する技術を、「基礎看護学方法論Ⅱ」では日常生活を整えるための技術を、「基礎看護学方法論Ⅲ」ではフィジカルアセスメント技術を、「基礎看護学方法論Ⅳ」では診療に伴う技術を、「基礎看護学方法論Ⅴ」では看護過程展開技術をそれぞれ学ぶ。同様に『専門分野Ⅱ』については、各看護学の構成を「概論」「援助論」「方法論」で構成している。「援助論」では、各看護学の特徴的な対象や家族についての理解や看護の考え方を学ぶ。一方「方法論」においては、大半の科目において看護過程の展開を通して既修内容を統合するとともに、各看護学で特徴的な

技術について演習を行うようにしている。

『統合看護』では、1 年次に「看護基礎ゼミナール」を配置し大学で学ぶ基礎的能力の育成を図っている。2 年次以降は専門職業人として必要不可欠な「看護倫理」「医療安全」や「看護管理」を配置している。4 年次には、3 年次までに学んだチーム医療の発展系科目として「統合看護論Ⅰ」「統合看護論Ⅱ」を配置し、がんや女性の健康課題をテーマに多職種連携について学ぶほか、「統合実習」を配置することにより、多様な場で実践されている看護について自身が設定したテーマに基づき、実習方法の計画立案から実践、評価の過程を理論や文献活用も含めて深めることを狙いとしている。

放射線技術科学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は、『医学の基礎』『理工学的基礎および放射線科学の基礎』の 2 区分 31 科目で構成している。

『医学の基礎』では、人体の組織や臓器構造と画像との関係、生体の病的変化、疾病の病因などを学ぶ科目を必修科目として配置している。3・4 年次には、教科書や成書に載っていない新しい内容を学ぶ「基礎医学特論」や、救急医学の基礎的知識や対処法を学ぶ「救命救急医療」、国際化に向けて医療現場で必要とされる代表的な英語表現などを学ぶ「医学文献英語」を配置している。『理工学的基礎および放射線科学の基礎』では、放射線生物学分野や放射性医薬品分野を学ぶ科目や、電気回路、情報科学、医療安全の基礎的な概念を学ぶ科目とともに、診療放射線技師教育の根幹をなす放射線と人体に対する影響に関する専門知識と技術、放射性核種の分離法や製造法、核反応を学ぶ科目や「放射線計測学」を必修科目として配置している。また放射線取扱主任者（第一種・第二種）等に必要な知識を学ぶことができる「放射線取扱特論Ⅰ」「放射線取扱特論Ⅱ」を選択科目として配置している。3 年次後期に「放射線基礎科学特論Ⅰ」では教科書や成書に載っていない新しい内容を学ぶ科目（必修）として配置している。

＜専門科目＞

専門科目は、『診療画像技術学領域』『医用画像情報学領域』『核医学領域』『放射線治療領域』『放射線医療安全管理領域』『臨床実習』及び「卒業研究」を含む『総合科目』の 54 科目 64 単位で構成されている。

『診療画像技術学領域』では、正常人体の各種検査画像の理解、医用画像機器の構成・動作原理の理解、各種画像の特徴及び機能画像と臨床画像との関係性、臨床現場における知識や諸問題について講義や実験を通して学ぶ科目を必修科目として配置している。『医用画像情報学領域』では、最新のデジタル画像処理技術や画像解析技術学ぶ科目を必修科目として配置している。『核医学領域』では、核医学検査に使用する装置の諸特性や、放射性医薬品、診断上の意義等について学ぶ科目を必修科目として配置している。『放射線治療領域』では、がんの放射線治療の対象となる腫瘍、放射線治療に用いられる高エネルギー放射線治療装置の構造や特徴を学ぶ科目を必修科目として配置している。『放射線医療安全管理領域』では、放射線安全管理の基礎的な知識や適切な安全管理法、各関連法規・規則を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、診療放射線技師学校養成所指定規則の改正に伴い、診療放射線技師の責任及び業務範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮

して造影剤の投与など適切に検査に伴う行為ができる能力等を身につける「医療安全管理学」を配置している。

『臨床実習』は、4科目10単位で構成している。この4科目（「画像検査技術学臨床実習Ⅰ」「画像検査技術学臨床実習Ⅱ」「核医学検査技術学臨床実習」「放射線治療技術学臨床実習」）は全て必修としており、学内において基礎的な技術を学んだ上で、放射線科学に関する技術が実際の医療現場でどのように利用されているかを臨床現場で体験すること目的をしている。

『総合科目』は、10科目14単位で構成しており、うち7科目7単位を選択科目としている。3年次後期からはじまる「臨床実習」の前段階として、臨床実習に必要な知識と技能を深め、活用できるように「臨床実習講座」を必修科目として配置している。更にこれまでに学んできた内容をより深く学ぶ科目として本学教員のそれぞれの専門性に関連した4科目を3年次に選択科目として配置した。具体的には、マンモグラフィーの知識と技術を修得する「乳腺検査学」、死因究明制度に活用されるオートプシーイメージング（Ai）の概念と倫理を学ぶ「オートプシーイメージング（Ai）学」、重粒子線治療や高エネルギー放射線治療に必要な線量計測法を学ぶ「高エネルギー線量計測学」、環境中に存在する放射線からの人体への影響について理解を深める「環境放射線特論」を配置している。また、4年次前期には、CT、MRI等の画像処理作成技術、核医学画像、放射線治療に必要な線量計算などの理解を深める科目を配置している。専門科目全ての習熟度を総括的に把握するために「放射線科学特論」を4年次に配置し、放射線技術科学科教育の集大成と位置付けている。

『卒業研究』は、診療放射線科学領域から研究テーマを設定し、研究過程を通して問題発見能力、問題解決能力、研究計画能力、ディスカッション能力、プレゼンテーション能力及び論文作成能力を養い、将来、卒業後に大学・企業・病院等で適応できる資質を培い、自律的に問題を考え、積極的に問題解決にあたることのできる人材養成を目指して配置している。

検査科学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は『医学の基礎』『臨床検査学の基礎』『医療工学』の3区分23科目で構成し、その多くは1年次から2年次に配置している。

『医学の基礎』では、医療に携わる者として共通認識しておくべき知識や心構え、人体の構造や各臓器・組織・細胞についての理解、疾病の成因、予防医学と疫学的分析方法の理論と技術を学ぶ科目を必修科目として配置している。『臨床検査学の基礎』では、医療における臨床検査の役割や心構え、機器を安全に使用するため知識を養う科目を必修科目として配置している。『医療工学』では、医用機器の構造や動作原理を理解し、利用技術・安全対策を学ぶ科目を必修科目として配置している。

＜専門科目＞

専門科目は『臨床病態学』『形態検査学』『生物化学検査学』『病因・生体防御検査学』『生理機能検査学』『総合検査学』『臨地実習』及び『卒業研究』の8中区分50科目で構成している。

『臨床病態学』では、疾患の成り立ちや病態、疾患と臨床検査データの関連性を理解する科目を必修科目として配置している。『形態検査学』では、血液異常と疾患との関連性、臓器・組織・細胞等の形態、寄生虫とその検査法を学ぶ科目を必修科目として配置している。『生物化学検査学』では、血清や尿等の分析法や疾患との関連性、遺伝子検査の原理・理論・応用、放射線の性質、測定、安全取扱いや使用について学ぶための科目を必修科目として配置している。『病因・生体防御検査学』では、感染症・アレルギー・輸血等の検査に必要な知識と技術、病原微生物の検査法を修得する科目を必修科目として配置している。

『生理機能検査学』では、生理学的検査法の理解及び検査結果と臨床診断との関連性を学ぶ科目を必修科目として配置している。『総合検査学』では、臨床検査の専門分野の知識を統合した「臨床検査特論」を必修科目として配置している。また、統計処理技法、検査情報管理、データ管理を学ぶ科目を必修科目として配置している。なお、臨床検査技師学校養成所指定規則の改正に伴い、感染管理及び医療安全に配慮して検体採取ができる能力を身につける「医療安全管理学」「医療安全管理学実習」を配置し、味覚・嗅覚検査を実施できる能力を身につける「生理学」「生理学実習」を配置している。「専門ゼミナール」は、卒業研究に先立ち、各教員の行っている研究内容の理解と、研究のテーマ設定や進め方を学び、卒業研究に対応できる基礎能力を養うために必修科目として配置している。「法医学」「法医学実習」の科目設定は医療系大学として全国的にも珍しく、不妊治療に関する「生殖補助技術論」「生殖補助技術論実習」も特色の有る選択科目として配置している。一方、臨床検査の専門性を活かしつつ、健康食品管理士及び食品衛生管理者、食品衛生監視員に関連する科目群を選択科目として配置している。

『臨地実習』は、医療や臨床検査に対しての総合的な理解や、医療職としての責任感、協調性を高めることにつながるもので、3年次後期に必修科目として配置している。

『卒業研究』は、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実体験することで、生涯に渡っての研究テーマを見つけることにつながると考え、必修科目として配置している。

医療工学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は『基礎医学』『医工学』の2中区分26科目で構成している。その多くは1年次から2年次に配置している。

『基礎医学』では人体の構造や各臓器との関係、疾病の原因・病態・診断・治療・予後、人体における感染防御システム、予防医学と疫学的分析法などを学ぶ科目を必修科目として配置している。また、全人的医療を学ぶ「医療倫理学」や、国際化社会に対応するために「国際保健学」を選択科目として配置している。『医工学』では、電気・電子工学に関する分野、生体計測器・生体材料に関する分野、医用情報処理や医用機器・医用工学分野を学ぶ科目を配置している。

＜専門科目＞

専門科目は『医用機器学』『臨床工学』『総合臨床工学』『臨床実習』『卒業研究』の5中区分34科目で構成している。その多くは2年次からと3年時にかけて配置し、3年次後期に実施される「臨床実習」に向けて、臨床工学技士に必要とされる専門的知識を修得で

きるようにしている。

『医用機器学』では、臨床で応用されている計測機器・治療機器・生命維持装置の工学的理解とその適性且つ安全な使用法や保守点検を実践的に学ぶ科目を必修科目として配置している。『臨床工学』では、体外循環・呼吸療法・血液透析に関する知識と技術に加え、臨床工学技士としての業務を行う上で必要な関連疾患の病態と治療を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、より専門的に最新の生命維持管理装置による治療・管理を理解するために「循環制御特論」「呼吸管理特論」「代謝管理特論」を選択科目として配置している。『総合臨床工学』では、1年次から4年次まで段階的に臨床工学技士に必要な医学と工学の知識を段階的且つ体系的に修得するための「ME 講座 1～3」「CE 講座 1～3」を必修科目、専門的な臨床工学の知識を修得するための「CE 講座 4・5」を選択科目として配置している。また専門医療職としての生命科学に対する生物学的基礎知識のみならず、社会的人間としてのヒトを理解するために「生命科学概論」を2年次前期に必修科目として配置し、4年次には人工臓器開発の現状を理解することで医療機器の研究開発に携わることができる素養を身に付ける「人工臓器学」を、日進月歩の最新医療機器を用いた治療方法について学ぶ「最新医療特論」を、病院内での医療機器を経営・経済的観点から総合的に管理するために必要な知識を修得する「病院管理学（関係法規）」を必修科目として配置している。なお、医療安全に関する知識を更に深めるために「医療安全学」を選択科目として配置している。

『臨床実習』は、専門分野で学んだ生命維持管理装置の操作及び保守管理に関する知識と技術が、実際の臨床現場でどのように使われているのかを体験することで、医療や臨床工学に対しての総合的な理解や、医療職としての責任感、協調性を高めることにつながるもので、3年次後期に必修科目として配置している。

『卒業研究』は、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実体験することで、科学的思考や研究する姿勢を身に付け、生涯にわたっての研究テーマを見つけることにつながるもので、4年次通年の必修科目として配置している。

(c) 編成方針に沿った体系的編成（大学院保健医療学研究科）

研究科共通科目

保健医療学研究科全体の共通科目として、看護学専攻では5科目5単位を、保健衛生学専攻では4科目4単位を必修とし、チーム医療を牽引していくリーダー養成につなげる科目群とともに、「予防・健康増進」及び「生活の質の向上」の推進に欠かせない健康増進に関する知識を修得する科目群として位置づけている。医療政策や医療マネジメント分野、災害時の多職種連携、医療情報システムといった高度専門職業人に求められる高度な実践能力と、問題解決のための研究を自ら実践できる研究能力を養うための基盤となる科目を配置している。

看護学専攻

看護学専攻は、「看護の基盤分野」と「臨床実践看護分野」、「生活支援看護分野」の3分野を置き、看護の専門性を追求している。教育課程においては、これら3分野が共通で学修する「専攻共通科目」と、各分野の専門性を探究するための「分野専門科目」、及び「特

別研究」を配置している。

＜専攻共通科目＞

専攻共通科目は必修 5 科目を含む 12 科目で構成している。看護理論の成り立ちや看護における研究の意義と特徴の理解、解剖・生理学的知識に基づく画像や検査データを考慮したフィジカルアセスメント技術、人間の心の健康状態を把握するための理論を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、高度専門職業人に必要な看護管理学の諸理論や看護教育における理論と技法、患者の満足度を高めるための看護の質や医療全体の質の向上を図る方法などを学ぶ科目を選択科目として配置している。

＜分野専門科目＞

分野専門科目は、選択した分野ごとに各分野における特有の看護現象の理論について学びを深めることができるように特論科目を配置し、更に各分野の看護の現状及び研究の動向を把握するための演習科目を配置して、特別研究につながる内容としている。選択した看護分野科目から 3 科目 6 単位を取得し、他の看護分野の概論に位置する看護特論の 1 科目 2 単位を含む 8 単位以上の取得を課している。

—看護の基盤分野—

看護の基本理論、看護技術の構造、組織における人材育成や組織マネジメントに関する理解を深める「看護の基盤特論」、組織における人材育成や組織マネジメントに関して多角的に分析する方法を学ぶ「看護管理特論」、教育カリキュラム・教育方法・評価について学ぶ「看護教育特論」、看護技術の礎となる安全・安楽を目指した技術を学ぶ「看護技術特論」の中から科目選択できるように配置し、看護政策における現代及び将来的な課題について理解を深め、組織における人材育成や組織マネジメントに関して多角的に分析する方法を学ぶ「看護の基盤演習」を配置した。

—臨床実践看護分野—

小児から高齢者まで健康の段階に応じた個人や家族の特徴を理解して、生活が健康の回復に及ぼす影響について考察を深める「臨床実践看護特論」、様々な発達段階にある個人や家族が進歩する治療に対して意思決定でき、治療の効果を十分に発揮できるための看護に必要な理論と方法論の理解を深める「小児看護特論」「成人急性期看護特論」「成人慢性期看護特論」「老年看護特論」の中から科目選択できるように配置し、様々な発達段階にある個人や家族を対象として、健康の段階に応じた看護実践方法を分析し、探究する「臨床実践看護演習」を配置した。

—生活支援看護分野—

女性の健康並びに地域で暮らす医療ニーズの高い療養者・障害者とその家族の特徴を学び、保健医療福祉のニーズを包括した看護を実践する「生活支援看護特論」、地域で暮らす人々に関わる看護職が相談・調整的役割を果たすために必要な理論や療養者・障害者が健康で自立した生活を送るために必要な看護実践に関する理論と方法論を理解する「ウィメンズヘルスケア特論」「メンタルヘルスケア特論」「在宅看護学特論」の中から科目選択できるように配置した。更に、地域における新たな看護のあり方を探究する「生活支援看護演習」を配置した。

＜特別研究＞

特別研究は 1 科目 6 単位を必修として科目を配置している。各分野における先行研究に

ついて原書を講読し、各分野で行ってきた特論及び演習を通して、各自の研究課題を明確にし、課題解決へ向けた研究に取り組む。

保健衛生学専攻

放射線技術学分野、臨床検査学分野、臨床医工学分野の3分野共通で学修する「専攻共通科目」と、各分野の教育目標を達成するための「分野専門科目」及び「特別研究」を配置している。

＜専攻共通科目＞

専攻共通科目は必修3科目を含む10科目で構成している。各分野における科学研究の種類・特徴や論理的思考、最新の研究テーマを題材により専門的な研究手法と科学研究の理論と方法、医療技術系における他職種の学術的な理論や科学的な思考及び専門的医療技術を幅広く学ぶ科目を必修科目として配置している。また、各分野で使用されている医療機器を課題解決のための先端技術や方法論の理解と研究への応用につなげる科目や、医療保険制度・診療報酬体系など医療制度と医療の質との関係、教育的指導を行う上で必要な知識、技術を学び、指導者・管理者としての資質を身につける科目等を選択科目として配置している。

＜分野専門科目＞

分野専門科目は特論、演習の教育科目から構成した。特論では、それぞれの分野における専門の内容を各医療職の視点で理解し、課題を発見して研究に結びつくようにした。演習は、各専任教員が各々の研究分野における高い専門性のある研究内容について、研究方法、研究理論、結果や考察の考え方、倫理観等について教育を進め、特別研究に関わる考え方に結びつく内容としている。選択した領域科目から特論、演習の2科目3単位を取得し、同一または他領域の特論、演習の2科目3単位を含む6単位以上の取得を課している。

—放射線技術学分野—

応用放射線技術学領域では、放射線物理学における最新の理論と方法論を修得する「放射線物理学特論」、「放射線物理学演習」、様々な放射線の人体に対する影響について解析を行う「放射線生物学特論」「放射線生物学演習」を配置している。臨床放射線技術学領域では、臨床における医用画像機器の原理や医用画像の分析・評価を行う「医用画像解析・情報学特論」「医用画像解析・情報学演習」、放射線治療に関する最新の理論と方法論を修得する「放射線治療技術学特論」「放射線治療技術学演習」を配置している。

—臨床検査学分野—

病因解析検査学領域では、生体防御に関わる免疫機構や感染因子について解析する「病因・生体防御検査学特論」「病因・生体防御検査学演習」、血液や尿といった体液中の生体分子の代謝と疾患との関連性や病態解析を行う「生体化学検査学特論」「生体化学検査学演習」を配置している。病態機能検査学領域では、循環器系や呼吸器系の生体機能解析を行う「生体機能検査学特論」「生体機能検査学演習」、組織・細胞レベルで病態の解析・診断や疾病の要因を解析する「病態検査学特論」「病態検査学演習」を配置している。

—臨床医工学分野—

臨床工学領域では、循環器系、代謝系、呼吸器系疾患に対する医工学治療を行う「臨床

工学特論」「臨床工学演習」、臨床医工学領域で扱う医療機器、人工臓器に関する機能、性能評価を実施するためのレギュラトリーサイエンスに関わる「臨床医工学特論」「臨床医工学演習」を配置している。医療機器学領域では、予防・診断を目的とした医療機器の操作・保守管理・開発に関わる「予防・診断医療機器学特論」「予防・診断医療機器学演習」、治療・福祉を目的とした医療機器の操作・保守管理・開発に関わる「治療・福祉医療機器学特論」「治療・福祉医療機器学演習」を配置している。

＜特別研究＞

特別研究は1科目10単位を必修としている。研究指導を受ける教員の掲げる指導領域について、研究計画から論文作成までの過程において、各自の専門領域における研究課題を探究し、新しい知見を導き、研究論文を作成することを通して、自身の専門性を高めるとともに、地域の保健医療福祉に寄与できる研究力を修得する。

(d) 教育課程の適正な実施と単位制度の実質を保つための取組み

学部教育課程では、年次別登録単位数の上限を全学科一律に47単位としている。この数字は決して少なくないが、学外実習を組み込むカリキュラムの年次偏向を反映しているためである。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、GPAを活用し、50単位を上限として履修科目の登録を認めることで学修の機会を確保している【資料3-2-5 履修規程第4条】。併せて、シラバスには準備学修を明記し、学生に対して事前・事後に必要な学修内容と必要時間を指示している。

本学が導入しているWebサービスシステムを利用することにより、履修登録をはじめ、シラバス・授業への出欠・成績等について、教員にあっては入力・確認が、事務職員及び学生にあっては確認がいつでもできるようになっている。

シラバスは、科目責任者によって作成され、教務係に提出・集約される。その後、教務委員会において成績評価の内容及び方法、事前・事後の学修時間などが適切に提示されているかがチェックされている。

シラバスには、カリキュラム・ポリシーに基づいた到達目標と成績評価の方法が明示されており、それに即した成績評価がなされている。また、単位認定、進級及び卒業認定等の基準を適切に定め、厳正に適用している。各科目の評価方法、評価基準のシラバスへのよりわかりやすい記載に努め、成績評価における公平性を確保しており、シラバスの整備はカリキュラム・ポリシーに基づいて適切に行われている。

加えて、履修中止制度やGPAを用いた履修登録単位数の上限設定を設けることによって、学生自身の学修状況に合わせた履修計画を立案できるよう教育支援を行っている。

3-2-④ 教養教育の実施

＜教養教育科目＞

教養教育科目は、学校教育法第83条の大学教育の目的、本学の教育理念、教育目標、並びに「気品・知性・奉仕」という建学の精神を踏まえ、人文・自然・社会に関する諸科学を基盤として、幅広い教養と豊かな人間性の涵養とともに、国際的な視野・見識を深めるために、科目区分を『科学リテラシー』『人間と社会の理解』『外国語』の3中区分に分けて編成している。

『科学リテラシー』に「生物学」「化学」「物理学」「数学」「統計学」「情報科学入門」「情報科学応用」の7科目、『人間と社会の理解』に「倫理学」「国語表現法」「哲学」「心理学」「宗教と文化」「芸術と創造」「ジェンダー論」「法学」「教育学」「経済と社会」「地球と環境」「純真学園大学現代教養講座」の12科目を配置している。また『外国語』については、全学科必修科目の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」と、選択科目の「英語Ⅲ」「英会話Ⅲ」「中国語」「韓国語」を配置している。

これらの教養教育科目群は、各学科において育成する医療職の専門性に鑑み、特に必要とする基礎知識を身につけさせるために必修としている科目を学科ごとに設け、それ以外を選択としている。また、大学生として身につけておくべき国語力を養う「国語表現法」、及び医学知識とは別の社会人として修めておくべき教養を身に付ける「純真学園大学現代教養講座」を全学科の必修科目として配置している。

更に付加価値教育への取り組みとして、AIプランナー・コンサルタントとして医療現場で活躍できる能力育成を目的とした「G検定」取得を目指す科目と、医療現場で活かせる英語能力育成を目的とした「医学英語検定4級」取得を目指す科目をそれぞれ設置している。

卒業要件総単位数に占める教養教育科目の量的配分については、保健医療分野の専門職者育成を目指す他大学の平均的な単位数と大幅に異なる範囲で配置している。学科によって相違はあるが、27科目が開講され、必修11単位～15単位、選択6単位～13単位以上、計18単位～27単位以上の取得が卒業要件となっている。

＜共通教育科目＞

共通教育科目は『純真学』と『チーム医療』の2区分で編成している。

『純真学』は、医療人に共通して求められる基盤的な資質と汎用的能力の育成を目的として、1年次から3年次に計6科目を必修ないし選択科目として配置している。「純真学入門」は、純真学を学ぶにあたっての導入科目と位置づけ、建学の精神の理解とともに自由で幅広い思考体系を養うことを目的に必修科目として1年次に配置している。「社会人セミナー」は、社会人になる上で必要とされる能力と態度を養うために必修科目として1年次に配置している。「コミュニケーション論」は、良好な人間関係を築くための意思疎通・協調性・自己表現といったコミュニケーション能力を身に付けるために必修科目として1年次に配置している。「ボランティアとキャリア形成」は、地域におけるボランティア活動を通して、自身のキャリアを高めることを目的に選択科目として2年次に配置している。なお、令和3(2021)年度の「ボランティアとキャリア形成」と「異文化交流」の履修年次については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から柔軟に対応した。「総合純真学」は、一流とされる人の視点・思考を知り、古典・伝統・文化関連施設の訪問体験を通して、建学の精神の理解とともに社会人として学ぶべき方向性を考える機会とすることを目的に必修科目として3年次に配置している。

『チーム医療』は、インタープロフェッショナル教育（多職種連携教育 InterProfessional Education、以下「IPE」とする。）科目と位置付け、1年次に「医療連携の基礎」を、2年次に「医療連携の構築」を配置し、3年次は各学科の学外実習でチーム医療の実践を学び、4年次に「総合チーム医療」を配置して、全学科の学生が学科混成チ

ームとして共に学ぶ必修科目として展開している。

教養教育科目は、教務委員会で教育内容の評価及び運営を担い、共通教育科目の『純真学』『チーム医療』については、各科目群の教育内容の検討・評価、運営を純真学専門部会及び IPE 専門部会が担当し、科目間の調整及び講師依頼を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

医療系大学の特徴として、各学科の教育課程においてアクティブ・ラーニングの要素を持った演習・実習科目が数多く配置されている。これらの科目においては、同一授業において複数の担当教員が同時に学生の教授にあたるため、お互いの教授活動を直接体験する機会ともなっている。

また、各授業の最終日には授業評価アンケートを実施し、学生の意見の吸い上げと、評価指標に基づく得点評価を行っている。授業評価アンケートは、一部の例外を除き専任教員・非常勤講師を問わず全科目で実施されているが、アンケート結果の年間上位 3 人に選ばれた専任教員にはベストレクチャー賞並びに補助として研究助成金が贈られている【資料 3-2-6 教育助成に関する規程】。なお、ベストレクチャー賞受賞者による公開模擬授業を毎年実施することにより、他の教員が教授方法を改善・向上させる機会としている。

このほか、授業方法の改善を進めるための FD 活動の一環として、教員間の相互授業参観を実施しているが、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を見送った。相互授業参観では、例年は参観後に授業担当者と授業参加者との意見交換を行う時間を設定し、そこから得た知見を参加者がレポートにまとめ、科目責任者に渡している。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和 2(2020)年 4 月より本学でも遠隔授業を導入し、オンライン授業に必要なツールの導入と周知、e-learning システムの導入、学修フィードバックの徹底等、遠隔授業における効果的な授業展開方法や学修環境の整備に取り組んでいる。

(a) 教養教育科目・共通教育科目での工夫

<学科混成の合同授業>

『チーム医療』は、他学科の学生とともに学ぶことに主眼を置き全学科必修の合同授業として全学的に取り組んでいる。また、1 年次から 4 年次まで段階的に学ぶ構成としており、特に 4 年次はチーム医療の実践に必要な思考力・行動力・判断力という総合力の育成に重きを置いている。特に、チーム医療の実践に必要な行動力の強化を目的に、チームワークコンピテンシーやツールについて学修し、医療現場での活用について検討している。一方、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染拡大により、授業日程の変更や県外移動ができない講師については、授業を録画してもらうなどの対応をした。また、従来の 4 学科合同での対面授業が困難であったため、学生を複数の教室に分散し、講師の授業を他教室へリアルタイムに中継するオンライン授業とした。また、卒業生がパネラーとして参加したパネルディスカッションでは、来学できないパネラーもオンライン上で参加できるようにするなどの工夫をして授業を行った。

『純真学』科目群においても、他学科の学生とともに学ぶことを意識付けるよう全学科

合同授業を取り入れながら全学的に取り組んでいる。特に、現在の複雑化した医療を支え得る医療人育成のために、各学科の専門科目による教育だけでは培うことのできない感性豊かな人間性や多様な価値観といった医療人に共通して求められる基盤的な資質の育成に役立っている。

(b) 学科別専門科目（専門基礎科目・専門科目）での工夫

各学科共通の取組み—学外実習対策委員会による支援

本学では、安全で質の高い臨地・臨床実習（以下、「学外実習」という。）が行われるように「学外実習対策委員会」が設置され、学外実習に関する全学的な事項の審議及び連絡調整を行っている。

学外実習対策委員会は委員長（学外実習対策部長）1人、各学科長4人、各学科から選出された委員（教員）4人の合計9人で構成されており、学外実習の教育水準確保、学外実習指導者研修会の実施、学外実習における学生支援、学外実習施設の確保、学外実習に関わる学外関係者との連絡調整等に関する事項を審議し、学外実習実施の支援を行っている【資料3-2-7 学外実習対策委員会規程】。令和3(2021)年度は以下の3つの目標を掲げて活動を行った。

① 臨床実習前の大学としての学生評価について

令和4(2022)年4月（臨床工学技士については令和5(2023)年4月）から適用される予定となっている各医療職の養成所指導ガイドラインを踏まえ、学外実習開始前に実務的な知識及び技能・態度において一定の基準をクリアしていることを大学として確認できるような評価方法について、各学科で検討を行った。

② 就職先を意識した実習施設の開拓と配置について

就職先を意識した施設の開拓と学外実習教育の充実を図ることを意識しての新規実習施設開拓を行った。新規開拓により学外実習施設を確保することで実習中に新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったケースでも、後日実習先を変更した上で、残りの実習を行うことができた。

③ 学内での感染対策教育の強化

コロナ禍における学外実習に向けて感染対策教育を更に指導強化し、実習が完了できるように取り組みを行った。委員会として新型コロナウイルス感染症に対して毎月、学科ごとのワクチン接種状況把握と啓発活動を行い、ワクチン接種推進を行った。更に手洗いや手指消毒といった感染対策指導を行った。

看護学科

<学内演習>

学内演習では、主に演習科目について、看護技術の修得や看護過程展開の事例演習等を行っている。演習科目は『基礎看護学』において実施する基本的な看護技術を踏まえた上で、各領域の特徴に応じて内容を選択している。アクティブ・ラーニングとして、各領域の概論、援助論、方法論の科目の多くで課題を提示し、調べ、発表し、まとめる授業を行っている。

『基礎看護学』における演習科目は「基礎看護学方法論Ⅰ」「基礎看護学方法論Ⅱ」「基

基礎看護学方法論Ⅲ」「基礎看護学方法論Ⅳ」「基礎看護学方法論Ⅴ」の 5 科目となっている。ここでは原理原則を踏まえた上で、根拠に基づいた看護技術が修得できるよう、各技術の基本動作を学んだのち、チェックリストを活用して学生が技術練習を行うようにしている。また、全員の到達度を技術テストで評価し、合格できるまで個別指導をしている。「看護基礎ゼミナール」は、入学後早期に学修の方法や主体的能動的な学修姿勢を身に付けることを目的とした科目である。ゼミナール方式で複数の教員が学生グループを担当し、学生はグループ活動を通して、生命科学や健康に関するテーマを選択し、情報収集、課題の焦点化、課題に対する考察を深める過程を経ながら文献の活用方法、グループ活動の運営、プレゼンテーション方法等について学ぶことで、他科目の学修に活かすことを狙いとしている。

『専門分野Ⅱ』の各看護学では、「成人看護援助論Ⅰ」「成人看護援助論Ⅱ」「老年看護援助論」「母性看護援助論」「小児看護援助論」「精神看護援助論」「在宅看護援助論」（以上必修科目）、及び「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ」「公衆衛生看護管理論Ⅱ」（以上選択科目）の中で看護過程の事例演習のほか、デモンストレーションや技術練習を行うことで、各看護学特有の看護技術を修得できるようにしている。

これら演習においては、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じて、遠隔授業によるグループディスカッションへの変更等にて対応した。また、デモンストレーションの代替えとして ICT 教材を活用した演習展開に取り組み、感染予防とともにより主体的な学習習慣の促進を図っている。

＜学外実習＞

臨地実習は、看護師国家試験を受験する者については、12 科目 23 単位を履修する。保健師課程選択学生はこれに加えて、2 科目 5 単位を履修する。

臨地実習の展開順としては、1 年次に「基礎看護学実習Ⅰ」、2 年次に「基礎看護学実習Ⅱ」の 2 科目 3 単位を修得した上で、3 年次後期から集中的に、各領域の臨地実習が開始するようになっている。

臨地実習前には、麻疹、風疹、ムンプス、水痘带状疱疹及び B 型肝炎について抗体検査を行う。抗体価が基準値以下の場合は、臨地実習までにワクチン接種を行い、提出を求められた実習施設に提出する。令和 2(2020)年度より新型コロナウイルス予防接種も推奨し、学生の接種状況と受け入れ実習施設との調整を行っている。実習施設により、PCR 検査結果の提示も求められるため、大学にて対応している。また、個人情報保護に関しては「秘密保持誓約書」を提出する。

臨地実習を行うにあたり、共通で必要な内容と領域別に必要な内容を区分しオリエンテーションを行っている。臨地実習に必要な内容は「臨地実習要綱」に明示しており、ここには看護学実習の目的・目標、科目、時期、履修要件、実習方法、評価・単位認定、個人情報取扱い、インシデント・事故・感染防止と対策、保険等について説明している【資料 3-2-8 2021 年度臨地実習要綱（看護学科）】。また、指導者との打ち合わせや評価の際には、「臨地実習要綱」及び各実習科目の要項を持参し内容の共有を図っている。臨地実習に関する指導内容は学科内の臨地実習対策委員会で精選している。

臨地実習での学修内容について理解を深めるために、臨地実習前後の学内実習で確認を行っている。具体的には、臨地実習前には実習目標・内容の理解、実習内容についての事

前学修や看護技術の演習等を実施し、個人学修だけではなく、実習グループでの課題の学修や共有ができるようにしている。また臨地での実習が終了した後は、学内実習を通して実習内容を振り返り、学びと課題を全体で共有できるようにするとともに、学生の個人面談を行い、個人の到達度の確認を行っている。

実習期間中にインシデントが発生した場合は、「インシデント報告書」を作成し、報告と自己の振り返りを義務付けるとともに、臨地実習対策委員会（学科内）及び学外実習対策委員会での報告を行っている。

臨地実習施設や指導者との連携は、臨地実習の成果を左右する重要な要素であるため、以下のような工夫を行っている。まず各実習の前後には実習施設において実習指導者との会議を行う。その際、領域別の実習要領や学生のレディネスの説明、また前回実習の評価等について目標や課題を共有できるようにしている。その上で実習期間中は、教員が担当施設において指導者と協力しながら学生の指導を行っている。

臨地実習の場は 62 施設になり、大学近隣を中心に福岡県内、及び一部の臨地実習については佐賀県内の施設でも行っている。更に、平成 30(2018)年度から国立病院機構九州医療センターとの連携協定締結により、「基礎看護学実習」「老年看護学実習」「成人看護学実習（急性期・慢性期）」「母性看護学実習」「精神看護学実習」「統合実習」において、同施設での実習受入が可能となっている。

実習指導者との連携を深め指導力を向上させることを目的に毎年 1 回「臨地実習協議会」を実施しているが、令和 3(2021)年度も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止とした。実習体制や実習方法については、実習の可否も含め、事前打ち合わせ会議にて各施設の特殊性を考慮し最大限のリスク回避を試みる内容が決定された。また、実習に向けて事前の感染予防スキル修得演習と、日常生活における感染対策ルールの周知徹底に努めた。

放射線技術科学科

＜学内実習＞

診療放射線技術学に関する実習は、講義で学んだ理論・知識・技術を統合させ、臨床に必要な実践能力と態度を涵養することを目的としている。学内実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後にそれぞれに実習科目を設定して、講義で学んだ知識と技術の統合を図るとともに、臨床実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせている。

1 年次前期に「診療放射線技術学概論」を配置し、放射線診療部門における主要な検査、治療分野についての基礎を学び、その後は 1 年次後期に「医用工学実験」を、2 年次前期に「情報科学（含演習）」を、2 年次後期に「放射線計測学実験」「診療画像機器工学実験」「診療画像技術学実験Ⅰ」を、3 年次前期に「診療画像技術学実験Ⅱ」「医用画像工学実験」「放射線安全管理学実験」を必修科目として配置している。「臨床実習講座」では、臨床現場で想定される場面に対して講義と演習を通して、学生が患者接遇について考える機会を設けている。そして 4 年次前期には「診断画像処理演習」「核医学画像処理演習」「放射線治療計画演習」を選択科目として配置している。

＜学外実習＞

学外実習として臨床実習は、1 年次 8 月下旬から 9 月上旬の半日間、「早期体験実習」と

Ⅲ
として福岡県、佐賀県内にある医療関連施設に分散して見学実習を例年実施しているが、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。本格的な臨床実習については 3 年次後期に 10 週間実施している。臨床実習では、学内教育で修得した放射線技術科学に関する知識・技術が実際の臨床現場でどのように用いられているかを知り、また医療チームの一員として、保健医療分野における診療放射線技師の役割と責任について理解を深めさせ、医療人としての自覚を育てていくとともに、医療職として求められる実践力や態度とは何かを自覚させている。

基準 3
臨床実習は 4 科目で構成されている。「画像検査技術学臨床実習Ⅰ」では、主に胸部・骨撮影及び泌尿器系・消化管造影検査等に関する撮影技術法や撮影された画像処理及び評価方法、患者接遇やチーム医療について実体験を通して学ぶ。「画像検査技術学臨床実習Ⅱ」では、血管造影検査や IVR、エックス線 CT 検査、MRI 検査、超音波検査、眼底検査に関する各機器の撮影技術や操作法、画像処理及びその評価法、一般医療廃棄物の取扱法、データ処理、患者接遇やチーム医療を学ぶ。「核医学検査技術学臨床実習」では、核医学装置の操作法、核医学検査技術学及び画像処理や放射性医薬品の取扱法、核医学診断、放射性廃棄物の取扱法、放射線管理の実際、患者接遇について学ぶ。「放射線治療技術学臨床実習」においては放射線治療装置の操作法、治療計画の策定・実施、線量測定、照射法、高エネルギー放射線の管理の実際、がん患者の接遇について学ぶ。

臨床実習の実施にあたっては、事前に麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及び B 型肝炎ウイルスについて抗体検査を実施し、医療関係者のためのワクチンガイドラインに従い、必要に応じてワクチン接種を行い、その結果を実習先に提出している。また各実習科目について「実習要綱」を作成し、個人情報の保護、感染予防、災害時（台風や地震等）における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなど実習に対する注意点、心構え等の基本的な知識・技術を事前に学修し、職業人としての意識を高めて臨床実習に臨むこととしている。

実習施設については、福岡県を中心とする中国・九州地区の実習施設と協力し、臨床現場の実践的な知識が修得できるように連携を図っている。令和 3(2021)年度の実習先は九州全県で 60 施設であった。また学生に対しては、事前に臨床実習施設希望調査を実施した上で、学生の希望や GPAなどを考慮し、最終的には学科会議で実習先を決定している。

実習中に事故が発生した場合は、状況・原因等を分析し、今後の再発防止のために臨床実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。

臨床実習終了後には「臨床実習報告会」を開催し、学生にプレゼンテーションを課して臨床実習でどのようなことを学んだのかを再確認させ、学修効果を高めている。また、各実習施設を担当する責任教員を配置して、実習先の臨床実習責任者と本学教員との相互連絡体制を構築している。

特に、各臨床実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、施設側臨床実習指導者と合同で臨床実習協議会を毎年度開催している。令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、ZOOM による Web 開催となった。プログラムは、「臨床実習を考える」として、前年度における「臨床実習全体の総括」、「臨床実習の経験と学生指導」、「学生臨床実習報告」並びに「今年度の実習計画」が報告された。教育講演では「臨床現場か

ら発しているメッセージ「～学生に求めたい姿～」のタイトルで大阪市立大学医学部附属病院 市田隆雄先生による講演が行われた。【資料 3-2-9 純真学園大学 放射線技術科学科令和3年度臨床実習協議会プログラム】。

検査科学科

＜学内実習＞

臨床検査学に関する実習は、講義で学んだ知識を統合させ、臨床検査に必要な実践能力と態度を涵養することを目的としている。学内実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後にそれぞれに実習科目を設定して、臨地実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせている。アクティブ・ラーニングとして、実習ごとに実習班に割り当てられた課題について自ら調べ、パワーポイントを用いた発表会を実施している。教授方法の改善を進めるために実習終了後に授業評価を実施し問題点等を教員にフィードバックし教授内容・方法を改善している。

1 年次前期に「臨床検査体験演習」、1 年次後期に「解剖学実習」「生理学実習」「生化学実習」を配置している。2 年次前期は「医用工学実習」、2 年次後期に「血液検査学実習」「病理検査学実習」「一般検査学実習」「遺伝子検査学実習」「免疫検査学実習」「生理機能検査学実習」、3 年次前期は「細胞診学実習」「臨床化学検査学実習」「輸血・移植検査学実習」「微生物検査学実習」「画像検査学実習」、3 年次後期に「医療安全管理学実習」と選択科目の「法医学実習」、4 年次は前期のみで「生殖補助技術論実習」が選択科目として配置されている。

＜学外実習＞

学外実習である臨地実習は、3 年次後期に展開し、学内教育で修得した臨床検査に関する知識・技術が実際の臨床現場ではどのように用いられているかを知り、学内教育と臨地実習の両者の相乗効果によって、より高い学修効果を期待するものである。実習期間は 8 週間で、臨地実習病院は福岡県を中心に九州地区の医療機関 95 施設と連携している。

臨床検査の現場で行われている検体採取から検査結果の報告という一連の流れを実際に体験し、的確な判断のもとに行動できる基礎能力や、正確な検査結果を導くための適切な対応といった実践的能力を身につけさせている。同時に、医療職として、また医療チームの一員として、医療・保健・健康分野における臨床検査及び臨床検査技師の役割と責任について理解を深めさせ、医療人としての自覚を育てている。実習内容として「生理機能検査学臨地実習」「臨床検査総論臨地実習」「病理組織細胞診学臨地実習」「臨床化学検査学臨地実習」「血液検査学臨地実習」「微生物検査学臨地実習」「免疫検査学臨地実習」「輸血移植検査学臨地実習」について、検査室内でそれぞれの領域を回りながら学ぶ。

臨地実習前には、麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及び B 型肝炎ワクチンについて抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下の場合はワクチン接種を義務づけ、その結果を実習先に提出している。

実習の実施にあたっては「臨地実習要項」【資料 3-2-10 2021 年度（前期）臨地実習要項（純真学園大学保健医療学部検査科学科）】を作成の上、臨地実習オリエンテーションとして以下の各点について説明し、実習に対する心構え等の基本的な知識・技術を事前に学修してから実習に臨むこととしている。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 臨地実習の基本的考え方 | 6. 緊急連絡先 |
| 2. 臨地実習の構成と概要 | 7. 各種書類 |
| 3. 臨地実習の科目内容 | 8. 臨地実習の規則 |
| 4. 臨地実習施設との協力体制 | 9. 臨地実習の注意事項 |
| 5. 実習の評価 | 10. 事故発生時の対応について |

実習中に事故が発生した場合は、今後の再発防止のために臨地実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。

臨地実習終了後には「臨地実習報告会」を開催し、学生に臨地実習で体験した事を発表させ、学んだことを再確認することで学修効果を高めている。

また、各実習施設を担当する教員を配置して、実習先の臨地実習指導者と本学教員との相互連絡体制を構築している。実習前には実習病院に赴いて臨地実習指導者と臨地実習に関する内容を確認し、実習終了後には学生の実習態度、成績、トラブルの有無等について意見交換して次年度への改善に向けて取り組んでいる。

更に、年に1回、臨地実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、臨地実習指導者と本学教員合同で臨地実習協議会を開催している。主な内容は①臨地実習指導者による学生指導に関する討論、及び②臨地実習指導者と本学学生にアンケート調査を実施した結果を基に次年度の実習計画や臨地実習での問題点と課題について意見交換を行い、実習先と連携して学生の指導にあたることにしている。また教授方法の改善を進めるために実習終了後に実習評価を実施し問題点等を現場の指導員にフィードバックし教授内容・方法を改善している。なお、令和3(2021)年度については新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、臨地実習指導者には Web でご参加いただく形式での開催とした【資料 3-2-11 2021 年度 臨地実習協議会・指導者会議プログラム】。

医療工学科

<学内実習>

工学・医工学・臨床工学の各分野において、講義や演習等で学んだ基本的な原理及び特性に関する知識をより深めるために7科目の学内実習を必修科目として配置しており、2年次後期から3年次にかけて開講される。

多くの医療機器は電気回路を使用しており、その制御には電子回路が重要な役割を果たしている。臨床工学技士としてそれら医療機器を保守点検するためには、電気及び電子工学的知識が必要である。そのため2年次後期に電気及び電子工学の講義で学んだ知識の理解を深めるために「電気電子実習」を配置している。3年次前期には、各種医用治療機器（電氣的治療機器、機械的治療機器、手術用機器等）の適切な操作と保守点検が行える能力を養うために「医用治療機器学実習」「生体計測装置学実習」「生体機能代行装置学実習」を配置している。3年次後期には、生命維持装置の中心となる、体外循環・血液浄化・人工呼吸器の構造、原理についての知識を深め、基本的操作方法を修得するために「体外循環医学実習」「呼吸療法学実習」「血液透析学実習」を配置している。

アクティブラーニングとして、生命維持装置に関する実習においては、実習班ごとに割り当てられた実際の疾患に対し、実習開始前に確定診断、臨床症状、手術手技等のリサーチを行い、実習開始時にパワーポイント等を用いた発表を行う事で、治療に対するイメージ作りを行っている。

＜学外実習＞

学外実習である臨床実習は3年次の学生を対象に11月より6週間行っている。実習内容は人工心肺業務（45時間以上）、血液透析業務（45時間以上）、集中治療室・手術室業務（45時間以上）、ME機器管理業務など（15時間以上）となっている。臨床実習施設は14大学病院を含む65施設である。

実習開始前には、臨床実習に必要な基本的な知識と技術を再修得させるためのオリエンテーションを実施し、個人情報の保護、感染予防、災害時（台風や地震等）における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなどの注意を行い、医療に携わる職業人としての意識を高めて実習に送り出している。臨床実習前には『臨床実習の手引き』を配付している【資料3-2-12 臨床実習の手引き（純真学園大学保健医療学部医療工学科）】。また、実習前にラテックスアレルギー病歴聴取や負荷テスト、及び麻疹、風疹、ムンプス、水痘带状疱疹及びB型肝炎ワクチンについて抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下の場合はワクチン接種を義務づけ、その結果を実習先に提出している。

実習中に事故が発生した場合は、状況・原因等を分析し、今後の再発防止のために臨床実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。実習中の事故の対応と手続きについては、『臨床実習指導要項』に記載している【資料3-2-13 臨床実習指導要領（純真学園大学保健医療学部医療工学科）】。

実習終了後は、学生が企画・進行する臨床実習報告会を行い、実習施設紹介、実習内容、その成果及び反省点等をプレゼンテーションする。この報告会には、次年度の実習に対する自覚を促し、学修意欲を鼓舞するため3年次生も聴講させている。

また、年に1回施設側指導者と臨床実習協議会を開催している。この会議では、施設側の実習指導者から実習実施時期、レポート、実習採点方法、欠席時の対応等臨床実習に関する感想、意見等を聞き、今後の臨床実習のあり方を検討している。なお、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨床実習協議会は遠隔形式で行った。

(c) 大学院開講科目での工夫

保健医療学研究科

＜研究科共通科目＞

看護学専攻及び保健衛生学専攻の大学院生が合同で参加する共通科目の多くは、講師の講義とともに、大学院生のプレゼンテーションによって学修する授業スタイルをとっている。また、学部から直接大学院へ進学した学生と、臨床で実践者として働く社会人がともに議論する空間となることで、より実践的な知識・技術を学ぶ機会となっている。

特に、本学の特色ある科目の一つである「多職種連携医療論Ⅱ」では、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の資格を有する教員がオムニバスで授業を展開するだけでなく、現役の医療職者の講義、連携協定を結んでいる国立病院機構九州医療センターでの感染症対策チーム、栄養サポートチーム、緩和ケアチーム、退院支援部門での

臨床演習を体験することによって、チーム医療における専門職の役割と協働の必要性を考
える機会となっている【資料 3-2-14 「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス】。

(d) 学年暦での工夫

本学では令和 3(2021)年度より、短期集中的学修による教育効果の向上を目的に、クオ
ーター制学年暦を試験導入している。その運用は完全クォーター制ではなく、従来のセメ
スター制を残した上で授業の実施方法としてクォーター制をアドオンする『クォーター制・
セメスター制併用学年暦』としている。即ち、学則上の学年暦は従来通り前期と後期のセ
メスター制で、履修登録・学納金の納入・学籍異動は前期・後期の 2 回とする一方、授業
は科目の特性や学修効果を鑑みて「クォーター科目」と「セメスター科目」とに分け、ク
ォーター科目はクォーターごと、セメスター科目はセメスターごとに定期試験を実施して
成績を確定させるが、修得単位の学業成績書への反映は前期・後期の学期末としている。

なお、前期授業終了後にクォーター制導入に関するアンケート調査を学生と教員に実施
し、その内容を教務委員会で検証して見直しを行い、後期から改正時間割にて運用を行う
など、より学修効果を高めるための改善に取り組んでいる。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年 4 月より、看護師・診療放射線技師・臨床検査技師の各養成課程に係る
指定規則等の改正が行われたことから、学内に新カリキュラム検討部会を設置して検討を
重ね、令和 4(2022)年入学生より新カリキュラムの適用を開始した。本学では第 3 次とな
る新しいカリキュラムでは、初年次教育とキャリア教育の充実化、及び各学科の専門科目
の強化を図り、『人間力』『専門知識と技術』『チーム医療実践力』を兼ね備えた医療人の養
成を行うこととしており、確実な国家資格の取得と医療人としての付加価値につながるキ
ャリア教育を推し進めていきたい。

現在の新型コロナウイルスのような感染症の拡大や台風・大雨といった災害発生時に登
学できない学生に対応するための遠隔授業の在り方や、必要となる環境整備を行うなど、
リスクに備えることが重要である。これらの取り組みは、医療系大学で実施が不可欠な演
習や実習の在り方を検討する機会とする。

学外実習については、国立病院機構九州医療センターとの連携協定締結により、高度医
療施設での実習が可能となり、学外実習指導者との連携が取りやすい状況にある。また、
大学院の「多職種連携医療論Ⅰ・Ⅱ」の授業においても、九州医療センターの現役スタッ
フの協力により、大学院生との意見交換の場も設けられており、今後も引き続き連携を強
化しながら、将来の医療専門職を共に育てる意識を共有し、実習教育体制の充実を図る。

授業方法の工夫・開発のために、現在取り組んでいる相互授業参観、ベストレクチャー
受賞者の公開模擬授業は継続的に実施していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

(a) 各開講科目を通じた評価

基準項目 3-1 で触れたとおり、本学ではディプロマ・ポリシーに基づいた成績評価・単位認定の基準が定められており、また本学開講科目全てについて、到達目標と成績評価方法がシラバスに明示されており、それらに沿った成績評価がなされている。

(b) 学修・資格取得・就職状況等の調査

本学は全ての学科で医療職者の養成を教育目的に挙げていることから、国家試験対策委員会及び進路対策委員会が中心となって年間の活動方針を掲げ、学生の学修支援を担う学年担任・SG 担任と協働し、国家試験に対する学生の学修支援や就職活動の実績把握に努めている。

学修状況に関する間接評価として、IR 室が毎年、全学科・全学年を対象とした「学生の学修成果の把握に関するアンケート」【資料 3-3-1】を実施している。設問は、大学生活（一日の学修時間、読書、食事、睡眠、アルバイト、IT 機器の使用等）、学修環境・学生サポート（図書館その他大学施設の使用や学生サポートに対する満足度等）、学修経験（授業方法の工夫、教員からのサポート、学生自身の学修への取組姿勢、修得できた知識・能力等）で構成されており、この集計結果は学内で共有し、問題点の把握と対策に努めている。

国家資格を含む資格取得については、各学科からの情報を国家試験対策委員会が集約し、国家試験の結果に基づく要因分析がなされ、低学年からの教育方法の改善に活かされている。

就職・進学状況については、各学科及び就職係で情報を収集し、進路対策委員会で共有している。就職先からの卒業生の評価は、実習施設に入職した卒業生の状況を施設職員から情報提供していただいている。

(c) 授業評価アンケートの実施

学生に提供する教育の質向上を目的に、FD・SD 委員会による授業評価アンケートを前期・後期科目の最終授業終了後に実施している。このアンケートは、原則として専任教員・非常勤講師を問わず全ての科目を対象としており、Web アンケートシステムを利用して実施している。アンケートの項目は学生の自己評価、教員の授業内容・運営・工夫に関する内容、全体評価で構成しており、加えて学生の自由記載欄を設けている。更に、令和 3(2021)年度実施分からは質問内容の見直しを行い、授業形態別に「講義科目」「演習・実験・実習科目」「卒業研究」の 3 種類に分けてアンケートを実施している。この試みを通じて、より授業形態に即した質問項目を設定することにより、アンケートの精度を高めることを目指している【資料 3-3-2 令和 3 年度後期授業評価アンケートの実施要領】【資料 3-3-3 令

和 3 年度後期授業評価アンケート対象科目一覧】。

アンケートへの回答は、学生が所持しているスマートフォンを使って、Web 上のアンケート項目を直接チェックできるシステムとしている。アンケートの回答率は令和 3 (2021) 年度全体では 75.2% (前期 75.7%、後期 74.7%) となっている。回答結果については IR 室で集計し、各教員へフィードバックされている。

(d) 達成度自己評価システムの導入

本学では、シラバスに明示している各科目の到達目標に対して、学生自身が自己の到達度を評価する「達成度自己評価システム」を導入している。入力はいずれの科目の最終授業終了毎に行い、学生自身で目標に対する到達度を評価する仕様となっており、集計結果は Web 上で確認でき、その結果をもとに学修指導を行なうことができるようにしている。

(e) 大学院における学修成果の把握と評価

大学院における学修成果は、科目ごとに実施されるレポート等での評価と、特別研究の成果物の内容によって評価している。

大学院生は、各々の研究テーマに沿って、1 年次に研究計画書の提出と研究倫理審査を申請する。提出された内容は研究科委員会の議を経るため、指導教員だけでなく研究科委員会の構成員による助言を受けることも可能となっている。2 年次には、前期の中間発表会及び後期の修士論文審査会を経て最終的な学位審査が行われている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学部においては、専任教員に授業評価アンケートの結果をフィードバックするとともに、調査結果に対する各教員からの意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点等を集約している【資料 3-3-4 令和 3 年度授業評価アンケート結果からの振り返りフォーム】。また、この集約した内容から、授業改善に関する内容及び学生への受講姿勢への要望について抜粋した資料を、前期の授業ガイダンスにて学生に公表し、教員・学生の双方向からの改善を求めている。

このほか、授業評価アンケートの評価の高かった教員 3 人に「ベストレクチャー賞」を授与し、公表している。更に、教員間の相互授業参観を実施することで、教員相互の意見を授業改善に反映できる機会としている。

大学院においては、中間発表会及び修士論文審査会が公開にて行われることから、大学院生は教員からの助言を直接受ける機会を得ている。また、複数の教員がその場に参加することによって、互いの指導内容をリフレクションすることが可能となっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

入学時基礎学力試験の分析結果に基づき、教務委員会と各学科が連携して新入生への履修指導を行うとともに、科目責任者との情報共有を今後も継続し、基礎学力の底上げを図っていく。

学生に対しては、授業終了後の達成度自己評価システムへの入力を促しているものの、

完全入力には至っていないことから、科目担当教員や SG 担任による自己評価システムの入力指導を今後も行っていく。

授業評価アンケートについては、現状としてアンケート結果から学生に不利益となるような重大な問題は確認されていないが、今後、授業改善を強く求められる事例が生じた場合は、学部長等を通じて担当教員への教育的指導を実施する。また、授業評価アンケートの結果や教員間の授業参観で得られた意見については、教員及び学生に対して情報提供を行うなどして改善を図り、更なる教育の質の向上を図る。

大学院生に対しては修了時の満足度調査を実施し、その結果を分析して今後の教育改善につなげていく。

【基準 3 の自己評価】

「気品」「知性」「奉仕」の精神を備えた純真な人を育成するという本学の建学の精神に則り、学部（学科別）・大学院のディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページに掲載するとともに学生便覧に提示することによりステークホルダーに周知している。

単位認定、進級及び卒業認定については、学則、履修規程、学生便覧に沿って円滑に実施されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に運用している。

教育課程及び教授方法については、教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、これらの方針に基づく教育課程を編成している。令和 4 (2022) 年度から運用開始予定の第 3 次カリキュラムは、第 2 次カリキュラムの評価も踏まえて構成しており、教育内容の精選を今後も進めていく。

学修成果の点検・評価として、学修・資格取得・就職状況等の調査や授業評価アンケートの実施、達成度自己評価システムの運用等を行っているが、成果に基づいた教育への反映にはまだ改善の余地がある。今後は、カリキュラム評価に基づく教育方法・内容の見直しとアセスメント・プランの策定が必要であり、引き続き改善を図っていく。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮

学長は、「学長選考規程」【資料 4-1-1】に基づき理事会に設置される「学長候補者選考委員会」において選考された候補者の中から、理事会が選任している。

学長は、対外的には本学を代表している。また本学園の理事会においては、一方では大学の代表者として大学において計画・立案・審議された事項を理事会に提出する立場であり、他方では法人の理事として本学園の意思決定に加わり法人の経営管理の責任を分担する立場でもある。このことによって、法人と大学の間で合意を形成する役割を果たしている。

学長は学内に対しては、法令、学則及び諸規程に基づいて、大学を代表して校務を掌り、所属職員を統督している。また、学長は理事長と協議の上、理事会の議を経て副学長、学部長及び研究科長を選任する【資料 4-1-2 副学長選任規程】【資料 4-1-3 学部長選任規程】【資料 4-1-4 研究科長選任規程】ほか、副学長・学部長と協議の上で、研究科長補佐、各学科長及び各種委員会の長を選任している【資料 4-1-5 役職者等選任規程】。

学長は教育研究に関する重要事項を審議する教授会の議長となるほか、以下の機関・委員会について学長自ら議長（委員長）としてリーダーシップを発揮している。

表4-1 学長が議長である機関・委員会

委員会等	根拠規程
学部運営会議（Ⅰ・Ⅱ）	学部運営会議規程 第4条【資料4-1-6】
将来計画協議会	将来計画協議会規程 第2条第2項【資料4-1-7】
中期計画策定委員会	中期計画策定委員会規程 第2条第2項【資料4-1-8】
自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会規程 第3条第2項【資料4-1-9】
IR委員会	IR委員会規程 第2条第2項【資料4-1-10】
教育改革検討委員会	教育改革検討委員会規程 第3条第2項【資料4-1-11】
奨学生委員会	福田昌子記念育英学生規程 第3条第2項【資料4-1-12】

将来計画協議会は本学の将来計画策定のため、①中期計画策定、②自己点検・評価、③

IR(Institutional Research)、④教育改革の各事項を審議する機関であり、下部組織として中期計画策定委員会、自己点検・評価委員会、IR 委員会、教育改革検討委員会を設けている。将来計画協議会の構成員には、学長のほか、副学長、学部長、研究科長、事務局長が加わっている。

本学では、大学改革をはじめとするさまざまな課題に対応していく必要があることから、学長がリーダーシップを発揮し、全学的な視点から効果的なガバナンス体制を構築できるよう、平成 27(2015)年度から副学長を置いている。副学長は、学長の所掌事項が教学その他の大学運営の多岐にわたることから、適切な意思決定ができるよう学長を補佐する役割を担っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法改正施行により教授会の役割及び学長の決定権が明確化されたことを受け、本学でも組織及び規程の見直しを実施した。この見直しを経て、大学の意思決定については、令和 4(2022)年 5 月現在で以下のように組織の整備等を実施している。

(a) 副学長・学部長

学長の補佐体制を強化するため、副学長及び学部長を各 1 人配置している。

副学長は、学校教育法第 92 条第 4 項の規定に則り、学長を助けるとともに、学長裁定書に基づき指示された範囲における学務をつかさどっている。

また保健医療学部長（以下、「学部長」とする。）は保健医療学部における学務をつかさどるとともに、学長によるリーダーシップの発揮を助けている。

(b) 教授会（学部）

教授会規程【資料 4-1-13】第 3 条に基づき、教授会が審議する事項を以下のとおり定めている。

- ① 学生の入学、退学、休学、復学、卒業等に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程に関する事項

上記事項のほか、教授会は教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができることとしている。

(c) 研究科委員会（大学院）

研究科委員会規程【資料 4-1-14】第 3 条に基づき、研究科委員会が審議する事項を以下のとおり定めている。

- ① 教育、研究に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 学位の授与に関する事項
- ④ 学生の入学、修了、休学、復学、自主退学、除籍等に関すること
- ⑤ 学生の厚生補導に関すること

- ⑥ 学生の賞罰に関すること
- ⑦ その他、研究科に関すること

以上により、学校教育法等の関連法令を遵守するとともに、副学長、学部長、教授会及び研究科委員会の権限並びに役割を明確化し、学長を頂点とする大学の意思決定組織を整備している【資料 4-1-15 純真学園大学組織図】。また、以上の内容を定めた各種規程については本学の学内情報共有サイトに公開しており、教職員への周知を図っている【資料 4-1-16 純真学園情報共有サイト（トップページ）】。

全学的な教学マネジメントの実施については、本学が 1 学部 1 研究科のみを有する小規模大学であることから、教授会及び研究科委員会がその実施を担うこととなる。教授会及び研究科委員会は、各学科ないし各専攻が教務委員会を通じて教育課程に関する規程の改正提案を行った場合、①大学の設置目的に沿っているか、②大学の教育理念に沿っているか、③教育目的が実現可能か、などの観点から審議を行う。

なお、保健医療学部の各学科については、教育課程の見直しに伴い平成 28(2016)年度入学生より第 2 次カリキュラムを実施し、令和 2(2020)年 3 月に第 2 次カリキュラムの最初の学生である 6 期生が卒業した。更に令和 4(2022)年 4 月入学の 12 期生からは、各種法令改正に対応して見直しを行った第 3 次カリキュラムを実施している（看護学科・放射線技術科学科・検査科学科で実施。医療工学科については令和 5 年度より実施予定）。

また、大学院保健医療学研究科については、修士課程を平成 30(2018)年度に開設し、令和 2(2020)年 3 月に 1 期生が修了した。なお、3 期生までで 20 人の修士号取得者を輩出している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

組織体制については「純真学園大学 組織規程」により定めている【資料 4-1-17 組織規程】。また、事務組織は各部署に必要とする職員を適切に配置している。

教学マネジメントの遂行にあたり、本学では以下のとおり事務職員を配置・参画させる体制をとっている。

(a) 事務局長

事務組織の代表として、評議員会に評議員として加わっているほか【資料 4-1-18 理事・評議員・監事一覧】、教授会（オブザーバーとして出席）、学部運営会議（構成員として出席）、教育職員選考委員会（オブザーバーとして出席）等に加わっている。

(b) 教務係

教務係長が委員として教務委員会に加わっており、教職共同でカリキュラムの運営や改正作業にあたっている【資料 4-1-19 教務委員会規程】。

(c) IR 室

学生の実態について、専任の事務職員が在籍状況や成績の推移等に関するデータを収集・分析して学長・副学長・学部長に報告を上げているほか、アンケートにより学修成果や学

修行動に関するデータの収集・分析作業を行っている【資料 4-1-20 IR 室規程】。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、開学以降、組織体制の見直しを進める中で徐々に教学マネジメント体制の構築を進めてきたところであるが、これまでの取組みを基礎としながら、引き続き全学的な教学マネジメント体制の構築を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

(a) 教員数の充足

大学設置基準と本学の各学科の教員の現員数は、表 4-2 のとおりである【資料 4-2-1 教員組織】。

学部・学科等の教員数について、本学の大学設置基準上必要な最低専任教員数は「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」である加算定員を含めて51人であるが、本学の助教以上の教員数は78人で、基準を大幅に上回っている。また、設置基準による各学科別の教員数の基準を大幅に上回っているほか、必要教授数についても基準を上回っている。教員数の充足率の高さは、保健医療系大学に共通する学内演習・実習科目及び学外実習科目等の実技・実験を伴う科目の多いことに由来する。本学の教育課程は、看護学科・放射線技術科学科にあっては看護師・保健師及び診療放射線技師の育成について定めた学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）と関係があり、また検査科学科及び医療工学科にあっては「臨床検査技師等に関する法律」及び「臨床工学技士法」に基づき「厚生労働大臣が指定する科目」を開講していることから、大学設置基準とともに関係法令にも沿うものとなっている。教員数及び教員の専門領域との整合性については、1学部4学科（保健医療学部：①看護学科、②放射線技術科学科、③検査科学科、④医療工学科）において十分に確保されている。また、専任教員としてカウントしていないが、看護学科では学外実習を支援するため非常勤助手が1人配置されている。

表 4-2 大学設置基準に基づく必要教員数と現員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学部・学科		収容 定員	専任教員数					助 手	設置基準上 必要専任 教員数	設置基準上 必要専任 教授数
			教授	准教授	講師	助教	計			
保健医療学部	看護学科	400	13	5	4	14	36	1	12	6
	放射線技術科学科	320	8	2	2	3	15	0	8	4
	検査科学科	300	5	6	2	2	15	0	8	4
	医療工学科	160	5	4	3	0	12	1	8	4
保健医療学部計		1,180	31	17	11	19	78	2	36	18
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数									15	8
合 計			31	17	11	19	78	2	51	26

なお、大学院の担当教員は令和 4(2022)年 5 月 1 日現在で 54 人であるが、その全員が学部と兼担している。大学院設置基準と本学大学院担当教員の現員数は、表 4-3 のとおりである。

表 4-3 大学院設置基準に基づく必要教員数と現員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

研究科・専攻		現員数				設置基準 上の必要 研究指導 教員数	設置基準 上の必要 研究指導 補助教員 数
		研究指導 教員数	研究指導 補助教員 数	講義のみ 担当の教 員数	計		
保健医療 学研究科	看護学専攻	11	8	1	20	6	6
	保健衛生学専攻	29	2	3	34	6	6
計		40	10	4	54	12	12

(b) 教員の資格等

教員の学位の種類及び分野と、担当する科目や専門分野との整合性については、学内に設置される教育職員選考委員会によって妥当性が吟味されている。

また、看護学科及び放射線技術科学科についてはそれぞれ保健師学校・看護師学校（看護学科）、診療放射線技師学校（放射線技術科学科）の指定を受けていることから、両学科における有資格者及び臨床経験を有する者の配置については、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則」が求める内容に沿って、適切に行っている【資料4-2-2 指定規則に定める有資格者数】。

(c) 教員構成のバランス

教員組織を活性化するための適切な措置として、年齢、性別、出身大学等に関する偏向を防ぐため、任期制や公募制を取り入れ、原則、公募による本学の規定に沿った教育職員選考委員会による採用となっている。

教員の年齢構成（表 4-4）については、本学における 45～49 歳、50～54 歳、55～59 歳、60～64 歳の教員の構成比が、全国平均より高くなっている。一方、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳の教員の構成比は、全国平均より低い。また教員の配置及び非常勤講師等の活用に関しては、自己点検・評価の結果も踏まえ、年次ごとに見直す計画である。

表 4-4 教員の年齢別構成（令和 4 年 5 月 1 日現在）

		25 歳 未 満	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 歳 以上
本 学	人数	0	2	3	5	7	12	14	16	13	8
	比率	0%	2.5%	3.8%	6.3%	8.8%	15.0%	17.5%	20.0%	16.3%	10.0%
(私 国 大)	人数	263	3,136	8,638	12,026	13,980	15,019	14,043	14,784	14,220	11,024
	比率	0.2%	2.9%	8.1%	11.2%	13.0%	14.0%	13.1%	13.8%	13.3%	10.3%

※ 教員数には助手を含む。

※ 全国（私大）の人数は「令和元年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

教員の男女比率については、表 4-5 に示すように、看護学科における女性教員の比率が 78.4% と特に高いが、学部全体としては男性教員が 55.0%、女性教員が 45.0% と、バランスの良い結果となっている（文部科学省統計による私立大学における女性教員の割合は 29.6%）。

表 4-5 教員の男女比（令和 4 年 5 月 1 日現在）

		教員数及び割合		
		男性	女性	計
保 健 医 療 学 部	看護学科	8 (21.6%)	29 (78.4%)	37
	放射線技術科学科	13 (86.7%)	2 (13.3%)	15
	検査科学科	12 (80.0%)	3 (20.0%)	15
	医療工学科	11 (84.6%)	2 (15.4%)	13
純真学園大学計		44 (55.0%)	36 (45.0%)	80
全国（私大）		75,472 (70.4%)	31,661 (29.6%)	107,133

※ 教員数には助手を含む。

※ 全国（私大）の人数は「令和元年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

(d) 教育担当時間の配分

専任教員の教育担当時間の配分については、本学の場合、保健医療系大学として必要な演習、実験、実習等の科目数が多く、また各国家資格取得に必要な知識・技能の養成を各教員がそれぞれの専門性に応じて担当しているため、単純に教科目数だけから担当時間や責任と業務負担を計ることはできない。このため、専門領域によって若干の格差は生じるものの、全体としては各学科の学科長を中心に調整を行い、専任教員間で教育担当時間の配分に過度の格差が生じないよう配慮している。

(e) 教員の採用及び昇任

教員の採用及び昇任に関する事項は、学則第8条第2項【資料4-2-3】及び「教育職員選考規程」第5条【資料4-2-4】によって教育職員選考委員会の役割であることを規定している。本学の教員採用・昇任の方針は、「教育職員選考委員会規程」【資料4-2-5】及び「教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項」【資料4-2-6】によって示している。原則的に、大学設置基準に定める条件を満たし、且つ、本学の教育の理念を理解し、人格及び学識に優れ、研究、教育上の能力と熱意が認められる人材を求め、「資格・能力」「教育歴・研究歴」「研究業績」「社会活動」について審査・選考するとしている。

本学教員の昇任は、毎年、定例的な昇格の審査による。本学では全ての教員について毎年度、教育、研究、学内・社会貢献等の教育研究活動実績報告の自己申告を求め、学長、副学長、学部長で査定をしている。学内で昇任者に相当する該当者があるかについて、毎年、学科長等が規程に従って書面によって申し出て、該当者があつた場合には、教育職員選考委員会は、上述の規程を勘案し、教員配置のバランスに配慮して決定している。

また、本学は開学時より専任教員について任期制を採用している。任期制については、「教育職員の任期制に関する規程」【資料4-2-7】及び「任期を定めた教育職員の任用に関する細則」【資料4-2-8】に基づいて運用している。

そのほか、本学には以下のような教員を置くことができ、これらの教員の選考は関連する規程に基づき行っている。

- ・客員教授、客員准教授及び客員研究員【資料4-2-9 客員教授等に関する規程】
- ・特別任用教員【資料4-2-10 特別任用教員規程】
- ・非常勤講師【資料4-2-11 非常勤講師に関する規程】
- ・名誉教授【資料4-2-12 名誉教授規程】

(f) 教員の資質・能力向上への取組み（教員評価体制）

本学の教員評価体制は、純真学園大学の使命や目的の実現に向けてふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図ることを目的としている。そのために教員個人の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させることを目指し、毎年「研究実績報告書」【資料4-2-13】及び「教育・研究活動等記録一覧表」【資料4-2-14】の提出を求めている。この内容は年間の教育、研究、社会活動等全ての実績を記載し、それぞれ点数による算出ができるシステムとなっており、教員は自らの年間活動を振り返りながら次年度の目標を立てることが可能である。教員評価制度は、法令で定められた認証評価の要請する

ところでもあり、教育の質を保証する基盤となる教員の資質・能力の向上を目指す制度上の工夫が各大学に求められているが、本学では、大学の進むべき方向について教員全体のベクトルを合わせるために、以下の視点から評価制度を構築している。

(g) 教員の職務の位置付け

教員は「大学の目的」「基本理念」の実現のため、学生の質及び自らの向上を目指した教育研究を実践し、大学教育における適正な運営と厳正な成績管理を遂行して、学生にディプロマ・ポリシーに沿った能力を育成する義務があることを踏まえ、以下の4点を評価基準としている。

- ① 教育（大学教育職としての妥当な業務の達成）
- ② 研究（学術分野の専門家として妥当な業務）
- ③ 学内運営（本学の教育職として各組織体を通じた業務）
- ④ 社会貢献（教育職としての社会貢献）

(h) 評価について

評価は「教育」と「学内業務」に関して行うが、前述したように本学独自の年間教育研究活動実績と学生による授業評価を参考に評価される。教育・研究活動等記録一覧表は当該年度1年間について記載し、評価の参考となるデータを数値として可視化する仕組みとしている。第一次評価者は所属長であるが、大学教員の業務内容は全学規模の会議等を含め多岐にわたり、所属長が全てを把握できる状況にはない。そこで、職位やキャリアに応じた業務分担を前提に、一定程度の目安となる可視化されたデータ（ポイント）を参考にして評価する。ポイントは単に多ければよいということではなく、全学的視点から業務分担にフィードバックされるべきものと位置付けている。

(i) 評価結果の活用

個々の教員は自己評価によって、本学の「使命・目的の実現に、職位に応じて、また所属学科等の一員として、ふさわしい貢献」ができているかどうか、自己点検・評価の機会としている。自己評価を基に、所属長による1次評価（学科長の評価は副学長）、副学長による2次評価（副学長の評価は学長）、学長による3次評価（学長の評価は理事長）が行われ、自己評価結果を大学の目的実現のためのモチベーションへと繋いでいる。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質向上、教育指導方法の検討・改善を図るため、「FD・SD委員会」を設置し、授業評価アンケートの実施、相互授業参観を行うとともに、教育・研究・大学運営に関する研修会の企画・運営・評価、事業計画に基づく学外研修への参加状況の把握等を行っている【資料4-2-15 FD・SD委員会規程】。FD・SD委員会は委員長（1人）、各学科選出の委員（4人）と、事務局から事務局長及び庶務課担当者で構成されており全学的な体制となっている。加えて、オブザーバーとして授業評価アンケートの実務を担当するIR室職員も委員会に出席している。FD・SD委員会の活動内容については、広報誌『純真の

翼』【資料 4-2-16】で周知を図っている。

(a) 授業評価アンケートの実施

授業評価アンケートについては、FD・SD 委員会が企画立案及び実施結果を踏まえた改善・向上の取組みを行い、実施に関する実務は IR 室が担当する分業体制が確立している。

FD・SD 委員会は、学期ごとのアンケート実施にあたって実施要領【資料 4-2-17 令和 3 年度前期 授業評価アンケートの実施要領】【資料 4-2-18 令和 3 年度後期 授業評価アンケートの実施要領】を作成するとともに、質問内容や実施方法についても適宜見直しを行っている。また、アンケート結果に基づいた意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点をまとめた「授業評価アンケート結果からの振り返り」【資料 4-2-19】についても FD・SD 委員会で集約を行い、学生へのフィードバックを行っている。

IR 室は、実施要領に基づき Web アンケートシステムを用いた授業評価アンケートの実施に関する実務を行う。また回答期間終了後に集計作業を行い、その結果を FD・SD 委員会に報告するとともに各教員へフィードバックを行っている。

(b) FD・SD 研修会の実施（学内）

建学の精神である「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材育成のために、教員の教育・研究能力の向上や事務職員を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることを目的に FD・SD 活動を実施している。教員を対象とした講演会・研修会として、①教育活動能力向上にむけた内容、②研究能力向上にむけた内容の企画・運営、③大学運営・組織構築に関する内容を FD・SD 委員会が企画し、運営している【資料 4-2-20 令和 3 年度 FD・SD 研修会一覧】。令和 3(2021)年度は 5 回/年の研修会を行った。また、大学全体だけでなく、各学科で特殊性を活かした学科別研修会を実施することで、学科の教育の充実につなげている【資料 4-2-21 学科別 FD・SD 報告書】。

出張等の業務のため研修会に参加できなかった教職員については、研修会を収録した動画を Web 上で視聴することによって情報の共有ができるようにしている。令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、5 回中 4 回を Web 開催とした。

研修会実施後には内容に関する意見・感想等をアンケートにより収集しており、次年度の研修会計画に反映させている。また、アンケート結果は教授会で報告し、研修で得た知識・情報の定着を図り、人材育成のための学内環境の醸成を図っている【資料 4-2-22 2021 年度 FD・SD 委員会の目標と総括】【資料 4-2-23 FD・SD 研修会アンケート結果】。

(c) 授業相互参観

例年、学生に対して実際に行っている授業を教員がピアレビューする教員間の授業相互参観を行っている。しかし令和 3(2021)年度については、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症対策の観点から、相互参観自体を中止とした。

(d) 学外での研修

他大学における FD・SD の取組みに触れ、本学における FD・SD 活動の参考とするため、例年 2 月～3 月に開催される「FD フォーラム」（主催：大学コンソーシアム京都）に

FD・SD 委員を派遣している。令和 3(2021)年度については新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンライン開催となったこともあり、教員 3 人が参加した。参加内容は直後の FD・SD 委員会で報告・共有されており、次年度以降の FD・SD 活動の参考として活用されている。

その他の各委員会においても、所掌する学務に関する知識・技能の習得に資する学外研修参加のための予算措置をはかり、教職員の参加を支援している。なお、公的資金による研究会、研修会への参加後には、出張報告書の提出を義務づけることにより、参加内容の学内へのフィードバックを図っている。

また、臨床経験の少ない教員や教育経験の少ない教員に対しては、教員自主研修制度【資料 4-2-24 教員自主計画研修要領】【資料 4-2-25 教員自主計画研修要領細則】を設け、各自の課題解決のための学外研修の機会を与えている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の構成及び人数については、大学設置基準等の関係法令を遵守しつつ、学部・学科運営に必要な人員の適正な配置に努めていく。

教員の活動評価制度については、毎年教員の教育・研究実績の報告を求める現在の方法を継続し、教育、研究、学内運営、社会貢献の項目において客観性を取り入れて評価する体制を引き続き整備していく。

教職員個々の資質・能力を向上させ、ひいてはそれを大学組織全体の質向上につなげるため、引き続き FD・SD 研修会の実施及び内容の充実を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 2(2020)年 4 月に改正した FD・SD 委員会規程においては、新たに第 2 条として「定義」を設け、FD 及び SD の定義を明確化した【資料 4-3-1 FD・SD 委員会規程】。この定義は大学設置基準に準じた内容であるが、定義を明確化することにより、学内における FD・SD 活動をより意識的にを行うことを意図している。

この定義に基づき、授業以外の諸活動に関する改善・向上活動を「SD」と位置付けたことにより、大学運営や学生支援などに関する研修については、事務職員のみならず教員も「SD」として参加している【資料 4-3-2 令和 3 年度 FD・SD 研修会一覧】。

教員が参加する SD については FD・SD 委員会が企画・実施しているが、事務局独自の

SD も実施している。令和 3(2021)年度は、「学生対応に必要な積極的傾聴とアサーティブコミュニケーション」に関する企画を実施した。

また、業務の円滑な遂行と改善のためには事務職員の高い能力が必要となるため、資質向上と能力開発を図る目的で、日本私立大学協会をはじめとする各関係団体等の企画する研修会等に積極的に派遣している。

そのほか事務局においては、毎日の業務開始時に各部署の役職者を対象とする朝礼を行い、当日の行事（同一キャンパス内に所在する併設の高等学校及び短期大学に関するものを含む）や各部署からの連絡・注意事項、今週の行事予定等を共有している。各部署の役職者は、朝礼終了後、各部署においてミーティングを実施することにより、部署内における情報共有を図っている。また業務終了時にも同様に終礼を行うことにより、当日の申し送り事項や翌日の行事などを確認し連携を図っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、職員の資質向上について、中期計画の重点事項として取り組むこととしている。職員が教員と協働して大学運営を行うために、個々の業務を自己点検・評価し、積極的に改善していくことにより職員の資質向上を目指し、最終的に自己の業務の範囲を限定することなく、新たな企画提案ができる職員チームの構築を目指す。

また、業務改善として、今までに構築してきた業務システムを見直し、無理や無駄を洗い出すことにより業務の簡素化・合理化を図るとともに、マニュアル化することにより担当者以外でも業務を担える環境作りを進めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

学内外での研究を円滑に行うための環境整備として、専任教員に年間 38 日間の研究日（夏季・冬季休暇中は除く）を付与している。この研究日は学内外における自らの研究、研修会や学会への参加、博士等の学位取得等に関して自由に使うことができる【資料 4-4-1 自主計画研修要領の手引き】。

また、学内での研究を実施するための研究室を教授から助教まで全員（助手を除く）に付与している。更に、教員が実験・演習などを行うための個人及び共同研究室を 4 学科共に領域ごとに配置している。

研究機器の購入は毎年 5,000 万円程度の予算化を行い、4 学科で順番・交代に高額機器

を購入している。研究機器の一部は学生の研究や演習にも使用している。

国立病院機構九州医療センターとの共同研究を実施しようとする者は、共同研究計画申請書を臨床研究専門部会長に提出して臨床研究専門部会の審査を受け、その後に九州医療センターの特別研究員としての認定を受けることによって、九州医療センターでの研究協力者への協力依頼やサンプル提供を受けることができるようになっている。【資料 4-4-2 臨床研究専門部会規程】。この制度を利用して、令和 3(2021)年度末の時点で 1 件の共同研究が進められている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

倫理委員会では、国が策定・公表している「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正（令和 4 年 3 月）に伴い、申請書類の見直し（研究計画書に沿った項目立て、チェック形式、計画書と説明同意文書の雛形の作成）を行っている。また、同指針の改正等については、その都度全教員へ情報提供を行い、改正内容の周知に努めている。

研究倫理審査申請の前提条件として、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する APRIN e ラーニングプログラム（以下「eAPRIN」とする。）の受講を義務付けており、大学院生の研究についても研究倫理審査の対象としている【資料 4-4-3 倫理委員会規程第 4 条】。eAPRIN 受講の目的は、世界基準の研究倫理に関する理解を深めることであり、受講対象者全員が受講を修了するよう支援を行い、受講を修了した者には学長名で修了書を発行している。この結果、令和 3(2021)年度末の時点で、在籍している専任教員及び大学院生の全員が eAPRIN の受講を修了している。

このほか、外部資金に関する不正を防止し、適正な運用を行うため、関連規程を整備するとともに、競争的資金不正防止部会を設置して厳正に運用している【資料 4-4-4 競争的資金の取扱い規程】【資料 4-4-5 競争的資金等にかかる不正行為に関する取り決め】【資料 4-4-6 競争的資金不正防止部会規程】。令和 3(2021)年度については、国の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正されたことに伴い学内規程の見直しを行い、また「公的研究費の不正防止に関する基本方針」【資料 4-4-7】や「競争的資金不正防止計画」【資料 4-4-8】の策定を行うなど、法令等を遵守し研究公正を担保するための環境整備に努めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(a) 資源配分の構造

本学における研究活動への資源は、基盤（経常）的研究資金と、学内の競争的研究資金の 2 種類に大別される。前者は「個人研究費」、後者は「共同研究費」及び「優秀個人研究費」として運用されている【資料 4-4-9 研究費助成に関する規程】。

このほか研究活動の活性化のため、文部科学省科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得を積極的に奨励している。最近 5 年間における文部科学省科学研究費補助金の採択件数は以下のとおりとなっている。

表 4-6 科学研究費補助金の獲得状況（最近 5 ヶ年）

	採択件数（件）※1			配分金額（千円）※1		
	新規	継続※2	合計	直接経費	間接経費	合計
平成 29 年度	1	11	12	3,720	1,116	4,836
平成 30 年度	2	8	10	2,680	804	3,484
令和元年度	7	7	14	8,790	2,637	11,427
令和 2 年度	6	9	15	9,745	2,924	12,669
令和 3 年度	5	16	21	10,350	3,083	13,433

※1 研究分担者に係る採択件数及び配分金額を含む。

※2 前任校からの継続を含む。

(b) 基盤（経常）的研究資金（＝個人研究費）の運用

個人研究費については、規程に基づき助教以上の専任教員に対しては一律で年間 30 万円、また助手に対しては同じく年間 15 万円を配分している。更に、大学院において「特別研究」を担当する主研究指導教員に対して、学生 1 人につき年間 15 万円を別途配分している。

(c) 学内の競争的研究助成の制度化の状況とその運用

学内の競争的研究助成（共同研究費・優秀個人研究費。以下「学内研究費」という。）として、年間で総額300万円の助成を行っている。この制度を利用しようとする専任教員は、毎年7月末までに研究テーマを申請し、審査、採択を経て学内研究費の配分を受けている。

学内研究費は採択された翌年の4月から使用可能で、研究が終了した翌年度に開催される研究助成報告会において、研究内容・成果を報告・発表することとしている。令和3(2021)年度は、FD・SD研修会開催時に講演として発表した【資料4-4-10 2021年度 第5回 FD・SD研修会アンケート結果】。更に当該分野の学会発表や学術雑誌投稿、本学広報誌等を通じて学内外へ公表することとしている【資料4-4-11 『純真の翼』第9号pp.15-16】。

(d) 研究活動に関する報告書の提出

毎年、教員全員に 1 年間を通じた研究活動記録（成果のまとめ）の提出を求め、研究活動に対して意識づけとしている【資料 4-4-12 研究実績報告書（書式）】。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学内研究助成の充実と研究環境の整備を図る一方、研究公正の担保につながる倫理教育や不正防止に向けた取組みを継続的に進めていく。また、研究活動のさらなる活性化を図ることによって、科学研究費補助金等の外部資金の獲得件数増加につなげていく。

【基準 4 の自己評価】

学長は役職者の選任や教授会その他の委員会で議長を務めるなど、多くの場面でリーダーシップを適切に発揮している。また大学運営に関する学長補佐体制については副学長、学部長及び研究科長が選任されており、権限の明確化と適切な分散を図っている。

教員配置については、法令及び教育課程に即した適切な人員配置を進めるとともに、昇進・昇給についても規程に基づき適切に実施している。また、FD・SD の定義を明確化するとともに FD・SD 委員会を中心として組織的に FD・SD を実施することにより、教職員の資質・能力の向上と教職協働へつなげている。

研究支援については規定に基づき学内の研究資源を適切に配分するとともに、研究倫理に関する研修や不正防止の体制構築を進めている。また外部資金の獲得については、3 年連続で科学研究費補助金の獲得件数・金額が増加している。引き続き学内で外部資金の獲得を奨励・支援し、継続的な外部資金の確保につなげていく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人純真学園 寄附行為」第 3 条【資料 5-1-1】において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、人間及びその社会をより良い方向に変革しうる人材の育成を目的とする。」として明確に定めている。本学園の経営は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って堅実に運営されている。また、本学の建学の精神である「気品・知性・奉仕」を尊重することにより、私立大学としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

経営の規律及び誠実性を担保するため、「学校法人純真学園 就業規則」第 32 条、第 39 条【資料 5-1-2】において職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、公益通報や競争的資金の取扱いに関する規程等を整備し、関係法令とともに遵守している【資料 5-1-3 学校法人純真学園 公益通報規程】【資料 5-1-4 純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程】。加えて、私立学校法及び学校教育法施行規則に定められた各種情報についても、本学及び本学園のホームページ上に公開している。

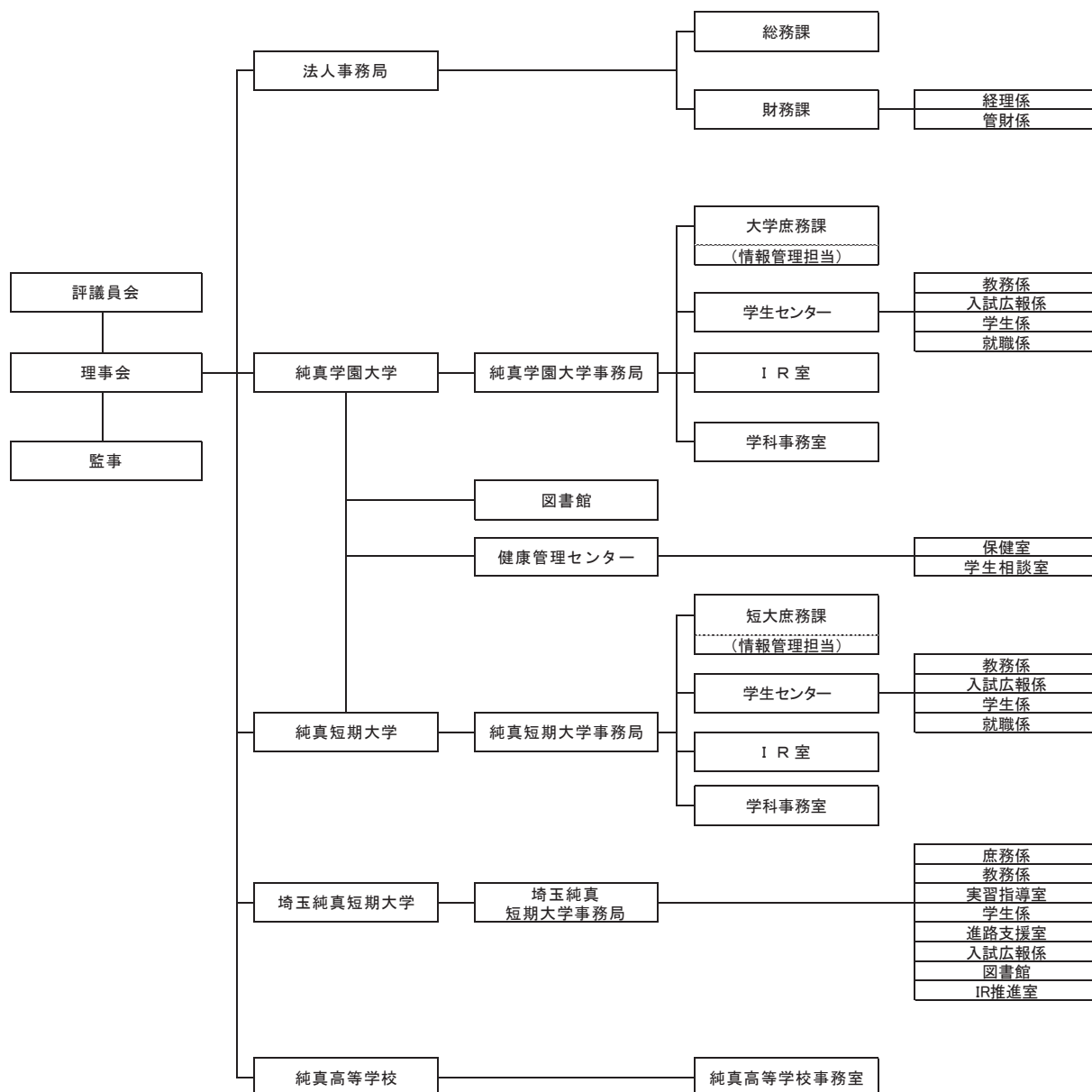
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定された最高意思決定機関として「理事会」を設置し、またその諮問機関として「評議員会」を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な機関として法人事務局の中に総務課、財務課を設け、目的達成のための運営体制を整えている。

これらの管理組織は教育組織及び大学事務局と連携して本学園の将来へ向けた中長期計画を策定するとともに、中期計画に基づく具体的な単年度ごとの事業計画を策定している【資料 5-1-5 純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）】【資料 5-1-6 令和 4 年度純真学園事業計画】。これらの計画を基にして将来に向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。

管理運営体制は図 5-1 で示すとおりである。

図 5-1 学校法人純真学園 組織図 (令和 4 年 5 月 1 日現在)



5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(a) 環境保全への配慮

キャンパス環境の整備については、キャンパス内各所に花や植物を植えるなど美化に努めている。環境整備にあたっては近隣のシルバー人材センター及び剪定業者と契約しており、校内の清掃、敷地内の樹木の手入れや除草作業も定期的に行われている。

省エネルギー対策としては、学園全体の取組みとしてクールビズ（夏季：5月～10月）を導入し、節電協力の掲示等を各所に貼付して省エネ意識を喚起している。また、法人として電力使用量を監視するためのシステム「ECOねっとシステム」を導入しており、特に電力使用量の大きい純真学園本館と1号館を24時間体制で監視している。電力使用量が設定値を超えた場合は警報が鳴るため、過剰な電力の使用を抑制するとともに、日ごろか

ら教職員の節電への意識醸成につながっている。加えて、学内各所の照明について順次LED化を進めている。

純真学園本館及び3号館については、新築当初より雨水を利用した中水（再生水）システムを導入し、トイレの排水に利用している。

本学の教育研究活動によって生じる廃棄物（生活系廃棄物、実験系廃棄物、医療系廃棄物）の処理については、「純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程」【資料 5-1-7】及び関連法令に基づき適切に処理している。

(b) 人権についての配慮

基本的人権の尊重に則り、以下の配慮を行っている。

各種ハラスメントについては「学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程」【資料 5-1-8】に定め、ハラスメント防止並びにハラスメントが発生した場合の迅速な対応を行うこととしている。また、学生に対してハラスメント防止の周知を図るために、後援会とともに新入生に対し4月のオリエンテーションで学生生活に関する小冊子「学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい」（以下、「スタートブック」とする。）【資料 5-1-9】を配付して啓発を行うとともに、学生相談窓口や学生相談室の案内【資料 5-1-10 学生相談室のご案内】を行い、防止に努めている。

個人情報の取扱いについては、「学校法人純真学園 個人情報保護規則」【資料 5-1-11】を定め、情報管理担当部署により、個人情報の適正な保護、管理、教育訓練、安全対策等の措置を行っている。また、学生に対して「スタートブック」の中にネットリテラシー・防犯編を入れ、学生に起きやすい事例を提示し、各学年担任及びSG担任を通じて指導を行っている。更に、学外実習に伴う個人情報の取扱いについては、各学科の実習要綱等で周知・指導を行っている【資料 5-1-12 2021年度臨地実習要綱（看護学科）pp.5-8、p.24】

【資料 5-1-13 臨床実習事前教育 医療分野における 個人情報保護について（放射線技術科学科）】【資料 5-1-14 検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について（説明書）】【資料 5-1-15 臨床実習指導要領（医療工学科）p.2】。

(c) 安全への配慮

本学は診療放射線技師を養成する放射線技術科学科を設置している。放射線関係法令に基づきエックス線装置並びに放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、教職員、学生及び大学周辺の環境や公衆の安全を確保することを目的とした「純真学園大学 放射線障害予防規程」【資料 5-1-16】を制定している。また、放射線安全管理委員会を設置し、放射線安全管理業務及び放射線障害防止に関連した業務を行っている【資料 5-1-17 純真学園大学 放射線安全管理委員会規程】。

本学における遺伝子組換え実験に関する安全対策としては、「純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」【資料 5-1-18】を制定することにより、安全主任者の任命や「純真学園大学 遺伝子組換え実験安全委員会」の設置に加え、令和3(2021)年3月には実験責任者用の「遺伝子組み換え実験安全の手引き」【資料 5-1-19】及び実験従事者用の「遺伝子組み換え実験を始める前に」【資料 5-1-20】を作成し、環境保全や安全への配慮を行うとともに緊急時の対応も定めている。

危機管理については、令和 2(2020)年 3 月に「危機管理マニュアル」【資料 5-1-21】を作成し、火災、地震等の災害時の危機管理体制を整備している。また学生委員会のもとで防災避難訓練を実施して、教職員及び学生等の安全確保を図っている。令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、実際の避難行動は行わず、避難経路の確認を実施した。このほか、教職員で構成する自衛消防組織によって日常の火災予防や災害時の対応にあたることとしており、夜間の警備については外部の警備会社に委託している。

地震への対応については、ハード面では旧耐震基準に基づく建造物について平成 26(2014)年度に大規模な耐震補強工事を実施しており、私立学校校舎等実態調査に基づく令和 4 年 4 月 1 日現在の純真学園（系列校である純真短期大学、及び埼玉純真短期大学を含む）の耐震化率は 96.74%である【資料 5-1-22 建物の耐震化率（令和 4 年 4 月 1 日現在）】。

またソフト面では、毎年新入生に「大地震対応マニュアル」を配付しており【資料 5-1-23 大地震対応マニュアル（学生配布用）】、地震発生時の対応に関するフローチャートの整備も行っている【資料 5-1-24 地震対応のフローチャート】。加えて、緊急連絡／安否確認システム「エマージェンシーコール」の運用を行っており、避難訓練時に同システムを用いて教職員及び学生の安否確認訓練を実施している。

このほか、表 5-1 のとおり AED（自動体外式除細動器: Automated External Defibrillator）を筑紫丘キャンパス内に現在 22 台（うち大学の専用・共用施設内に 15 台）、学生と教職員の動線を考慮して配置している。

表 5-1 AED 設置場所（大学専用・共用施設、令和 4 年 5 月 1 日現在）

建物	設置場所	建物	設置場所
1 号館	講義棟 3 階体育館入口	2 号館	1 階エントランス
	講義棟 4 階エントランス		3 階エレベーターホール
	講義棟 5 階健康管理センター	3 号館	4 階エレベーターホール
	講義棟 6 階エレベーターホール	短大棟	2 階純真レストラン
	講義棟 8 階エレベーターホール	純真学園本館	1 階エントランス
	研究棟 4 階給湯室前		3 階エレベーターホール
MLC	1 階エントランス	純真学園本館	5 階エレベーターホール
MLC	3 階エレベーターホール		

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理運営体制を今後も維持しながらも、時代の要求、変化に合わせて適宜規程等の見直し・整備を行い、内部統制とコンプライアンスが確立した組織風土を醸成する。

既存建物の改修・改築等と学生への教育環境の改善、事務組織の合理化等については、次期中期計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）にて対応する予定である。

令和 2(2020)年度までは、危機管理委員会が独立した機関として、地震などの災害に対するマニュアルの作成などを担当していたが、マニュアルの作成を終えたことにより、令和 3(2021)年度より危機管理については一元化のため学生委員会の担当とした。また、避

難訓練に加えて学生及び教職員への安否確認訓練を実施するなど、今後も大規模災害時の状況把握とその後の対応を迅速に行うための体制整備に努めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人の最高意思決定機関である理事会は必要に応じて開催しており、適切に運営されている。理事会は、寄附行為第15条第2項において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ために設置することが規定されている【資料5-2-1 学校法人純真学園寄附行為】。

理事の定数は寄附行為第5条において5人以上8人以内と規定されている。理事のうち1人を理事長として、理事総数の過半数の議決により選任している。理事の選任は、寄附行為第6条において、①この法人の設置する学校の学校長1人以上2人以内（1号理事）、②評議員のうち評議員会において選任した者2人以上3人以内（2号理事）、③学識経験者のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内（3号理事）としている。令和4(2022)年5月1日現在は、1号理事2人、2号理事2人、3号理事3人の計7人である。

理事会開催にあたり寄附行為第20条において、理事長は次の各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

決算及び事業の実績については、寄附行為第33条の規定により毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会での議決を得た上で評議員会に報告し、その意見を求めている。

また、理事会は寄附行為第15条第10項により、理事総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないとされているが、令和3(2021)年度中に12回開催された理事会への理事の出席状況は、全ての回において100%であった【資料5-2-2 令和3年度理事会の開催状況】。なお令和3(2021)年度において該当者はいなかったが、寄附行為第15条第11項に基づき、欠席者からは「回答書・委任状」を徴した上で、議題各項目に対する意思確認を確実に行うこととしている。

以上のように、寄附行為は適切に整備されており、理事会を必要に応じて開催し、安定した業務執行がなされている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は寄附行為に基づき適切に運営されており、理事の出席状況も良好である。また令和 3(2021)年度、外部からの意見を積極的に取り入れるため、公認会計士及び他大学の常任理事の 2 人を学外理事として選任した。これらの学外理事から助言・提言を得ることで、主に財務面、大学の運営面への効果が期待できる。

今後も大学を取り巻くめまぐるしい環境の変化に迅速に対応し得る体制を堅持し、更なる発展を目指して継続的な検証と見直しを図っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学では学校法人の代表である理事長が大学学長を兼務し、経営管理部門と教学部門の調整を図っている。経営管理部門の運営においては、法人事務局に法人事務局長を配し、理事長による管理運営を補佐している。また大学には、教学部門に副学長兼研究科長及び学部長を置き、管理部門に事務局長を配して、学長による管理運営を補佐している。副学長兼研究科長、学部長及び事務局長は学園の評議員であり、大学運営について評議員会の席上で意見を述べる機会を有している。

更に、法人事務局と福岡地区の各設置校（本学、純真短期大学、純真高等学校）の間で定期的に連絡会議を開催し、法人と各学校間との情報の交換・共有化を図っている。月例で開催される連絡会議は、法人事務局長、大学・短大各事務局長、高校事務長で組織されており、各設置校の現況並びに問題点等を早期に把握、解決する体制をとっている。各設置校における職員からの意見、提案等についても、同連絡会議にて協議され、必要に応じて評議員会、理事会への上程事項として取扱い、事務部門の問題点をいち早く解決している。このことにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。

ボトムアップについては、教授会や学部運営会議、各種委員会、学科会議、研究科委員会、研究科運営会議等を通じて、教員の意見を汲み上げる仕組みが構築されている。また、事務局職員の意見の汲み上げについては、教授会や学部運営会議、各種委員会等に事務局長または各委員会業務を所管する係の担当者が正規メンバー、あるいは事務担当者として出席することにより担保されている。

本学は在籍学生数が 1,200 人程の大学であることから、教員組織と事務局組織とが近い距離にあり、教職員が互いに情報共有できる環境にあるといえる。このため、教職員間のコミュニケーションも比較的容易であり、このことは本学の教学部門と管理運営部門の連携強化にもつながっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

前項で触れたとおり、本学園の理事長が本学学長を兼務しており、また本学の幹部教職員が本学園の評議員を兼ねている。加えて、法人事務局と福岡地区の設置校で定期的に連絡会議が開催されており、これらの仕組みを通じて法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整備されている。

監事については、寄附行為第5条第1項第2号において定数を「2～3人」、更に寄附行為第7条において「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定されており、令和3(2021)年度現在は3人が選任されている【資料5-3-1 理事・評議員・監事一覧】。また、寄附行為第14条並びに「学校法人純真学園監事監査規程」第2条及び第3条【資料5-3-2】に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を実施しており、監査結果を当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に報告している【資料5-3-3 監査報告書】。監事の令和3(2021)年度理事会（12回開催）への出席状況は実出席率平均94.4%、評議員会（11回開催）への出席状況は実出席率平均93.9%の状況である【資料5-3-4 令和3年度評議員会の開催状況】。また、監査法人監査の際は監事と理事長及び監査法人を交えて財産の状況について意見交換がなされている【資料5-3-5 監査概要書】。

評議員の選任区分は、寄附行為第22条において「この法人の職員のうちから5人～9人」（1号評議員）、「この法人の設置する学校の卒業生で年齢25才以上のもののうちから1人」（2号評議員）、「この法人に関係ある学識経験者から5人～7人」（3号評議員）と規定されている。令和4(2022)年5月1日現在では、1号評議員9人、2号評議員1人、3号評議員6人の計16人である。

寄附行為第20条において、予算、事業計画等の重要事項は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと規定されている。また、決算及び事業報告については、理事会承認後、評議員会に報告し、意見を求めている。

寄附行為第18条第8項において、評議員会は評議員総数の過半数の評議員が出席しなければならないと規定されている。評議員会は令和3（2021）年度に11回開催されたが、出席状況は良好で、実出席率平均は99.4%であった。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の管理運営は、評議員に大学等の教職員が選任されており、評議員会においても活発に意見交換がされており、大学教学部門及び管理部門からの提案などを汲み上げる仕組みがある。また、法人及び大学の各管理運営機関の間で相互チェックの機能性についても、現在のところ大きな問題点は見当たらないと判断している。

監事は理事会・評議員会に出席し、また業務監査・財務監査を適切に行っている。評議員会についても、法令及び寄附行為に則り適切に開催されている。

今後も現在の体制を維持するとともに、監事及び評議員会の機能や選任についても法令及び寄附行為に則り適正に運用する。

5-4. 財務基盤と収支**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保****(1) 5-4 の自己判定**

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

中長期的な財政については、収支の均衡を前提とした中期計画を作成しており、基本金組入前当年度収支差額がプラスとなるよう、収容定員の充足や教育研究の充実を図っている【資料 5-4-1 事業活動収支計画書（令和 2 年度～令和 6 年度）】。

学生数は順調に推移しており、大学の基本金組入前当年度収支差額はプラス（令和 3(2021)年度：2 億 4,756 万円の黒字）を維持している。

表 5-2 学生数及び基本金組入前当年度収支差額の推移（最近 5 ヶ年、大学のみ）

	学生数 (5 月 1 日現在) (単位：人)	基本金組入前当年度収 支差額（実績） (単位：千円)	備考
平成 29 年度	1,111	287,085	
平成 30 年度	1,123	285,288	
令和元年度	1,194	94,361	
令和 2 年度	1,235	253,026	
令和 3 年度	1,263	247,555	

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の令和 3(2021)年度の基本金組入前当年度収支差額は表 5-3 に示すとおり、約 9,423 万円のプラスであり、前年度より約 1 億 5,842 万円減少している。この要因として、

令和 3(2021)年度は旧図書館棟の解体工事や純真学園本館 6 階ホールの特設天井改修工事等の大規模工事を実施した影響により、修繕費等の支出が前年度より多かったことが挙げられる。

学園全体の財務比率は、人件費比率 49.0%（前年度：49.3%）、教育研究経費比率 36.7%（前年度：33.9%）、事業活動収支差額比率 2.4%（前年度：6.7%）、積立率 30.3%（前年度：29.4%）となっており、ほとんどの項目で改善されている【資料 5-4-2 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）】。

これらの結果、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、法人全体では A3（正常状態）となっている。

表 5-3 学園全体の収支状況（最近 5 ヶ年）

	実績（単位：千円）			
	事業活動収入※1	事業活動支出※2	基本金組入前当年度収支差額※3	
			前年度からの増減	
平成 29 年度	3,363,865	3,424,063	△60,198	△89,551
平成 30 年度	3,414,468	3,193,045	221,422	281,620
令和元年度	3,505,781	3,488,495	17,286	△204,136
令和 2 年度	3,747,737	3,495,095	252,642	235,356
令和 3 年度	3,886,684	3,792,457	94,227	△158,415

外部資金の導入の努力については、文部科学省科学研究費補助金をはじめ、積極的に奨励し、その獲得を支援している。最近 5 ヶ年における文部科学省科学研究費補助金の採択件数は以下のとおりとなっている。

表 5-4 科学研究費補助金の獲得状況（最近 5 ヶ年） ※再掲

	採択件数（件）※1			配分金額（千円）※1		
	新規	継続※2	合計	直接経費	間接経費	合計
平成 29 年度	1	11	12	3,720	1,116	4,836
平成 30 年度	2	8	10	2,680	804	3,484
令和元年度	7	7	14	8,790	2,637	11,427
令和 2 年度	6	9	15	9,745	2,924	12,669
令和 3 年度	5	16	21	10,350	3,083	13,433

※1 研究分担者に係る採択件数及び配分金額を含む。

※2 前任校からの継続を含む。

資産運用については、「学校法人純真学園 資産運用に関する取扱基準」【資料 5-4-3】を順守し、適切な運用が行われている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤の確立を図るため、入学生確保による定常的な学生生徒納付金収入を得ることと、学生生徒納付金収入以外（私立大学等経常費補助金《特に私立大学等改革総合支援事業等の補助金》、寄付金）の収入を獲得することで事業活動収入の増加を目指す。

また、今後も中期計画を確実に履行することで、金融資産の積み上げに尽力していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理にあたっては、「学校法人純真学園 経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人純真学園 経理規程施行細則」【資料 5-5-2】、「学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程」【資料 5-5-3】に則って、学校法人会計基準に基づき適正に会計処理を行っている。

予算執行にあたっては、部門ごとに詳細に予算承認番号を付し、執行伝票（支払伺）の内容を大学庶務課において証憑に基づき点検し、更に事務局長が予算承認番号を確認し、業務計画に基づいた適切な支出であることを確認した上で、決裁を行っている。その後、支払伺は法人事務局に回付され、財務課経理係で予算承認番号、積算基礎、支出内容の適否、証憑との金額を点検後、財務課長が確認する仕組みで二重チェックを行っている。

執行された予算結果は、毎月初めに予算執行状況表（目的別予実対比一覧表）として財務課経理係から事務局長へ通知し、適切に管理を行っている。

事務局長はその予算執行状況表に基づき、予算と著しくかい離している勘定科目について再精査し、補正予算を財務課経理係へ通知している。経理係はその補正された数値を学園全体の計算書類（案）として取りまとめ、補正予算書として編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

基準 5-3-②でも触れたとおり、本学園では法令に基づき、監事による業務・財務監査、監査法人による会計監査が行われている。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、設置校に出向き業務監査を行っている。また財務状況の監査は、毎年度決算時に財務課長から説明を受け監査を行っている。監査法人の監査は、理事長との面談、内部統制の状況と会計処理について行われ、その結果を「監査概要書」【資料 5-5-4】にまとめ、監事に報告するとともに意見交換がされている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び学内の関連諸規程に基づき、適切に行われて

いる。今後も引き続き会計処理を適切に実施するとともに、監査法人による外部監査、監事による監査等を通じて、本学の業務の適正且つ効率的な運営を図っていく。

【基準 5 の自己評価】

理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適切に開催しており、経営と教学が一体化して運営している。監事の監査も業務監査、財務監査及び教学監査が行われており、適切に機能している。

財政も収容定員の充足率が高いことにより、資金の積み上げを行ない、退職給与引当特定資産も適切に計上している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、法人全体では A3（正常状態）となっている。しかし、積立率については全国平均を下回っているため、資金の蓄積に向けて安定した財務経営を目指していく。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では開学時より学内に自己点検・評価委員会を設置し、これを内部質保証のための委員会組織として位置づけている。同委員会の構成員は「自己点検・評価委員会規程」【資料 6-1-1】に定めており、令和 3(2021)年度は委員長である学長以下 23 人で構成されている。なお、自己点検・評価委員会構成員の 1 人を LO（自己評価担当者）に任命しており、またオブザーバーとして IR 室職員も委員会に出席している。

各委員の配置は、学内の状況を点検評価の場に引き出す機能を意図して構成されており、委員は現状の把握、点検・評価の実施、改善案の提示等を、学内のそれぞれ関係する部署と共同して取りまとめるとともに、報告書を作成している。なお、自己点検・評価書の作成に必要な各種資料については、各基準項目に関係する業務を担当する係が執筆担当者と連携しながら作成・準備し、IR 室が集約を行っている。また、基準項目ごとに作成された報告書をもとに、自己点検評価の責任者である委員長（学長）が評価の確認・確定、改善等の確認を行っている。このため、委員長は大学の目標の設定や改善策を実施・活動する権能を有する責任者として位置づけられている。

このように自己点検・評価書の作成にあたっては、自己点検・評価委員会を中心に各委員会及び法人・大学の各事務局が連携しながら実施する責任体制が構築されている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

第 3 期の認証評価システムにおける要点を踏まえ、本学における内部質保証の更なる向上を目指すために継続すべき事項、改善・修正すべき事項等を検討し、全学的な PDCA サイクルを構築していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、学則第2条【資料6-2-1 大学学則】において、「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と明記しており、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。

この規定に基づき、自己点検・評価委員会は、年度ごとに自己点検・評価報告書を取りまとめている。自己点検・評価活動にあたり、具体的な基準として公益財団法人日本高等教育評価機構(JIHEE)が定める6基準(①使命・目的、②学生、③教育課程、④教員・職員、⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証)並びに大学独自基準(「地域貢献」及び「自校教育」)を採用している。この基準に基づき、学部、学科、研究科、委員会、事務部門等、学内の各組織における各年度の活動内容の取りまとめを行うとともに、その根拠となる資料を整備している。このように、自己点検・評価活動は本学の全学的な取り組みとして位置付けられており、その成果は各部署の戦略の策定や展開に活かされている。

また、法人全体として毎年度『事業計画』【資料6-2-2】及び『事業報告書』【資料6-2-3】を作成し、自己点検・評価を行っており、その中で本学としても中期計画【資料6-2-4 純真学園 5ヶ年計画(令和2~6年度)】に基づき年度単位で取り組む各種事業についての自己点検・評価を行っている。

作成した自己点検評価書は本学ホームページ上に掲載することによって、広く学外へも情報公開している【資料6-2-5 本学ホームページ>情報公開>14.純真学園大学自己点検評価書】。また事業報告書や財務指標等についても同様にホームページで公開している【資料6-2-6 本学ホームページ>情報公開>11.財務情報】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、教育、研究、学生支援、経営等に関するデータ及び情報を管理・分析し、本学の内部質保証、計画立案、政策形成及び意思決定を支援することを目的とした「IR室」を設置している。

IR室の業務内容は「純真学園大学 IR室規程」【資料6-2-7】に定められているが、その中には情報公開や認証評価への対応、入学者や休学者・退学者に関する調査等も含まれていることから、日頃より大学の教育活動に関する幅広いデータの収集を行っている。

IR室職員は本学が運用している教務システムの閲覧権限を有しており、各種成績データや学籍異動に関するデータを直接参照できるほか、入試、学生支援、進路に関する各種データについても、関係部署からのデータ提供を受けることにより参照が可能である。

また、IR室ではWebアンケートシステム「E2Servey」を導入しており、本学入学時点での状況、在学中の学生の学修状況や学修成果、卒業時の学生満足度等に関する各種アンケートの実施に利用しているほか、FD・SD委員会が実施する「授業評価アンケート」についても同システムを利用している。

「E2Servey」を用いて実施した各種アンケートについては、システム上で集計の上、簡易分析まで表示されるが、より詳細な分析についてはIR室職員が作業を行い、関係部署へのフィードバックを図っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動の要となるエビデンスの収集にあたっては、今後も日本高等教育評価機構の基準に準拠することで、必要となる情報の収集に万全を期すとともに、各種会議体や委員会等の議事録をはじめとするその他のエビデンスについても確実に収集・蓄積することを通じて、エビデンスの質・量とも一層高めていく。

また、自己点検評価の客観性や妥当性を担保し、大学のより良い改善につなげていくためにも、作成した自己点検評価書の内容について学内での共有を徹底するとともに、広く学外への情報提供も行っていく。

IR 室では、独自に収集している各種アンケートデータに加え、必要に応じて学内の各部署で扱っている教育、研究、学生支援、経営等に関するデータの提供を受けることにより、学内外の様々な要望に合わせたデータの集計・分析を行っているが、これら業務の効率化を図るために、学内に散在している各種データを一覧として整理していく。また、これらデータの有機的な統合を行うため、既存システムのより効果的な活用方法や、新規の分析ツールの導入の検討を含めて検討を進めていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の建学の精神に基づく教育目的・社会的使命を達成するために、また、三つのポリシーを起点とした教育の改善・向上を目的として、基準 6-2-①で触れたとおり自己点検・評価活動を毎年実施し、次年度の活動に活かす PDCA サイクルを構築している。

また本学では、将来計画協議会にて 5 年毎に中期計画を策定し、毎年、計画の進捗状況と見直しを行っており、現在は令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画を実施している【資料 6-3-1 純真学園 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）】。この中期計画に基づき、各学科及び各委員会が年度の方針・目標としてそれぞれ「3 つの目標」を設定し、年度開始時に開催される学部運営会議Ⅱにおいて各学科・各委員会の目標を共有するとともに、年度末に開催される学部運営会議Ⅱにおいて目標の達成度の提示及び総括を行っている【資料 6-3-2 令和 3 年度 各学科・各委員会目標（達成度）】。「3 つの目標」は、本学の建学の精神や使命、教育研究上の目的を達成するための各学科、各委員会における具体的な行動計画を示すものであり、これにより、各学科・各委員会の目標や達成度を可視化するとともに、活動内容を自己点検・評価し、次年度の活動につなげるという PDCA サイクルを構築している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の起点となる三つのポリシーについては、令和 4(2022)年度から運用を開始した第 3 次カリキュラムに合わせて改定を行った。今後はこの新たな三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルの構築と機能について点検・評価し改善を図っていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では自己点検・評価委員会を内部質保証のための委員会組織として位置づけ、日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づき自主的・自律的に自己点検・評価を実施している。並行して「中期計画」に応じて、学内の各組織が年次毎に現状確認と自己評価を行い、学部運営会議Ⅱに報告するとともに、事業報告書としてまとめている。これらの仕組みにより、内部質保証のための組織及び責任体制が確立されている。また作成した自己点検評価書や事業報告書、財務指標等についてはホームページで公開している。

IR 室においては、本学の内部質保証、計画立案等を支援する体制を構築し、各種アンケートの実施をはじめ、学内の幅広いデータを収集・分析している。

今後も引き続き、自己点検・評価の結果と中期計画における実践・評価・フィードバックの PDCA サイクルを連動させた取組みを更に推進し改善に役立てていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 活動方針と組織

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 活動方針と組織

本学における地域貢献活動は、次の 2 つに大別できる。まずは、学園訓の一つである「奉仕」の具体的活動である地域での「ボランティア活動及びその支援活動」、もう 1 つは保健医療系大学としてその専門性を地域に還元する「保健医療関連分野での地域連携に関する活動」である。

本学の地域貢献については、広報委員会が担当している。令和 3(2021)年度の広報委員会は広報部長を委員長とし、研究科長、各学科長、入試委員長、学外実習対策委員長、進路対策委員長及び各学科より学科長以外の各 1 人が委員として加わっている。また事務局からは事務局長、入試広報係及び庶務課（情報管理担当）の事務職員が出席している【資料 A-1-1 広報委員会規程】。

以前は広報委員会に加えて、「未来の科学者を育成すること」を目標に地域の中中学生及び高校生を対象とした「サイエンスキャンプ」の開催に向けて企画・立案・運営を行う「サイエンスキャンプ委員会」、及び総務省による国家 ICT 成長戦略の一つとして実施している「異能(Inno)vation プログラム」への全学的な参画のために活動していた「イノベーション推進委員会」の両委員会があったが、委員会活動の整理・統合に伴う組織見直しの一環として、両委員会とも令和 3(2021)年度からは広報委員会に統合された。併せて、地域住民の方々が科学リテラシーに触れる機会を設けるための地域貢献活動の一環として平成 26(2014)年度より実施してきた「純真学園大学学術講演会」は、「サイエンスカフェ」へと改称を行った。

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

A-1-②(i) 大学独自の活動による地域貢献への取組み

(a) ボランティア活動に関する取組み

本学におけるボランティア活動については、学生が組織する学友会や各サークルが主にその役割を担っており、地域の看護協会・技師(士)会等が主催する学会や勉強会の運営補助、各団体の広報活動等に参加することによって、それぞれの職業を認知してもらえるよう活動している。加えて、純真学科目群の開講科目「ボランティアとキャリア形成」でボランティア活動について学ぶとともに、地域へのボランティア活動への積極的参加を促している【資料 A-1-2 「ボランティアとキャリア形成」シラバス】。

(b) 自治体との連携

本学は開学以来、福岡市南区と南区にキャンパスを構える各大学及び短期大学で構成する「南区大学連絡会議」に併設の純真短期大学とともに参加しており、本学を含む参加各校が特色ある専門分野や学生の活力を区のまちづくりに活かし、また、各校がより一層住民や地域に開かれた大学として、人材育成や学術研究を充実・発展させることを目的として、「福岡市南区大学連絡会議構成校と福岡市南区との連携に関する協定書」を締結している【資料A-1-3】。そして、この協定書に付属する覚書により、本学は保健医療、健康福祉、栄養に関することに加え、環境保全、ボランティア活動等について連携・協力を行うこととしている【資料A-1-4 純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書】。また、この協定締結に合わせて、本学と福岡市南区との間で「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」の調印を行っている【資料A-1-5】。これは、福岡市南区及びその周辺地域において大規模災害が発生し、南区役所の施設機能が著しく失われた際に、本学園施設に南区災害対策本部を移転させることにより、南区における災害対応業務の円滑な遂行を図ることを目的としている。

(c) 健康福祉関連分野における地域貢献に関する取組み

平成25(2013)年度より開催している地域貢献を目的とした「公開講座」は、令和3(2021)年度で9回目を迎えた。開催当初は地域の方々に役立つ最新医療情報や、メディアで取り上げられ話題となっている疾病等をテーマとして取り上げ、座学を中心とした講座を年に1回開催していた。

現在は、本学教員の専門とする領域の講座を小規模でも年に複数回開催することで、より多くの方々に喜んで頂けるような地域に貢献できる講座企画として、育児体験教室を実施している。このプログラムは、母性看護学の教員を中心にボランティアの学生も含めて企画・運営し、福岡市、特に南区中心の妊婦の方とそこそ主人を対象としており、参加者にも大変好評である。

令和3(2021)年度の育児体験教室は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大によって対面での開催が困難であったため、オンライン開催とした。また、長引くコロナ禍のため、妊婦の方は対面でのマタニティスクールなどによる専門家からのアドバイスを得る機会が減少したことから、令和3(2021)年度は開催回数を1回追加して計6回の実施したところ、満席となる8組(16人)の実施回もあった。

表A-1 育児体験教室の実施概要（令和3年度）

回数	実施日時	参加者数
1	2021年6月19日（土）	3組（6人）
2	2021年10月17日（日）	8組(16人)
3	2021年11月13日（土）	3組(6人)
4	2021年12月11日（土）	2組(4人)
5	2022年2月6日（日）	4組(8人)
6	2022年3月5日（土）	2組(4人)

今回は看護学科3年次生が企画し、赤ちゃんの抱き方・授乳・調乳・おむつ交換・沐浴の方法について説明動画を作成するなど、学生の貴重な学修機会も兼ねている。終了後のアンケートから、参加された方はこの育児体験教室に満足されていたことが伺える【資料A-1-6 『純真の翼』第9号 p.34】。

A-1-②(ii) 大学が有する物的・人的資源の地域への提供

広報委員会を中心とした取り組みのほかに、本学が有する物的・人的資源（教室・ホール等の施設及び本学教員）を地域・社会に提供している。

教室・ホール等の施設については、令和3(2021)年度実績として15件の貸出を行った。その内訳は以下のとおりである。

表 A-2 大学施設の貸出件数（令和3年度実績）

学会 研究会	講習会 研修会	試験関係	グラウンド の年間利用	テニスコート の年間利用	その他	計
2	1	6	1	4	1	15

このほか、福岡県南警察署との間で、大規模災害により警察署庁舎の機能が失われた場合に、要請に基づき本学園内施設の一部について使用を認める「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書」を締結した【資料 A-1-7 大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書（写し）】。更に、福岡市南区との間で、大規模災害によって南区役所の施設機能が著しく失われた際に、要請に基づき本学園施設に南区災害対策本部を移転させることを定めた「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」を調印している。

本学教員については、個々に専門性や経験を活かした社会活動・社会貢献を行っており、その活動範囲は各種専門団体や学会等の役員・委員、国・地方自治体等での活動、NPO 法人やボランティアでの活動等多岐にわたっている【資料 A-1-8 本学教員の学会活動・社会貢献活動】。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は建学の精神の1つに「奉仕」を掲げており、また保健医療系大学でもあることから、大学の使命としても本学の知的・人的・物的資源を地域へ提供していくことは重要である。令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症が収束していない状況であったものの、感染対策を徹底しながら可能な限り地域貢献を継続するための方策を模索した結果、少人数での開催やオンラインでの開催等を取り入れることで実施に漕ぎつけた。

今後についても、これまでと同様に南区大学連絡会議への参画に加え、南区役所、南警察署、南区内の大学、高校、中学校、小学校と連携を図りながら、地域の活性化につながるような公開講座や社会貢献活動としてのボランティア活動への参加など、地域住民のニーズに応えられる企画していく予定である。

A-2. 地域への情報発信

A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元

A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

A-2-③ 保健医療関連分野での啓発活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元

本学は、大学の使命の一つとして地域への情報発信にも力を入れており、「サイエンスキャンプ」、「サイエンスカフェ(令和 3 年度より「学術講演会」から改称)」や「南区こども大学」に加え、令和 3 年度より「南区出前講座」を実施することで、前項でも取り上げた「公開講座」等とともに社会への知の還元に取り組んでいる。

(a) サイエンスキャンプ

平成 24(2012)年度よりスタートしたサイエンスキャンプでは、本学の先進的な研究テーマに取り組む教員が協力して、主に夏休み期間中に中学生及び高校生を対象とした先進的科学技术体験プログラムを企画・実施しており、地元地域への社会貢献と併せて「未来の科学者を育成すること」を目標としている。メインテーマは「生命を科学する」と題し、毎年度サブテーマを決めて実施している（表 A-3）。

本事業は福岡市、福岡市教育委員会、福岡市南区、西日本新聞社、公益社団法人福岡県看護協会、公益社団法人福岡県診療放射線技師会、一般社団法人福岡県臨床衛生検査技師会、一般社団法人福岡県臨床工学技士会の後援を得ている。

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から開催を断念したが、令和 3(2021)年度は、コロナ感染対策を徹底しながら、8 月 7 日に中学生、8 月 8 日に高校生を対象として開催した。今年度のサブテーマは、本学の学科の特色を活かしながら、コロナ禍で注目されている「PCR と ECMO を学んでみよう」とし、中学生 12 人及び高校生 15 人が参加し、終了後のアンケートで参加者から高い評価を得られた。【資料 A-2-1 『純真の翼』第 9 号 p.38】。今年度実施分を含めた過去のサブテーマと参加者数は以下のとおりである。

表 A-3 サイエンスキャンプのサブテーマと参加者数（平成 24 年度以降）

回数	実施年度	サブテーマ	参加者数（人）					備考
			高校生	中学生	中学校 教員	その他	計	
第 1 回	平成 24	心臓の「なぜ？」に答えます	7	-	-	-	7	
第 2 回	平成 25	腎臓の不思議“ホメオスタシス(恒常性の維持)”に答えます	7	-	-	-	7	
第 3 回	平成 26	生命活動に欠かせない呼吸“肺の不思議”を考える	8	-	9	2	19	保護者 1 人、 高校教員 1 人

第 4 回	平成 27	脳の不思議について考えよう	20	-	25	-	45	
第 5 回	平成 28	心臓ってすごいんだ！	14	-	26	-	40	
第 6 回	平成 29	消化器を旅してみよう	36	-	13	-	49	
第 7 回	平成 30	医療とロボット	12	-	-	1	13	教員 1 人
第 8 回	令和元	MRI を操作してみよう	18	26	-	26	44	
第 9 回	令和 3	PCR と ECMO を学んでみよう	15	12	-	12	27	

(b) サイエンスカフェ

学術講演会は平成 26(2014)年度より、聴講対象を臨地・臨床実習先の医療専門職や臨床教授などの先生方、そして本学の教員及び学生とし、よりアカデミックで最先端の研究を紹介する講演会として企画、開催してきたが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止とした。

令和 3(2021)年度は、専門知識を有さない地域住民の方々への知の還元を目的とし、また気軽に参加できる環境作りのために、「学術講演会」から「サイエンスカフェ」へと改称し、新型コロナウイルス感染症対策の観点からオンラインで開催した。テーマは今後の私たちの生活に深く関わることになるとされる「人工知能×健康」とし、人工知能の先駆者且つ第一人者として知られる、札幌市立大学学長の中島秀之先生を講演者としてお招きした。オンラインでの開催となったが、参加者からの質問や質問などは随時チャット形式で入力可能にするなどの工夫を行い、講演者からの考えを聞くことができるように実施した【資料 A-2-2 『純真の翼』第 9 号 p.37】。

(c) 南区こども大学

本学を含む福岡市南区の 7 つの大学・短期大学で平成 28(2016)年 12 月より子育て支援や健康づくりなど、多分野での協力関係を結んでいる「包括連携協定」に基づいて、平成 29(2017)年度より「南区こども大学」を実施している。本学では、医療系大学の専門性を活かし、夏休み期間に小学生を対象とし、放射線技術科学科及び医療工学科の 2 学科にて講座を展開してきた。これらの講座は非常に人気が高く、受付開始後すぐに満席となる状況となっている。このことは地域住民による需要の高さを示していることから、令和 3(2021)年度では、更に看護学科及び検査科学科の 2 学科を加えた全 4 学科にて 6 講座を開講（うち新型コロナ感染拡大により 1 講座中止）し、即座に満席となった。各講座の終了後のアンケートにおいて、参加者及びその保護者から高い評価を得ることができている【資料 A-2-3 『純真の翼』第 9 号 p.35】。

表 A-4 南区こども大学 実施状況（令和 3 年度）

No.	実施日時	講座テーマ	参加者数 (人)	実施 状況
1	2021 年 8 月 5 日	実験して学ぼう！正しい手洗い	13	実施

2	2021 年 8 月 5 日	おへそのおはなし ママのお腹の中の赤ちゃんの様子を見てみよう	20	実施
3	2021 年 8 月 6 日	光と化学 ～きれいな光を作ってみよう～	15	実施
4	2021 年 8 月 6 日	病院の先生になってみよう ～体の中を覗いてみると～	10	実施
5	2021 年 8 月 10 日	外科手術を体験してみよう！	16	実施
6	<u>2021 年 8 月 25 日</u>	<u>X 線の仕組みを学んで撮影して見よう！</u>	-	<u>中止</u>

(d) 南区出前講座

前述の南区こども大学と同様に、福岡市南区と 7 つの大学・短期大学による「包括連携協定」の取り組みの一環として「南区出前講座」を実施している。令和 3(2021)年度は、本学 4 学科から各学科の特色を活かした講義テーマを準備し、全 10 講座を開講したところ、公民館及び地域各種団体より 5 講座の申し込みを得た。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、2 講座のみの実施となった。

表 A-5 南区出前講座 実施状況（令和 3 年度）

No.	実施日時	講座テーマ	参加者数 (人)	実施 状況
<u>1</u>	<u>2021 年 6 月 4 日</u>	<u>認知症の予防</u>	-	<u>中止</u>
2	2021 年 7 月 27 日	健康食品との関わり方	24	実施
<u>3</u>	<u>2021 年 9 月 29 日</u>	<u>腸内フローラ改善で全身の免疫力を上げてみましょう</u>	-	<u>中止</u>
4	2021 年 11 月 18 日	認知症の予防	16	実施
<u>5</u>	<u>2022 年 1 月 27 日</u>	<u>あなたの骨は大丈夫？骨粗しょう症について考える</u>	-	<u>中止</u>

A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

本学は建学の精神の一つに「奉仕」を掲げており、医療系大学でもある本学の知的・人的・物的資源を地域へ提供すること、また地域住民の方々への健康に関する意識を高めることを目的として、平成 28(2016)年度から純真短期大学と共同して「健康フェスティバル」を開催している。

例年、西鉄大橋駅西口広場を会場とし、6 つの検査（頸動脈エコー、血圧、血管年齢、骨密度、肺活量、足指筋力測定）を行ってきた。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止したが、地域住民からの要望もあったため、令和 3(2021)年度の実施にあたっては実施形式、実施場所及び内容の見直しを行った。まず、地域との連携を深めるため、筑紫丘公民館及び筑紫丘健康推進部との共同開催形式をとり、開催場所も筑紫丘小学校体育館とした。また、来場者は高齢者が多く、密になることを避ける必要があったため、事前予約制として新型コロナ感染対策を行うとともにスムーズな測定検査を目指した。

このため、実施方法が例年と比較して大きく変わったが、アンケート結果では好評を得ることができた。更に、令和 3(2021)年度の「健康フェスティバル」は福岡市南区の取り組

みの一つである「こんにちは区長です」にも採択された。当日は南区長及び南区役所関係者の方々が来場され、保健医療分野における本学の地域貢献活動に接していただくことができた【資料 A-2-4 『純真の翼』第 9 号 p.36】。

A-2-③ 保健医療関連分野での啓発活動

本学では平成 24(2012)年度から毎年度継続して、子宮頸がん予防の啓発に関する取り組みを行っている。主な取り組みとして、例年は本学及び併設の短期大学が合同で毎年 10 月に開催する学園祭の中で、子宮頸がん予防に関する啓発イベントを実施している。本啓発イベントは、本学を中心として、福岡市南区保健福祉センター及び公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構(令和 2(2020)年 11 月以前は「公益財団法人福岡県すこやか健康事業団」と)との連携にて展開している。加えて、学内には子宮頸がん予防の啓発活動を担う学生主体のサークルとして「ピア・エデュケーション」が作られており、医療系大学の過密なカリキュラムの合間を縫って活動している。

この啓発イベントでは、移動検診車による子宮頸がんの検診、子宮頸がんに関するパネル展示、電子顕微鏡を用いたがん細胞等の観察等を行っている。子宮頸がん検診は原則として福岡市内に在住している 20 歳以上の女性が対象(原則予約制、有料)だが、本学が費用負担することにより、大学生については本学以外の学生、また福岡市外の居住者であっても学生証を提示することにより無料で受診できるようにしている。しかし前年度に引き続き、令和 3(2021)年も新型コロナウイルス感染症の拡大のため学園祭が中止となり、近隣住民への検診呼びかけについても福岡市の許可が出なかったため、本学学生のみを対象とした子宮頸がん検診事業を学内で実施した【資料 A-2-5 2022 年度 純真学園大学 学園祭子宮頸がん検診事業 連携会議議事録】。この結果、ボランティア活動が中止された状況で積極的な啓発活動ができなかったこともあり、受診者は 40 人にとどまった。

このほか、平成 26(2014)年に「学生の主体的活動への支援に関する協定書」を大学と締結した NPO 法人キャンサーサポート(がん患者支援団体)との連携により、がん征圧・患者支援チャリティイベントである「リレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡」(主催:リレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡実行委員会、公益財団法人日本対がん協会)でのボランティア活動に毎年大勢の学生が参加している。令和 3(2021)年度は、コロナ禍ではあったが福岡女子大学キャンパスで 11 月 21 日に開催され、本学より 10 人のボランティア学生がハンドマッサージのブースを設置してチャリティに参加し、イベント参加者に大変好評であった。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

令和 3(2021)年度も未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見られないものの、本学では可能な限り社会への知の還元として、「サイエンスキャンプ」「サイエンスカフェ」「南区こども大学」「南区出前講座」を展開してきた。今後も引き続き、福岡市南区を始めとした地域との連携を図りながら、社会のニーズに則した内容の検討及び見直しを行うことで、地域への情報発信を進めていく予定である。

また、保健医療関連への貢献として実施している「健康フェスティバル」においても、コロナ禍ではあったが、実施形式や内容の見直しを図ることで、令和 3(2021)年度の実施

が可能となった。今後も地域住民の方々が健康に関する意識を高めることができるように、途絶えることなく継続した実施を目指すとともに、限定された局所地域における貢献だけでなく、より広範囲の地域でも実施できるよう検討する。

一方、福岡市では若い世代の子宮頸がん検診受診率が全国でも低いことが課題となっているが、健康に関する啓発活動として実施している本学での学園祭における子宮頸がん検診事業の実績が注目されている。また、国が子宮頸がん予防接種を積極的に推奨しない状況が続く現在、唯一の予防方法として、本検診事業の意義は非常に大きい。これらの点から、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況下にあった令和 3(2021)年度においても、対象を本学学生のみと限定されたものの、感染対策を講じた上で本事業を継続できたことは有意義であったと考える。

今後の本事業については、大学生の検診促進とともに、一般市民の受診者増加を視野に入れた取り組みも検討している。その方策として、例年は学生サークルとともに、地区広報誌での検診案内や筑紫丘地区自治会を通して市民への検診案内チラシを配布するなど、一般市民の受診者増加を視野に入れた広報活動を実施してきた。これらの活動の再開については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら検討していく。また、以前から近隣大学への本事業拡大について取り組んでいるが、引き続き連携組織である福岡市南区保健福祉センターに具体的なアプローチを依頼していく。

以上のように本学の地域貢献を、目的や内容、そして対象などを多様にしながら毎年継続して開催していく。そのため、学外から多くの参加をいただくための広報の在り方の検討や、大学の個性を強調した保健医療分野に則した新しい企画の検討を進めていく。その際、頂いたアンケートの意見も反映しながら改善の検討を進めていく。

【基準 A の自己評価】

学生及び教職員による各種の地域活動を通じて、本学の存在及び活動が、地域住民の方々に浸透していくことで、その理解と協力が得られてきている。本学の学生にとってもこうした地域貢献活動に参加することは、職業意識の涵養や専門の学びの定着の機会であるほか、コミュニケーション力の養成、社会人としての心構えのトレーニングにもなる。

本学の学園訓にある「奉仕」の精神をもとに、より多くの学生が地域貢献活動に主体的に参加するように、入学時から学友会等を通じて今後も意識付けを行っていく必要がある。加えて、教職員にとっても地域に開かれた大学づくりを目指していく上で地域活動は重要であるため、災害などの非常事態時の避難場所としての役割や官民一体となった街づくりにも参画していく。

基準 B. 自校教育

B-1. 自校教育

B-1-① 自校教育の構築と評価

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 自校教育の構築と評価

(a) 純真学の構築

平成 28(2016)年度より、本学独自の 4 学科合同カリキュラムとして『純真学』を設置している。『純真学』は、本学の理念や特徴を知ることが目的とした単なる自校教育に留まらず、医療人に共通して求められる基盤的な資質と汎用的能力の育成を目的としている。

『純真学』は、独自の学修目標を持つ 4 つの必修科目と 2 つの選択科目で構成され、1 年次から 3 年次まで、各学年にて開講される【資料 B-1-1 純真学概念図・純真学科目一覧】。

1 年次に開講される「純真学入門」は、学長自らが教壇に立ち、学園訓の理解と 4 年間の目標設定を促す授業で、初年次教育としての役割を担っている。学生は、入学時に大学創設者の思いと学園訓の意味を理解し、個々の目標に向き合っている。また、学科合同クラスでの「コミュニケーション論」は、医療人に必要なコミュニケーションスキルの修得と異学科間での学生交流にもなっており、多職種連携教育における合同授業へとつながっている。「社会人セミナー」は、令和 2(2020)年度よりビジネスマナー講座とテーブルマナー講座を受講することで社会人になる上で必要とされる能力と態度を養う必修科目として 1 年次に配置している。

2 年次では、選択必修科目である「ボランティアとキャリア支援」で奉仕活動の実際と意義を学び、同じく選択必修科目である「異文化交流」では海外研修を通して国際的視野を学ぶ。いずれも主体的な体験から学ぶことを重視しており、最終的にはポスター作製や発表会などを通じて学びの共有を図っている。またボランティア活動においては、大学の地域貢献としての意義も高く、学生の達成感やキャリアモデルとの出会いにもつながっている。

3 年次生対象科目の「総合純真学」は、一流とされる人の視点・思考を知り、古典・伝統・文化関連施設の訪問体験を通して、建学の精神の理解とともに社会人として必要な「人間力」や「総合力」について考える機会とすることを目的にしている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、予定していた歌舞伎鑑賞を中止としたが、当該学年の学生については 4 年次（令和 3(2021)年度）に受講している。

(b) 純真学の評価

以上の『純真学』の運営・評価については、各科目責任者と純真学専門部会が担い、授業評価結果の分析とともに、毎年、より高い教育効果をめざした工夫や改善案を検討・展開している【資料 B-1-2 純真学専門部会 総括】。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4 (2022)年度より本学の教育課程が改正されたことに伴い、第 3 次カリキュラムにおける『純真学』は、「純真学入門」に相当する「純真学Ⅰ」、そして「ボランティア」「国際交流」「総合純真学」の各科目に相当する「純真学Ⅱ」に再編成されることとなった。新たな純真学では「自己発見から自己実現へ」をテーマに据え、令和 4 (2022)年度開講の「純真学Ⅰ」でさまざまな側面から「自己発見」を促すことを計画している。

〔基準 B の自己評価〕

『純真学』開講以降、継続した授業評価の結果から、学生は建学の精神と大学で学ぶ意味を理解していることが分かり、自校教育としての科目の役割を十分に果たしている。特に、入学直後に開講する「純真学入門」は、個々の学修目標や志を具現化する科目として適切な時期に開講しており、学修支援科目としても評価できる。更に、各科目の中で修得する教養やボランティア活動に触れる機会は、各学科で目指す職業観の育成につながっている。

今後、新カリキュラムにおいて「自己発見から自己実現へ」をテーマに掲げる『純真学』での学修が、多職種連携教育科目やキャリア形成教育科目とともに建学の精神を体現した医療人の養成に寄与できるよう運用していく。

V. 特記事項

1. 国際交流

本学では、国際交流事業を担う中心組織として国際交流推進委員会を設け、海外の大学の教育研究諸機関との提携や交流協定の締結を通じて純真学園大学の国際交流を積極的に進めるとともに、現職教員を含む短期研修生の派遣や受入れを行うことにより、医療教育と研究実践の向上や人材の育成に努めている。

令和 3(2021)年度までに大韓民国 5 校、台湾 1 校、中華人民共和国 2 校、アメリカ合衆国（ハワイ）1 校、オーストラリア 1 校、及びベトナム 1 校の各大学と MOU を締結しており、本学学生の短期海外研修を行うとともに、相手国の短期研修生の受入れを行っている。

令和 3(2021)年度の国際交流については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により提携大学への現地訪問ができなかったが、オンラインによる活動を以下のとおり実施した。

1. 春海保健大学校（大韓民国）との国際交流（令和 3(2021)年 10 月 14 日実施）
2. 国連人間居住計画（UN-Habitat）ミャンマー事務所による講演
（令和 3(2021)年 10 月 21 日実施）
3. 成均館大学校（大韓民国）との国際交流（令和 3(2021)年 11 月 4 日実施）

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	【大学の目的】 本学の目的は、学則第 1 条（目的）において規定している。	1-1
第 85 条	○	【教育研究上の基本組織（学部）】 本学の設置する学部については、学則第 1 条第 2 項（目的）、及び保健医療学部規則において規定している。	1-2
第 87 条	○	【修業年限、その特例】 本学の修業年限は、学則第 18 条（修業年限）において規定している。	3-1
第 88 条	—	【修業年限、その特例】 本学では編入学の制度を設けていない。	3-1
第 89 条	—	【修業年限、その特例】 本学では早期卒業に関する制度を設けていない。	3-1
第 90 条	○	【入学資格】 本学への入学資格は、学則第 21 条（入学資格）において規定している。	2-1
第 92 条	○	【学長、教授等必要な職員】 本学の教職員については、学則第 8 条（教職員）において規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	【教授会の設置】 本学の教授会については、学則第 13 条（教授会）、及び教授会規程において規定している。	4-1
第 104 条	○	【学位の授与】 本学が行う学位の授与については、以下において規定している。 ・大学学則第 46 条（学位の授与） ・大学院学則第 20 条（学位） ・学位規程第 2 条（学位の名称）	3-1
第 105 条	—	【履修証明書の交付】 本学は履修証明書の交付を行っていない。	3-1
第 108 条	—	【編入学】 本学では編入学の制度を設けていない。	2-1
第 109 条	○	【自己点検・評価】 ・本学の自己点検・評価については、学則第 2 条（自己点検・評価）、及び自己点検・評価委員会規程に基づき実施している。 ・自己点検・評価の結果については、ホームページ上にて公開して	6-2

		いる。 ・文部科学大臣の認証を受けた者（公益財団法人日本高等教育評価機構）による認証評価を受審している（直近では平成 28（2016）年度に受審）。	
第 113 条	○	【教育研究活動の公表】 本学教育研究活動の状況については、ホームページにて公表している。	3-2
第 114 条	○	【事務職員】 事務職員の配置については、学則第 8 条第 1 項第 2 号（教職員）及び第 12 条（大学事務局）、また「純真学園大学の事務組織に関する規程」において規定している。	4-1 4-3
第 122 条	—	【編入学】 本学は編入学の制度を設けていない。	2-1
第 132 条	—	【編入学】 本学は編入学の制度を設けていない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	【学則記載事項】 以下のとおり記載している。 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 → 学則第 15 条（学年）、第 16 条（学期）、第 17 条（休業日）、第 18 条（修業年限） 二 部科及び課程の組織に関する事項 → 学則第 5 条（学部、学科及び学生定員） 三 教育課程及び授業日時数に関する事項 → 学則第 32 条（教育課程の編成）、第 33 条（授業科目）、第 34 条（授業の方法等）、第 35 条（単位の計算方法）、第 36 条（履修方法等） 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 → 学則第 37 条（単位の授与）、第 38 条（単位の認定要件）、第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）、第 43 条（成績の評価基準）、第 44 条（卒業の要件）、第 45 条（卒業） 五 収容定員及び職員組織に関する事項 → 学則第 5 条（学部、学生及び学生定員）、第 12 条（大学事務局）	3-1 3-2

純真学園大学

		六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 → 学則第 20 条（入学の時期）、第 21 条（入学資格）、第 22 条（入学志願の手続）、第 23 条（入学者の選考）、第 24 条（入学手続及び入学許可）、第 26 条（休学）、第 27 条（復学）、第 29 条（自主退学）、第 30 条（除籍）、第 31 条（転学等）、第 44 条（卒業の要件）、第 45 条（卒業） 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 → 学則第 60 条（諸納入金） ※ 詳細については、「諸納入金納入規程」にて規定 八 賞罰に関する事項 → 学則第 53 条（表彰）、第 54 条（懲戒）、第 55 条（懲戒による退学） 九 寄宿舎に関する事項 → 学則第 58 条（学生寮） ※ 詳細については、「純真学園 向野寮規則」「純真学園 筑紫丘寮規則」にて規定	
第 24 条	○	【指導要録】 学籍簿、成績表、学生カード、健康診断書により保存・管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	【学生に対する懲戒の手続きの決定】 本学学生に対する懲戒手続については、学則第 54 条（懲戒）において規定している。	4-1
第 28 条	○	【備えるべき表簿】 備えるべき表簿については、各管轄部署において作成・保管している。	3-2
第 143 条	—	【教授会の権限】 本学では代議員会等を設置していない。	4-1
第 146 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 147 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 148 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 149 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 150 条	○	【入学資格に関する細目】 入学資格については、学則第 21 条に規定している。	2-1
第 151 条	—	【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1

純真学園大学

第 152 条	—	【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 153 条	—	【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 154 条	—	【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 161 条	—	【編入学、転学等】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 162 条	—	【編入学、転学等】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 163 条	○	【学年の始期、終期】 本学の学年の始期及び終期は、学則第 15 条において規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	【学修証明書の交付】 保健医療学部履修規程第 28 条第 1 項において、学生に対して成績証明書を発行することができる旨を定めている。また、学則第 49 条第 2 項及び科目等履修生規程第 11 条第 2 項において、科目等履修生に対して単位修得証明書を交付することができる旨を定めている。	3-1
第 164 条	—	【履修証明書の交付に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	【三つの方針】 大学の学部・学科、及び大学院の研究科・専攻ごとに「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を定め、ホームページ等で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	【自己点検・評価に関する細目】 本学の自己点検・評価体制については、自己点検・評価委員会を設置しており、また自己点検・評価の項目については、日本高等教育評価機構が定める項目を用いている。	6-2
第 172 条の 2	○	【教育研究活動等の情報の公表】 教育研究活動等の状況に関する情報は、ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	【卒業証書の授与】 学則第 45 条（卒業）及び第 46 条（学位の授与）に基づき授与している。	3-1
第 178 条	—	【高等専門学校卒業者の編入学】	2-1

		本学は該当する制度を設けていない。	
第 186 条	—	【専修学校（専門課程）修了者の編入学】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	【趣旨】 本学は、学校教育法、大学設置基準その他関係法令に基づき設置し、運営している。	6-2 6-3
第 2 条	○	【教育研究上の目的】 学部・学科の教育研究上の目的については、保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）において規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	【入学者選抜の方法】 入学者選抜の方法については、入学者選抜規程に基づき厳正に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	【教職員間の連携・協働体制】 本学の組織は教員と職員が連携し、適切に運営している	2-2
第 3 条	○	【教育研究上の基本組織（学部）】 本学の学部については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）及び保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）に基づき設置しており、教員組織・教員数その他については大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	【教育研究上の基本組織（学科）】 本学の学科については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）、保健医療学部規則第 2 条（学科）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）に基づき設置しており、教員組織・教員数その他については大学設置基準をはじめ関係法令の定める要件を満たしている。	1-2
第 5 条	—	【教育研究上の基本組織（学部以外の基本組織）】 本学は学部以外の基本組織を有していない。	1-2
第 6 条	—	【教育研究上の基本組織（学部以外の基本組織）】 本学は学部以外の基本組織を有していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	【教員組織の編成】 本学の教員組織は、学部・学科の教育研究上の目的及び大学設置基準をはじめ関係法令の定める要件に応じて設けており、また必要な教員数も適正に配置している。	3-2 4-2

第 10 条	○	【授業科目の担当】 本学で開講される授業科目については、その内容に応じて適正に教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	【専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員】 該当する教員を配置するとともに、シラバスの作成や教授会への出席を通じて、教育課程の編成に参画している。	3-2
第 11 条	—	【授業を担当しない教員】 本学の専任教員は全員授業を担当している。	3-2 4-2
第 12 条	○	【専任教員】 本学の教員については、原則として学校法人純真学園就業規則第 39 条第 6 号において兼職・兼業することを禁じられており、また教員全員が本学のための専任教員となっている。	3-2 4-2
第 13 条	○	【専任教員数】 本学の専任教員数については、大学設置基準が求める人数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	【学長の資格】 学長の資格については、学長選考規程第 4 条において規定している。	4-1
第 14 条	○	【教授の資格】 本学における教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	【准教授の資格】 本学における准教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	【講師の資格】 本学における講師の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	【助教の資格】 本学における助教の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	【助手の資格】 本学における助手の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	【収容定員】 本学の収容定員については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）において規定している。	2-1
第 19 条	○	【教育課程の編成方針】 本学の教育課程は、教育研究上の目的、カリキュラム・ポリシー、	3-2

		及び関係法令に基づき体系的に編成している。	
第 19 条の 2	—	【連携開設科目】 本学は連携開設科目を設けていない。	3-2
第 20 条	○	【教育課程の編成方法】 本学教育課程の編成方法については、学則第 34 条（授業の方法等）、第 36 条（履修方法等）、保健医療学部履修規程第 2 条（教育課程）において適切に定めている。	3-2
第 21 条	○	【単位】 本学における単位の計算方法については、学則第 35 条（単位の計算方法）において規定している。	3-1
第 22 条	○	【一年間の授業期間】 年間の授業期間は、大学設置基準に基づき、学年暦に定めている。	3-2
第 23 条	○	【各授業科目の授業期間】 各授業科目の授業期間は、学年暦により、定期試験期間を除き十五週を確保している。	3-2
第 24 条	○	【授業を行う学生数】 授業を行う学生数は、授業の内容や教育効果を考慮し、適切に定めている。	2-5
第 25 条	○	【授業の方法】 授業の方法については、学則第 34 条（授業の方法等）に規定するとともに、講義要項（シラバス）において科目ごとに明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	【成績評価基準等の明示等】 成績評価基準等については講義要項（シラバス）に明記しており、入学時に冊子として新入生へ配付するとともに、Web シラバスとしても公開している。	3-1
第 25 条の 3	○	【教育内容等の改善のための組織的な研修等】 教育内容等の改善のための組織的な研修のため、本学に FD・SD 委員会を設置し、研修会や公開授業等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	【昼夜開講制】 本学では昼夜開講制を実施していない。	3-2
第 27 条	○	【単位の授与】 単位の授与については、学則第 37 条（単位の授与）において規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	【履修科目の登録の上限】 履修科目の登録の上限については、保健医療学部履修規程第 4 条に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	【連携開設科目に係る単位の認定】 本学は連携開設科目を設けていない。	3-1

第 28 条	○	【他の大学又は短期大学における授業科目の履修等】 他の大学または短期大学における授業科目の履修等に関する取扱いについては、学則第 41 条（他の大学等における授業科目の履修等）において規定している。	3-1
第 29 条	○	【大学以外の教育施設等における学修】 大学以外の教育施設等における学修に関する取扱いについては、学則第 42 条（大学以外の教育施設等における学修）において規定している。	3-1
第 30 条	○	【入学前の既修得単位等の認定】 本学入学前に他の大学または短期大学で修得した単位に関する取扱いについては、学則第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）において規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	【長期にわたる教育課程の履修】 本学は長期履修制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	【科目等履修生等】 科目等履修生については、学則第 49 条（科目等履修生）において規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	【卒業の要件】 本学卒業の要件については、学則第 18 条（修業年限）及び保健医療学部規則第 11 条（卒業）において規定している。	3-1
第 33 条	—	【授業時間制をとる場合の特例】 本学では授業時間制を設けていない。	3-1
第 34 条	○	【校地】 本学の校地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を含んでいる。	2-5
第 35 条	○	【運動場】 本学の運動場は、基準 2-5-①に示したとおり、本学（筑紫丘キャンパス）からバスで 15 分の場所に設けている（面積：9,503.2 m ² ）。	2-5
第 36 条	○	【校舎等施設】 本学の校舎等施設は、大学設置基準に則り適正に設置している。	2-5
第 37 条	○	【校地の面積】 本学の校地面積は 33,049.3 m ² （専用面積 26,175.9 m ² 、共用面積 6,873.4 m ² ）であり、本学の基準面積 11,800 m ² を上回っている。	2-5
第 37 条の 2	○	【校舎の面積】 本学の校舎面積は 37,690.3 m ² （専用面積 29,485.2 m ² 、共用面積 8,205.1 m ² ）であり、本学の基準面積 11,908.0 m ² を上回っている。	2-5
第 38 条	○	【図書等の資料及び図書館】 図書等の資料及び図書館の設備・人員については、大学設置基準に則り適正に整備・配置している。	2-5

純真学園大学

第 39 条	—	【附属施設】 本学は、附属施設の設置を要する学部・学科を有していない。	2-5
第 39 条の 2	—	【薬学実務実習に必要な施設】 本学は、該当する学部・学科を有していない。	2-5
第 40 条	○	【機械、器具等】 本学は、大学設置基準並びに関係法令に基づき必要な種類・数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	【二以上の校地における施設整備】 本学は、筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスのそれぞれにおいて必要とされる施設・設備等を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	【教育研究環境の整備】 本学は大学設置基準に則り、必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	【大学等の名称】 本学の大学名は学園訓・建学の精神に基づき定めており、また学部学科の名称については、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。	1-1
第 41 条	○	【事務組織】 本学は、その事務を遂行するため、事務組織に関する規程に基づき事務組織を設けており、専任の職員を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	【厚生補導の組織】 本学は、厚生補導を行う組織として事務局内に学生センター学生係を設け、専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	【社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制】 本学学生が卒業後社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うため、教育課程の実施面においては教務委員会・純真学専門部会・IPE 専門部会が各学科及び事務局（教務係）と連携しており、また厚生補導面においては学生委員会が各学科及び事務局（学生係）と連携している。	2-3
第 42 条の 3	○	【研修の機会等】 本学職員に必要な知識及び技能を修得する場として、学内で SD 研修会を開催するとともに、外部機関が開催する研修を活用している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	【学部等関係課程実施基本組織】 本学は、学部を一つのみ有している。	3-2
第 43 条	—	【共同教育課程の編成】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-2
第 44 条	—	【共同教育課程に係る単位の認定】	3-1

純真学園大学

		本学は、共同教育課程を編成していない。	
第 45 条	—	【共同学科に係る卒業の要件】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 46 条	—	【共同学科に係る専任教員数】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	【共同学科に係る校地の面積】 本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 48 条	—	【共同学科に係る校舎の面積】 本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 49 条	—	【共同学科に係る施設及び設備】 本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 49 条の 2	—	【工学に関する学部教育課程の編成】 本学は、工学に関する学部を有していない。	3-2
第 49 条の 3	—	【工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置】 本学は、工学に関する学部を有していない。	4-2
第 49 条の 4	—	【課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数】 本学は、工学に関する学部を有していない。	4-2
第 57 条	—	【外国に設ける組織】 本学は、外国に学部、学科等を編成していない。	1-2
第 58 条	—	【学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外】 本学は大学院のみを有する大学に該当しない。	2-5
第 60 条	—	【段階的整備】 本学は、新たな大学の設置、または薬学を履修する課程の設置のいずれにも該当していない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	【学士の学位授与の要件】 学位授与の要件については、学則第 46 条（学位の授与）及び学位規程において規定している。	3-1
第 10 条	○	【専攻分野の名称】 学位に付記する専攻分野の名称は、各学科の教育課程に合わせた適切な名称としている（学位規程第 2 条）。	3-1
第 10 条の 2	—	【共同教育課程に係る学位授与の方法】 本学は、共同教育課程を有していない。	3-1
第 13 条	○	【学位規程】 本学は学位に関する事項を処理するため、学位規程を定めて適正に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	【学校法人の責務】 事業計画等を策定して運営基盤の強化及び教育の質の向上に努めるとともに、各種法令や寄附行為その他の諸規程に基づく運営を行うことにより、透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	【特別の利益供与の禁止】 適正に対応している。	5-1
第 33 条の 2	○	【寄附行為の備置き及び閲覧】 適正に対応している。	5-1
第 35 条	○	【役員】 本法人の役員については、寄附行為第 5 条（役員）において規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	【学校法人と役員との関係】 私立学校法が定めるところにより、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	【理事会】 本法人の理事会については、寄附行為第 15 条（理事会）において規定している。	5-2
第 37 条	○	【役員の職務】 本法人における役員の職務については、寄附行為第 11 条（理事長の職務）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）において規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	【役員の選任】 本法人における役員の選任については、寄附行為第 6 条（理事の選任）及び第 7 条（監事の専任）において規定している。	5-2
第 39 条	○	【役員の兼職禁止】 寄附行為第 7 条（監事の選任）に基づき、監事は本法人の理事、評議員または職員以外の者から選出している。	5-2
第 40 条	○	【役員の補充】 役員の補充については、寄附行為第 9 条（役員の補充）において規定している。	5-2
第 41 条	○	【評議員会】 本法人の評議員会については、寄附行為第 18 条（評議員会）において規定している。	5-3
第 42 条	○	【評議員会】 評議員会の諮問事項については、寄附行為第 20 条（諮問事項）において規定している。	5-3

第 43 条	○	【評議員会】 評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条（評議員会の意見具申等）において規定している。	5・3
第 44 条	○	【評議員の選任】 本法人における評議員の選任については、寄附行為第 22 条（評議員の選任）において規定している。	5・3
第 44 条の 2	○	【役員の学校法人に対する損害賠償責任】 法令の趣旨を踏まえ、役員はより適正な職務を遂行するよう努めている。また、寄附行為第 44 条（責任の免除）及び第 45 条（責任限定契約）において、責任の範囲を定めている。	5・2 5・3
第 44 条の 3	○	【役員の第三者に対する損害賠償責任】 役員の第三者に対する損害賠償責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5・2 5・3
第 44 条の 4	○	【役員の連帯責任】 役員の連帯責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5・2 5・3
第 44 条の 5	○	【一般社団・財団法人法の規定の準用】 役員の責任の免除について寄附行為第 44 条に、また責任限定契約については寄附行為第 45 条にそれぞれ明記している。	5・2 5・3
第 45 条	○	【寄附行為変更の認可等】 寄附行為の変更については、寄附行為第 40 条（寄附行為の変更）において規定し、適切に実施している。	5・1
第 45 条の 2	○	【予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画】 寄附行為第 31 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）において規定している。	1・2 5・4 6・3
第 46 条	○	【評議員会に対する決算等の報告】 評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条第 2 項（決算及び実績の報告）において規定している。	5・3
第 47 条	○	【財産目録等の備付け及び閲覧】 本法人の財産目録等については適正に作成・備付し、閲覧に供している。	5・1
第 48 条	○	【報酬等】 寄附行為第 36 条（役員の報酬）において規定している。	5・2 5・3
第 49 条	○	【会計年度】 本法人の会計年度については、寄附行為第 36 条（会計年度）において規定している。	5・1
第 63 条の 2	○	【情報の公表】 寄附行為第 35 条（情報の公表）において規定している。	5・1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	【目的】 本学大学院の目的については、大学院学則第 1 条（目的）において規定している。	1-1
第 100 条	○	【教育研究上の基本組織】 本学大学院における教育研究上の基本となる組織については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 102 条	○	【入学資格】 本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条（入学資格）において規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	【入学資格】 本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条（入学資格）において規定している。	2-1
第 156 条	—	【入学資格】 該当しない。	2-1
第 157 条	—	【入学資格】 該当しない。	2-1
第 158 条	—	【入学資格】 該当しない。	2-1
第 159 条	—	【入学資格】 該当しない。	2-1
第 160 条	—	【入学資格】 該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	【趣旨】 本学は学校教育法及び大学院設置基準に基づき設置し、適正に運営している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	【教育研究上の目的】 本学大学院が設置する研究科の教育研究上の目的については、	1-1 1-2

		大学院学則第 6 条第 2 項（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	
第 1 条の 3	○	【入学者選抜】 本学大学院における入学者選抜については、入学者選抜規程に基づき厳正に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	【教員と事務職員等の連携及び協働】 本学大学院の組織は教員と職員が連携し、適切に運営している。	2-2
第 2 条	○	【大学院の課程】 本学大学院の課程は、大学院学則第 5 条（課程）において規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	【専ら夜間において教育を行う大学院の課程】 該当しない。	1-2
第 3 条	○	【修士課程】 本学大学院の修士課程については、大学院学則第 5 条（課程）、第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）、及び第 8 条（標準修業年限等）において規定している。	1-2
第 4 条	—	【博士課程】 本学大学院は博士課程を有していない。	1-2
第 5 条	○	【研究科】 本学大学院の研究科については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 6 条	○	【専攻】 本学大学院の研究科に置かれる専攻については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 7 条	○	【研究科と学部等の関係】 本学大学院の研究科と学部学科は連携し、適切に運営している。	1-2
第 7 条の 2	—	【複数の大学が協力して教育研究を行う研究科】 該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	【研究科以外の基本組織】 該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	【教員組織】 本学大学院の教員は学部の教員が兼任しており、研究目的・分野に応じて適切な人数を配置している。	3-2 4-2
第 9 条	○	【教員組織】	3-2

		本学大学院の教員については、「純真学園大学大学院保健医療学専攻科担当教員選考に関する規程」に基づく資格審査を経た者を配置している。	4-2
第 10 条	○	【収容定員】 本学大学院の収容定員については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	2-1
第 11 条	○	【教育課程の編成方針】 本学大学院の教育課程は、専攻・分野ごとに定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成されている。	3-2
第 12 条	○	【授業及び研究指導】 大学院の授業科目は、大学院保健医療学研究科履修規程第 2 条別表第 1・第 2 において規定している。	2-2 3-2
第 13 条	○	【研究指導】 研究指導は、第 9 条に適合する教員により行われている。	2-2 3-2
第 14 条	○	【教育方法の特例】 本学大学院における教育方法の特例については、大学院学則第 14 条（教育方法の特例）において規定している。	3-2
第 14 条の 2	○	【成績評価基準等の明示等】 成績評価基準等については講義要項（シラバス）に明記しており、入学時に冊子として新入生へ配付するとともに、Web シラバスとしても公開している。	3-1
第 14 条の 3	○	【教育内容等の改善のための組織的な研修等】 教育内容等の改善のための組織的な研修のため、本学に FD・SD 委員会を設置し、研修会を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	【大学設置基準の準用】 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修については以下のとおり定めている。 ・各授業科目の単位 → 大学院保健医療学研究科履修規程別表第 1・第 2 において規定している。 ・授業日数・授業期間 → 大学学則第 16 条（学期）を準用し（大学院学則第 25 条）、学年暦において規定している。 ・授業を行う学生数 → 授業を行う学生数は、授業の内容や教育効果を考慮し、適切に定めている ・授業の方法及び単位の授与 → 授業の方法については、大学学則第 34 条（授業の方法等）を準用する（大学院学則第 25 条）とともに、講義要項（シラバス）において科目ごとに明示している。	2-2 2-5 3-1 3-2

		単位の授与については、大学学則第 37 条（単位の授与）を準用している（大学院学則第 25 条）。 ・他の大学院における授業科目の履修等 → 大学院学則第 16 条（単位互換による他の大学の大学院における授業科目の履修等）において規定している。 ・入学前の既修得単位等の認定 → 大学院学則第 17 条（入学前の既修得単位等の認定）において規定している。 ・長期にわたる教育課程の履修 → 大学院学則第 8 条（標準修業年限等）において規定している。 なお、科目等履修生等については受入れを行っていない。	
第 16 条	○	【修士課程の修了要件】 修士課程の修了要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）において規定している。	3-1
第 17 条	—	【博士課程の修了要件】 本学大学院は博士課程を有していない。	3-1
第 19 条	○	【講義室等】 必要とされる講義室等については適切に設置している。	2-5
第 20 条	○	【機械、器具等】 必要とされる種類・数の機械・器具等については適切に設置している。	2-5
第 21 条	○	【図書等の資料】 必要とされる図書、学術雑誌、視聴覚資料等については適切に備えている。	2-5
第 22 条	○	【学部等の施設及び設備の共用】 筑紫丘キャンパスにおける施設設備等については、学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	【二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備】 筑紫丘キャンパス、百道浜キャンパスのいずれについても、教育研究上必要とされる施設設備についてはそれぞれ適切に設置している。	2-5
第 22 条の 3	○	【教育研究環境の整備】 本学大学院は大学院設置基準に則り、必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	【研究科等の名称】 本学大学院の研究科等の名称は、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。	1-1
第 23 条	—	【独立大学院】	1-1

純真学園大学

		本学は独立大学院に該当しない。	1-2
第 24 条	—	【独立大学院】 本学は独立大学院に該当しない。	2-5
第 25 条	—	【通信教育を行う課程】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	3-2
第 26 条	—	【通信教育を行い得る専攻分野】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	3-2
第 27 条	—	【通信教育を併せ行う場合の教員組織】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	【大学通信教育設置基準の準用】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	【通信教育を行う課程を置く大学院の施設】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	2-5
第 30 条	—	【添削等のための組織等】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	【研究科等連係課程実施基本組織に関する特例】 本学大学院は、一の研究科のみ設置している。	3-2
第 31 条	—	【共同教育課程の編成】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-2
第 32 条	—	【共同教育課程に係る単位の認定等】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 33 条	—	【共同教育課程に係る修了要件】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 34 条	—	【共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 34 条の 2	—	【工学を専攻する研究科の教育課程の編成】 本学大学院は、工学を専攻する研究科を有していない。	3-2
第 34 条の 3	—	【工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置】 本学大学院は、工学を専攻する研究科を有していない。	4-2
第 42 条	○	【事務組織】 本学大学院の事務組織は大学と共通して設けられている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	【学識を教授するために必要な能力を培うための機会等】 本学大学院は博士課程を有していない。	2-3
第 42 条の 3	○	【経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示】 本学大学院の入学金・授業料・施設設備維持費に関する情報、 及び長期履修制度・入学金減免制度・大学院奨学生制度・一般 教育訓練給付制度等、本学が講じる経済的負担の軽減のための 措置に関する情報をそれぞれまとめ、本学ホームページ上で公	2-4

		開している。	
第 43 条	○	【研修の機会等】 本学職員に必要な知識及び技能を修得する場として、学内で SD 研修会を開催するとともに、外部機関が開催する研修を活用している。	4-3
第 45 条	一	【外国に設ける組織】 本学大学院は、外国に研究科、専攻その他の組織を有していない。	1-2
第 46 条	一	【段階的整備】 本学大学院は、開設初年度より必要とされる教員組織、校舎等の施設及び設備を整備している。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1

第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	【修士の学位授与の要件】 本学における修士の学位授与の要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）及び第 20 条（学位）において規定している。	3-1
第 4 条	—	【博士の学位授与の要件】	3-1

		本学大学院は、博士課程を有していない。	
第 5 条	○	【学位の授与に係る審査への協力】 学位の授与に係る審査については、学位審査規程第 4 条において規定している。	3-1
第 12 条	—	【学位授与の報告】 本学大学院は、博士課程を有していない。	3-1

大学通信教育設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人純真学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2022 純真学園大学大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	純真学園大学 学則	
	純真学園大学大学院 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（学校推薦型選抜（指定校））	

純真学園大学

	2022 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（学校推薦型選抜（公募）・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・社会人選抜） 2022 年度純真学園大学大学院保健医療学研究科学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧 令和 4 年度学生便覧（純真学園大学保健医療学部、純真学園大学大学院保健医療学研究科）	
【資料 F-6】	事業計画書 令和 4 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書 令和 3 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ： ・2022 純真学園大学大学案内 p.37 キャンパスマップ： ・令和 4 年度学生便覧 p.29	資料 F-2 に掲載 資料 F-5 に掲載
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人純真学園 法人規程一覧表 純真学園大学 規程一覧表 純真学園大学大学院 規程一覧表	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 理事・評議員・監事一覧リスト 令和 3 年度理事会の開催状況 令和 3 年度評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間） 令和 3 年度決算関係書類、監査報告書 令和 2 年度決算関係書類、監査報告書 令和元年度決算関係書類、監査報告書 平成 30 年度決算関係書類、監査報告書 平成 29 年度決算関係書類、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 令和 4 年度講義要項（純真学園大学保健医療学部） 令和 4 年度講義要項（純真学園大学大学院）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 純真学園大学 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（令和 4 年度学生便覧 pp.41-48） 純真学園大学大学院 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（令和 4 年度学生便覧 pp.117-121）	資料 F-5 に掲載
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） ○○○○○○○	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） ○○○○○○○	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	純真学園大学 学則 第 1 条	資料 F-3 を参照
【資料 1-1-2】	純真学園大学大学院 学則 第 1 条	資料 F-3 を参照
【資料 1-1-3】	純真学園大学 保健医療学部規則 第 3 条、第 4 条	
【資料 1-1-4】	本学ホームページ＞情報公開＞1. 大学の教育研究上の目的に関すること	
【資料 1-1-5】	2022 純真学園大学 大学案内 p.1	資料 F-2 に掲載
【資料 1-1-6】	令和 4 年度学生便覧（ページ番号なし）	資料 F-5 に掲載
【資料 1-1-7】	2022 純真学園大学 大学案内 pp.3-6、p.40	資料 F-2 に掲載
【資料 1-1-8】	『純真の翼』第 9 号	
【資料 1-1-9】	令和 4 年度学生便覧 pp.41-43、p.117	資料 F-5 に掲載
【資料 1-1-10】	純真学園大学 将来計画協議会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「純真学入門」シラバス	資料 F-12（学部講義要項）に掲載
【資料 1-2-2】	純真学園大学設置認可申請書（設置の趣旨）	
【資料 1-2-3】	純真学園大学大学院設置認可申請書（設置の趣旨）	
【資料 1-2-4】	純真学園大学 5 ヶ年計画（平成 27～31 年度）	
【資料 1-2-5】	純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）	
【資料 1-2-6】	令和 4 年度学生便覧 pp.41-48、pp.117-121	資料 F-5 に掲載
【資料 1-2-7】	2022 年度学生募集要項	資料 F-4 に同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2022 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-2】	2022 年度純真学園大学大学院保健医療学研究科学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-3】	純真学園大学説明会のご案内	
【資料 2-1-4】	純真学園大学 入学者選抜規程	
【資料 2-1-5】	純真学園大学大学院 入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	純真学園大学 入試委員会規程 第 4 条	
【資料 2-1-7】	純真学園大学 入試判定会規程	
【資料 2-1-8】	純真学園大学大学院 入試判定会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 3 年度第 1 回 学部運営会議Ⅱ資料（三つの方針、各学科及び教務委員会）	
【資料 2-2-2】	令和 3 年度第 3 回 教務委員会議事録	
【資料 2-2-3】	令和 4 年度学生便覧 p.17	資料 F-5 に掲載
【資料 2-2-4】	健康管理センター（情報公表資料）	
【資料 2-2-5】	オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-6】	純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程	
【資料 2-2-7】	令和 3（2021）年度後期 ティーチング・アシスタント実施計画	
【資料 2-2-8】	令和 4（2022）年度前期 ティーチング・アシスタント実施計画	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2022 純真学園大学 大学案内 p.31	資料 F-2 に掲載
【資料 2-3-2】	令和 4 年度学生便覧 p.18、pp.24-25	資料 F-5 に掲載

【資料 2-3-3】	純真学園大学 進路対策委員会規程	
【資料 2-3-4】	純真学園大学 国家試験対策委員会規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	純真学園大学 学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	令和 4 年度学生便覧 p.1、pp.17-21	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-3】	学生相談室、保健室等の状況	エビデンス集（データ編）表 2-9 に同じ
【資料 2-4-4】	2022 純真学園大学 大学案内 p.38	資料 F-2 に掲載
【資料 2-4-5】	2022 住まいのご案内	
【資料 2-4-6】	令和 4 年度学生便覧 p.11	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-7】	純真学園大学 学友会会則 第 2 条	
【資料 2-4-8】	2022 年度 純真学園大学サークル一覧	
【資料 2-4-9】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	エビデンス集（データ編）表 2-7 に同じ
【資料 2-4-10】	2022 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（学校推薦型選抜（指定校））p8 2022 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（学校推薦型選抜（公募）・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・社会人選抜） p.12	資料 F-4 に掲載
【資料 2-4-11】	令和 4 年度学生便覧 p.6	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-12】	令和 4 年度学生便覧 pp.6-8	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-13】	『純真の翼』第 9 号 p.44	資料 1-1-8 に掲載
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパスマップ	資料 F-8 に同じ
【資料 2-5-2】	令和 4 年度学生便覧 pp.29-34（筑紫丘キャンパス見取図）	資料 F-5 に掲載
【資料 2-5-3】	校地、校舎等の面積	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1（令和 4 年 5 月 1 日現在）に同じ
【資料 2-5-4】	百道浜キャンパス見取図	
【資料 2-5-5】	2022 純真学園大学 大学案内 p.38	資料 F-2 に掲載
【資料 2-5-6】	純真学園図書館資料収集管理規則	
【資料 2-5-7】	純真学園図書館資料廃棄に関する細則	
【資料 2-5-8】	純真学園図書館収蔵資料の除籍に関する細則	
【資料 2-5-9】	純真学園図書館運営委員会規程	
【資料 2-5-10】	令和 3 年度図書館運営状況	
【資料 2-5-11】	令和 3(2021)年度 遠隔授業実施状況	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生満足度調査（質問項目）	
【資料 2-6-2】	学生の学修成果の把握に関するアンケート（質問項目）	
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート（質問項目）	
【資料 2-6-4】	大学院生アンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 4 年度学生便覧 pp.41-43	資料 F-5 に掲載
【資料 3-1-2】	令和 4 年度学生便覧 p.117	資料 F-5 に掲載
【資料 3-1-3】	純真学園大学 保健医療学部履修規程	

純真学園大学

【資料 3-1-4】	令和 4 年度学生便覧 pp.70-72	資料 F-5 に掲載
【資料 3-1-5】	成績評価基準	エビデンス集（データ編）表 3-2 に同じ
【資料 3-1-6】	純真学園大学 入学前の既修得単位等の認定に関する規程	
【資料 3-1-7】	純真学園大学大学院 保健医療学研究科履修規程	
【資料 3-1-8】	純真学園大学大学院 入学前の既修得単位等の認定に関する規程	
【資料 3-1-9】	純真学園大学大学院 単位互換に関する取扱規程	
【資料 3-1-10】	純真学園大学大学院 長期履修学生に関する規程	
【資料 3-1-11】	純真学園大学大学院 学位審査規程	
【資料 3-1-12】	純真学園大学大学院 学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準	
【資料 3-1-13】	令和 4 年度学生便覧 p.72	資料 F-5 に掲載
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	3 つのポリシー（保健医療学部）	資料 F-13 に同じ
【資料 3-2-2】	令和 4 年度学生便覧 pp.107-114	資料 F-5 に掲載
【資料 3-2-3】	令和 4 年度学生便覧 pp.105-106	資料 F-5 に掲載
【資料 3-2-4】	3 つのポリシー（大学院保健医療学研究科）	資料 F-13 に同じ
【資料 3-2-5】	純真学園大学 保健医療学部履修規程 第 4 条	資料 3-1-3 を参照
【資料 3-2-6】	純真学園大学 教育助成に関する規程	
【資料 3-2-7】	純真学園大学 学外実習対策委員会規程	
【資料 3-2-8】	2021 年度臨地実習要綱（看護学科）	
【資料 3-2-9】	純真学園大学 放射線技術科学科 令和 3 年度臨床実習協議会プログラム	
【資料 3-2-10】	2021 年度（前期）臨地実習要項（純真学園大学保健医療学部検査科学科）	
【資料 3-2-11】	2021 年度 臨地実習協議会・指導者会議プログラム	
【資料 3-2-12】	臨床実習の手引き（純真学園大学保健医療学部医療工学科）	
【資料 3-2-13】	臨床実習指導要領（純真学園大学保健医療学部医療工学科）	
【資料 3-2-14】	「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス	資料 F-12（大学院講義要項）に掲載
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学生の学修成果の把握に関するアンケート（質問項目）	資料 2-6-2 に同じ
【資料 3-3-2】	令和 3 年度後期授業評価アンケートの実施要領	
【資料 3-3-3】	令和 3 年度後期授業評価アンケート対象科目一覧	
【資料 3-3-4】	令和 3 年度授業評価アンケート結果からの振り返りフォーム	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	純真学園大学 学長選考規程	
【資料 4-1-2】	純真学園大学 副学長選任規程	
【資料 4-1-3】	純真学園大学 学部長選任規程	
【資料 4-1-4】	純真学園大学大学院 研究科長選任規程	
【資料 4-1-5】	純真学園大学 役職者等選任規程	
【資料 4-1-6】	純真学園大学 学部運営会議規程	
【資料 4-1-7】	純真学園大学 将来計画協議会規程	資料 1-1-10 に同じ
【資料 4-1-8】	純真学園大学 中期計画策定委員会規程	
【資料 4-1-9】	純真学園大学 自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-10】	純真学園大学 IR 委員会規程	

純真学園大学

【資料 4-1-11】	純真学園大学 教育改革検討委員会規程	
【資料 4-1-12】	純真学園大学 福田昌子記念育英学生規程	
【資料 4-1-13】	純真学園大学 教授会規程	
【資料 4-1-14】	純真学園大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 4-1-15】	純真学園大学組織図	
【資料 4-1-16】	純真学園情報共有サイト（トップページ）	
【資料 4-1-17】	純真学園大学 組織規程	
【資料 4-1-18】	理事・評議員・監事一覧	資料 F-10 に同じ
【資料 4-1-19】	純真学園大学 教務委員会規程	
【資料 4-1-20】	純真学園大学 IR 室規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員組織	エビデンス集（データ編））認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1（令和 4 年 5 月 1 日現在）に同じ
【資料 4-2-2】	指定規則に定める有資格者数	
【資料 4-2-3】	純真学園大学 学則	資料 F-3 に同じ
【資料 4-2-4】	純真学園大学 教育職員選考規程	
【資料 4-2-5】	純真学園大学 教育職員選考委員会規程	
【資料 4-2-6】	純真学園大学 教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項	
【資料 4-2-7】	純真学園大学 教育職員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-8】	純真学園大学 任期を定めた教育職員の任用に関する細則	
【資料 4-2-9】	純真学園大学 客員教授等に関する規程	
【資料 4-2-10】	純真学園大学 特別任用教員規程	
【資料 4-2-11】	純真学園大学 非常勤講師に関する規程	
【資料 4-2-12】	純真学園大学 名誉教授規程	
【資料 4-2-13】	研究実績報告書（書式）	
【資料 4-2-14】	教育・研究活動等記録一覧表（書式）	
【資料 4-2-15】	純真学園大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-16】	『純真の翼』第 9 号 p.17	資料 1-1-8 に掲載
【資料 4-2-17】	令和 3 年度前期 授業評価アンケートの実施要領	
【資料 4-2-18】	令和 3 年度後期 授業評価アンケートの実施要領	
【資料 4-2-19】	令和 3 年度授業評価アンケート結果からの振り返りフォーム	資料 3-3-4 に同じ
【資料 4-2-20】	令和 3 年度 FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-2-21】	学科別 FD・SD 報告書	
【資料 4-2-22】	2021 年度 FD・SD 委員会の目標と総括	
【資料 4-2-23】	FD・SD 研修会アンケート結果	
【資料 4-2-24】	教員自主計画研修要項	
【資料 4-2-25】	教員自主計画研修要項細則	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	純真学園大学 FD・SD 委員会規程	資料 4-2-15 に同じ
【資料 4-3-2】	令和 3 年度 FD・SD 研修会一覧	資料 4-2-19 に同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	自主計画研修要領の手引き	
【資料 4-4-2】	純真学園大学 臨床研究専門部会規程	
【資料 4-4-3】	純真学園大学 倫理委員会規程	
【資料 4-4-4】	純真学園大学 競争的資金の取扱い規程	

純真学園大学

【資料 4-4-5】	純真学園大学競争的資金等にかかる不正行為に関する取り決め	
【資料 4-4-6】	純真学園大学 競争的資金不正防止部会規程	
【資料 4-4-7】	純真学園大学 公的研究費の不正防止に関する基本方針	
【資料 4-4-8】	令和 3 年度 純真学園大学競争的資金不正防止計画	
【資料 4-4-9】	純真学園大学 研究費助成に関する規程	
【資料 4-4-10】	2021 年度 第 5 回 FD・SD 研修会アンケート結果	
【資料 4-4-11】	『純真の翼』第 9 号 pp.15-16	資料 1-1-8 に掲載
【資料 4-4-12】	研究実績報告書（書式）	資料 4-2-13 に同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人純真学園 寄付行為 第 3 条	資料 F-1 を参照
【資料 5-1-2】	学校法人純真学園 就業規則 第 32 条、第 39 条	
【資料 5-1-3】	学校法人純真学園 公益通報規程	
【資料 5-1-4】	純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程	資料 4-4-4 に同じ
【資料 5-1-5】	純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）	資料 1-2-5 に同じ
【資料 5-1-6】	令和 4 年度純真学園事業計画	資料 F-6 に同じ
【資料 5-1-7】	純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程	
【資料 5-1-8】	学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程	
【資料 5-1-9】	学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい	
【資料 5-1-10】	学生相談室のご案内	
【資料 5-1-11】	学校法人純真学園 個人情報保護規則	
【資料 5-1-12】	2021 年度臨地実習要綱（看護学科） pp.5-8、p.24	資料 3-2-8 に掲載
【資料 5-1-13】	臨床実習事前教育 医療分野における個人情報保護について（放射線技術科学科）	
【資料 5-1-14】	検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について（説明書）	
【資料 5-1-15】	臨床実習指導要領（純真学園大学保健医療学部医療工学科）p.2	資料 3-2-13 に掲載
【資料 5-1-16】	純真学園大学 放射線障害予防規程	
【資料 5-1-17】	純真学園大学 放射線安全管理委員会規程	
【資料 5-1-18】	純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 5-1-19】	遺伝子組み換え実験安全の手引き	
【資料 5-1-20】	遺伝子組み換え実験を始める前に	
【資料 5-1-21】	危機管理マニュアル（令和 3 年 3 月 22 日版）	
【資料 5-1-22】	建物の耐震化率（令和 4 年 4 月 1 日現在）	
【資料 5-1-23】	大地震対応マニュアル（学生配布用）	
【資料 5-1-24】	地震対応のフローチャート	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人純真学園 寄付行為 第 15 条第 2 項	資料 F-1 を参照
【資料 5-2-2】	令和 3 年度理事会の開催状況	資料 F-10 に同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	理事・評議員・監事一覧	資料 F-10 に同じ
【資料 5-3-2】	学校法人純真学園 監事監査規程	
【資料 5-3-3】	監査報告書	資料 F-11 に同じ
【資料 5-3-4】	令和 3 年度評議員会の開催状況	資料 F-10 に同じ
【資料 5-3-5】	監査概要書	

5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	事業活動収支計画書（令和 2 年～令和 6 年度）	
【資料 5-4-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）表 5-2 に同じ
【資料 5-4-3】	学校法人純真学園 資産運用に関する取扱基準	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人純真学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人純真学園 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	監査概要書	資料 5-3-5 に同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	純真学園大学 自己点検・評価委員会規程	資料 4-1-9 に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	純真学園大学 学則 第 2 条	資料 F-3 を参照
【資料 6-2-2】	令和 4 年度事業計画	資料 F-6 に同じ
【資料 6-2-3】	令和 3 年度事業報告書	資料 F-7 に同じ
【資料 6-2-4】	純真学園 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）	資料 1-2-5 に同じ
【資料 6-2-5】	本学ホームページ＞情報公開＞14.純真学園大学自己点検評価報告書	
【資料 6-2-6】	本学ホームページ＞情報公開＞11.財務情報	
【資料 6-2-7】	純真学園大学 IR 室規程	資料 4-1-20 に同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	純真学園 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）	資料 1-2-5 に同じ
【資料 6-3-2】	令和 3 年度 各学科・各委員会目標（達成度）	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への貢献		
【資料 A-1-1】	純真学園大学 広報委員会規程	
【資料 A-1-2】	「ボランティアとキャリア形成」シラバス	資料 F-12 に掲載
【資料 A-1-3】	福岡市南区大学連絡協議会構成校と福岡市南区との連携に関する協定書	
【資料 A-1-4】	純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書	
【資料 A-1-5】	大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書	
【資料 A-1-6】	『純真の翼』第 9 号 p.34	資料 1-1-8 に掲載
【資料 A-1-7】	大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書（写し）	
【資料 A-1-8】	本学教員の学会活動・社会貢献活動	
A-2. 地域への情報発信		
【資料 A-2-1】	『純真の翼』第 9 号 p.38	資料 1-1-8 に掲載
【資料 A-2-2】	『純真の翼』第 9 号 p.37	資料 1-1-8 に掲載
【資料 A-2-3】	『純真の翼』第 9 号 p.35	資料 1-1-8 に掲載
【資料 A-2-4】	『純真の翼』第 9 号 p.36	資料 1-1-8 に掲載
【資料 A-2-5】	2022 年度 純真学園大学 学園祭子宮頸がん検診事業 連携会議議事録	

基準 B. 自校教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 自校教育		
【資料 B-1-1】	純真学概念図・純真学科目一覧	
【資料 B-1-2】	純真学専門部会 総括	資料 6-3-2 に掲載

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

令和 4 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書

発行日	令和 5 年 1 月 31 日
編集・発行	純真学園大学 〒815-8510 福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1
電話	092-554-1255（代表）
FAX	092-552-2707
E-mail	ir@junshin-u.ac.jp
URL	https://www.junshin-u.ac.jp/
印刷	株式会社九州カスタム印刷